

令和 4 年

第 3 回西原村定例会会議録

令和 4 年 9 月 7 日

令和 4 年 9 月 16 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 4 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 7 日	水	午前 1 0 時	本会議	・ 開会 ・ 議席の指定 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 益城嘉島西原環境衛生施設組合議員の選挙 ・ 村長施政方針及び提案理由説明 ・ 休会の件について ・ 全員協議会 ・ 常任委員会	
9 月 8 日	木		休 会	・ 常任委員会	
9 月 9 日	金		休 会	・ 常任委員会	
9 月 1 0 日	土		休 会		
9 月 1 1 日	日		休 会		
9 月 1 2 日	月		休 会	・ 常任委員会	
9 月 1 3 日	火	午前 1 0 時	本会議	・ 一般質問（3 名） ・ 議案審議（認定第 1 号）	・ 決算
9 月 1 4 日	水	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議（認定第 2 号～議案第 3 5 号）	・ 決算 ・ 予算 ・ 条例
9 月 1 5 日	木	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議（議案第 3 6 号～同意第 3 号）	・ 予算 ・ 一般議案
9 月 1 6 日	金	午前 1 0 時	本会議	・ 発議第 5 号 ・ 組合議会報告 ・ 委員会の閉会中の継続調査（審査）申出 ・ 常任委員等の選任	・ 一般議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は 9 月 2 2 日までとする。

提 出 議 案 等

(令和4年9月7日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|---------|--|
| 認定第 1 号 | 令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2 号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3 号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4 号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5 号 | 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6 号 | 令和3年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 報告第 4 号 | 令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 報告第 5 号 | 令和3年度西原村継続費精算報告について |
| 承認第 7 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第5号) 令和4年度西原村一般会計補正予算(第2号) について」 |
| 承認第 8 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第6号) 令和4年度西原村一般会計補正予算(第3号) について」 |
| 議案第35号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第36号 | 令和4年度西原村一般会計補正予算(第4号) について |
| 議案第37号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について |

- 議案第 38 号 令和 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 39 号 令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 40 号 令和 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（堀切多々良線道路改良工事）
- 議案第 42 号 工事請負契約の締結について（医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補修工事）
- 議案第 43 号 工事請負契約の締結について（医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事）
- 議案第 44 号 工事請負変更契約の締結について（西原中学校給食室・ランチルーム改築工事）
- 議案第 45 号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園園内道路整備工事）
- 同意第 3 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（令和 4 年 9 月 13 日提出）

（一般質問）

1 番 中西義信君 2 番 堀田直孝君 3 番 尾崎幸穂君

（令和 4 年 9 月 16 日提出）

（議員提出議案）

発議第 5 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（9月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 議席の指定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 会期の決定について	5
日程第 4 諸般の報告	5
日程第 5 益城嘉島西原環境衛生組合議員1名の選挙について	6
日程第 6 村長施政方針及び提案理由説明（認定第1号～同意 第3号）	6
日程第 7 休会の件について	18
散 会	19

第2号（9月13日）

議事日程第2号	21
応招議員氏名	22
出席議員氏名	23
事務局職員出席者	23
説明のため出席した者の職氏名	24
開 議	25
日程第 1 一般質問	25
（中西義信）	25
・ 村長の選挙公約の「聞いて実行」について	
・ 総合防災公園に計画中のベンチ等に屋根の設置は あるか	
・ 西原村地域づくり推進事業の活用法について （堀田直孝）	33
・ 農業振興について	
・ 総合体育館の維持管理について （尾崎幸穂）	39
・ 子育て、少子化対策への取り組みについて	
・ ICT（情報通信技術）を活用した教育環境の整	

備について

- ・通勤・通学等の利便性に向けての取り組みについて

日程第 2	認定第 1 号	令和 3 年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	5 1
散 会			7 4

第 3 号（9 月 1 4 日）

議事日程第 3 号			7 5
応招議員氏名			7 7
出席議員氏名			7 8
事務局職員出席者			7 8
説明のため出席した者の職氏名			7 9
開 議			8 0
日程第 1	認定第 2 号	令和 3 年度西原村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	8 0
日程第 2	認定第 3 号	令和 3 年度西原村介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	8 4
日程第 3	認定第 4 号	令和 3 年度西原村後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	8 6
日程第 4	認定第 5 号	令和 3 年度西原村中央簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定につい て	8 7
日程第 5	認定第 6 号	令和 3 年度西原村工業用水道事業会 計決算の認定について	9 1
日程第 6	報告第 4 号	令和 3 年度西原村健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	9 3
日程第 7	報告第 5 号	令和 3 年度西原村継続費精算報告に ついて	9 7
日程第 8	承認第 7 号	専決処分の報告及び承認について 「（専第 5 号）令和 4 年度西原村一 般会計補正予算（第 2 号）について」	9 8
日程第 9	承認第 8 号	専決処分の報告及び承認について 「（専第 6 号）令和 4 年度西原村一 般会計補正予算（第 3 号）について」	9 9
日程第 1 0	議案第 3 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	1 0 0
散 会			1 0 2

第4号（9月15日）

議事日程第4号	103
応招議員氏名	105
出席議員氏名	106
事務局職員出席者	106
説明のため出席した者の職氏名	107
開 議	108
日程第 1 議案第36号 令和4年度西原村一般会計補正予算 (第4号) について	108
日程第 2 議案第37号 令和4年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第2号) について	137
日程第 3 議案第38号 令和4年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第1号) について	138
日程第 4 議案第39号 令和4年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第1号) について	139
日程第 5 議案第40号 令和4年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算(第2号) につい て	140
日程第 6 議案第41号 工事請負契約の締結について(堀切 多々良線道路改良工事)	142
日程第 7 議案第42号 工事請負契約の締結について(医王 寺向小川線(麦の庄大橋)橋梁補修 工事)	143
日程第 8 議案第43号 工事請負契約の締結について(医王 寺向小川線(長迫大橋)橋梁補修工 事)	145
日程第 9 議案第44号 工事請負変更契約の締結について (西原中学校給食室・ランチルーム 改築工事)	146
日程第10 議案第45号 工事請負変更契約の締結について (西原村運動公園園内道路整備工 事)	147
日程第11 同意第 3号 西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることに ついて	149
散 会	150

第5号（9月16日）

議事日程第5号	151
応招議員氏名	152
出席議員氏名	153
事務局職員出席者	153
説明のため出席した者の職氏名	154
開 議	155
日程第 1	発議第 5号 西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について 155
日程第 2	組合議会の報告について 155
日程第 3	委員会の閉会中の継続調査申出について 156
日程第 4	復興対策特別委員会の終了について 156
日程第 5	常任委員の選任について（総務福祉常任委員5名、 産業教育常任委員5名、議会広報常任委員5名） 159
日程第 6	議会運営委員の選任について（6名） 160
日程第 7	議長の常任委員辞任について 161
閉 会	163
署 名	165

第 1 号 (9 月 7 日)

令和4年第3回西原村議会定例会会議録

令和4年9月7日、令和4年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年9月7日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 益城嘉島西原環境衛生組合議員1名の選挙について
- 日程第 6 村長施政方針及び提案理由説明（認定第1号～同意第3号）
- 日程第 7 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工課長	中 西 聡 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和4年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は、桂議員におかれましては議会議員補欠選挙後初めての議会ですので、仮の議席に着席していただいております。後ほど議席の指定を行います。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、議席番号は、議長席から見て最後列、右から2番目を9番とし、桂悦朗君の議席とします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、桂悦朗君の議席は9番に決定しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、高本孝嗣君、3番議員、小城保弘君を指名します。

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月31日に行われました議会運営委員会で本日7日より16日までの10日間と想定しています。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を9月22日までの16日間とすることにしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって会期は本日7日より16日までの10日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を9月22日までの16日間とすることに決定しました。

日程第4、諸般の報告を行います。

閉会中の7月8日、宮田勝則議員から辞職願の提出があり、同日、地方自治法第126条の規定により、議長において7月15日をもって議員辞職を許可しましたので報告します。

また、このたび補欠選挙で当選されました桂議員を含め、議員の常任委員

の選任について、閉会中の8月10日、議長指名により、産業教育常任委員に桂悦朗君を選任し、議会運営委員に堀田直孝君を選任しました。

また、委員互選により、議会運営委員長については堀田直孝君となりました。

続いて、特別委員会においては、議長指名により、河原校区活性化対策特別委員に中西義信君、公共育成牧場跡地利用対策特別委員に桂悦朗君、企業誘致特別委員に西口義充君となり、委員互選により、西口義充君が企業誘致特別副委員長となりましたので、報告します。

続いて、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

7月15日に阿蘇市町村議長会主催、27日に熊本県町村議会議長会主催の正副議長・常任委員長・議会運営委員長研修会が開催され、それぞれ出席しました。

8月24日に、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修に出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5、益城嘉島西原環境衛生施設組合議員1名の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にしますか、指名推選しますか、お諮りします。

（「指名推選をお願いします」の声）

○議長（山下一義君）指名推選ということですが、指名推選でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、議長の指名推選とします。

それでは、指名を行います。

益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に2番議員、高本孝嗣君を指名します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に2番議員、高本孝嗣君と決定しました。

日程第6、村長に施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和4年第3回定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずもって、7月26日告示、31日投開票の西原村議会議員補欠選挙におきまして見事当選されました桂議員には、心よりお祝いを申し上げます。

また、今回の村長選挙におきまして、多くの村民の皆様の温かいご支持、ご支援を賜り、西原村第6代村長として村政運営の重責を担わせていただくこととなりましたこと、心より感謝申し上げます。これまでの村政の継承と、さらなる発展に対する村民の皆様の期待の大きさ、責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

日置前村長が4期14年にわたり、西原村の発展、宗教問題や特に熊本地震からの復旧・復興に全力でご尽力賜りましたことに、深く尊敬と感謝の意を表すとともに、改めて西原村のさらなる飛躍に全力で取り組むことを村民の皆様にお約束いたします。村民の皆様が将来への希望を持ち、日々暮らす喜び、楽しさ、幸せを実感できる村を目指し、取り組んでいきたいと考えております。

さて、私は、今回の村長選挙で、「5つの柱」として基本政策を発表させていただきました。これらの公約を実行するためには、村民の皆様のご意見やご要望の集約が私の村政の出発点であると捉えております。そして、その声を集約し、村民のために、地域のために、議会・行政がその脇役を担い実行できればと考えております。

5つの柱のうち、1つ目に子育て支援・少子化対策としまして、子育て世帯、共働き世帯、ひとり親家庭、子育ての困り感をお抱えのご家庭が安心してお子さんを育てることができるよう、各種制度を見直し、制度の再検討を図り、充実した支援体制を策定し、子どもたちが健やかに成長していけるよう、また、保護者の負担が少しでも軽減できるよう環境を整えてまいります。

また、子育て世代の方々と話をしています中で、西原村の子育て支援の内容が住民の方々に周知されていないと感じることも少なくありませんでした。今後は、ホームページやSNS等をできる限り利用し、情報の発信にも力を入れてまいります。

子育て世代の方々と数回にわたりタウンミーティングを開催させていただきましたが、その中で高校生の通学について、送り迎えが大変、不便だという声が多くの皆様からございました。また、小さいお子さんをお抱えの方々からは、ちょっとした買物や病院へ通ったりするときに子どもを預かってくれるところが欲しいといった話を伺っております。このような課題が全て満足できる政策を策定できるとは限りませんが、少しでも問題の解決に近づけることができるよう、少しでも親御さんの負担軽減ができるよう、住民の皆さんの声を聞き、議員の皆さんと相談しながら、一つ一つの問題の解決を図ってまいります。

2つ目に、福祉の充実としまして、高齢者や障害をお抱えの方々が健康で幸せに過ごせることができるよう、健康促進につながる活動等を積極的に支援し、皆様が安心して生活できる制度及び施設等の充実を図ってまいります。

高齢者の方々のお話を伺っておりますと、村内でなかなか入所する施設が

ない、村外の施設には行きたくないといった声が多くございました。特に、超高齢化社会に突入している状況で、65歳以上の高齢者が親子、夫婦、兄弟などを介護することで生じている老老介護が大きな問題となっております。このような点を踏まえ、今後は、のぎく荘の増設や民間の福祉施設を誘致することで、高齢者の方々が西原村で安心した老後を暮らせるよう取り組んでまいります。

次に、障害をお抱えのご家庭からも、支援内容を教えてくれるところはあるが、心身・心のケア、悩みや不安を相談するところがなく、これから先、充実してほしいといった声を伺っております。今後は、国が進める重層的支援体制整備事業を活用し、多様化・複合化している悩みや不安をお抱えの方々に寄り添い、つながりを持ち続ける伴走支援ができるよう積極的に取り組んでまいります。

3つ目に、商工観光の発展としまして、企業誘致による工業の強化を図り、地元雇用の促進、村内中小企業の継続的な発展を支援し、地域経済の活性化、税収アップにつなげ、商工観光業と議会・行政が一体となった地域経済の安定と発展を目指します。

まず、重要施策としまして、2024年に稼働予定の菊陽町に立地しますT S MC 関連企業の誘致活動に積極的に取り組み、これからの西原村を背負う若者の働く場の提供を目指します。また、この取組を行うことにより、村外からの定住促進、税収アップ等が見込まれます。

今後は、開発申請、農振、文化財、上水道、工業用水道等の諸問題もございますが、関係各課一丸となり、この施策に全力で取り組む予定でございます。どうか議員各位におかれましても、本施策にご理解をいただき、ご協力、またご指導、ご鞭撻のほど賜りますようお願い申し上げます。

また、住民の方々からディスカウントストアなどの商業施設を誘致してほしいといった声も多くございました。西原村の現在の人口規模では立地することが難しく、3万人を超えないと立地できないと多くの企業さんから言われております。一方で、仮にこのような商業施設を誘致できた場合、村内の商業関係の方々に大きな影響を及ぼすことも予測されます。

今後は、商業関係者と積極的に協議を行い、西原村の現状に合った商業施設の充実を図っていくならばと考えております。

4つ目に、農業振興としまして、農業従事者の減少を増加に転換するため、親元就農、新規就農、また、それに関しまして支援とサポート、農業従事者が積極的に事業の拡大を目指すことができるよう、I o T等の先端技術の支援体制の充実を図り、持続可能な地域農業の実現を目指します。

今年は特に梅雨時期の雨も少なかったことから、田植が遅くなり、カビの一種のイモチがついたということを農家の方々から伺っております。

昨今の異常気象による慢性的な水不足により、ボーリングなどの新しく水

の確保を検討されているところもございます。

今後は、農家の方々のこれらの状況を踏まえたご意見を集約し、国や県、県議会議員、国会議員の先生方へ相談や要望を行い、農家の方々が安心して作付できるよう取り組んでまいります。

また、有害鳥獣に関しましては大変苦慮されており、最近では農地のみならず、住宅街にまで被害を及ぼした事例もあると伺っております。これにつきましても、農家の方々、また猟友会の方々、議員の皆さんも農業をされている方もおられますので、今後はお知恵をいただき、最善策を模索していきたいと考えております。

5つ目に、生活基盤の強化としまして、村民の安心・安全な生活基盤を充実させるために、近隣地域へのアクセス道路の整備、肥後大津駅から熊本空港までのＪＲ路線の誘致、これは大津町と積極的に取り組んでまいります。

また、過疎地域の少子高齢化対策など、ひと・もの・情報を集約した効率的で住みやすい村づくりの実現に向けて取り組んでまいります。

特に、新興住宅地の私道の劣化が多く、どうにかならないかという声が多くございました。今後は、私道の整備につきまして、農道の生コン支給や原材料支給の条例を参考に、また他市町村の事例を参考に制度化を行い、補修材等の材料を支給し、関係世帯で復旧作業をしていただき、周辺コミュニティーの強化や防災力向上につながることを目的に、その実現に向けて取り組んでまいります。

それから、熊本都市圏３連絡道路建設促進期成会の発足式に、８月２７日の土曜日に参加してまいりました。

この熊本都市圏の新しい高規格道路は、熊本市中心部から益城熊本高速インターまで約１０分、熊本空港まで約２０分で結ぶ１０分・２０分構想が掲げられており、実現しますと西原村から約３０分で熊本市中心部まで行けるようになり、村としましては慢性的な交通渋滞の解消、定住促進、地域経済の活性化が見込まれ、大きな期待を寄せているところでございます。

また、その他の施策としまして、ふるさと納税の強化に取り組みたいと考えております。

令和３年度の熊本県ふるさと納税の総合ランキングによりますと、第１位は同じ阿蘇郡の高森町で約３２億円、２位が御船町で約２５億円、３位が益城町で約１９億円となっております。西原村の約３億円、これは県内で２１位でございますが、今後は少しでもふるさと納税を増やせるよう、ランキング上位の自治体の手法を学び、目標を高く積極的に取り組んでまいります。

まだまだやってみたいことはたくさんございます。村民の皆様はもとより、議員の皆さんの声を実行に移していきたいと思っております。

残念なことに、私一人ではできないことがほとんどでございます。だからこそ、村民の皆さんや議員の皆さんのお力が必要です。私たちは、既に甚大

な被害をもたらした熊本地震からの復旧・復興を成し遂げてまいりました。西原村はこれからまだまだ伸び代があり、私たちはこれから先もいろんなことに一致団結して挑戦できるものと確信をしております。西原村を多くの方々に、住み続けたい村、住んでみたい村として選んでいただけるよう、さらなる発展、成長につなげてまいります。

これから皆様のお声にしっかりと耳を傾け、現場主義、住民起点で村政運営を進めてまいりますので、議員の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私からの就任の挨拶とさせていただきます。

続きまして、本定例会は令和3年度の決算認定が主な議題となっております。

河上代表監査委員、西口監査委員におかれましては、令和4年7月14日から7月28日までの15日間、厳しい暑さの中、慎重に審査していただき、その後の決算意見書作成まで大変ご苦勞をおかけしました。

審査のまとめでは、令和3年4月18日には集落再生事業6地区の落成式を迎え、また、後年に負担となる起債においては交付税措置のあるものを適宜対応されてきたことは大いに評価できるなど、随所で高い評価とお褒めの言葉をいただいております。

また、地域防災拠点施設である西原村総合運動公園は順調に進んでおります。災害発生時の住民の避難拠点となるため、早期完成と運用を望むと期待の報告も上がっております。

私たちは、ご指摘をしっかりと受け止め、お褒めの言葉を励みに職員一同、さらに精進してまいる所存でございます。議員各位におかれましても、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願いし、今定例会議案の提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本村の一般会計においては、熊本地震からの創造的復興を優先課題としながらも最終段階を迎えていることを踏まえ、村のさらなる発展につながる取組を推進すること、コロナ感染症対策について、国・県の動向、村内の感染状況を的確に把握し、適正かつ迅速に対応すること、災害復旧事業等で増加した地方債の償還が今後ますます大きくなることを踏まえ、地方債残高の抑制を図ることなどを念頭に令和3年度当初予算を編成しております。

熊本地震関連事業は、令和2年度からの繰越事業が主でありましたが、事業規模が大きかった宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区等改良事業が令和3年度に竣工を迎えることとなり、4月18日に国や県、関係事業者など多くの来賓を招き、集落再生事業竣工式を挙行することができました。

また、コロナ感染症対策においては、ワクチン接種事業や子育て世帯、非課税世帯への臨時給付金、地方創生推進事業や店舗等に対する感染防止設備

導入助成事業など、令和２年度から引き続き実施しております。

そして、震災復興のシンボルとして取り組む防災公園等整備事業においては、総合体育館が竣工し、３月21日に落成式を終え、現在、供用を開始しております。

着実に創造的復興へ向け前進しているところを実感しながら、住民の皆さんのご理解とご協力、議員各位のご指導により、令和３年度の決算を行うことができました。

令和３年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で81億9,156万4,737円、歳出では73億8,231万6,964円、歳入歳出差引額８億924万7,773円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は６億1,023万6,103円となりました。

歳入における決算額は81億9,156万円と、前年度比で26億6,138万円、24.5%減と大きく減少しました。主な要因として、国庫支出金が15億6,443万円、48.0%減、地方債が11億2,110万円、52.1%減となっております。

歳出における決算額も73億8,232万円と、前年度比で27億6,329万円、27.2%減と大きく減少しております。主な要因としまして、普通建設事業費が17億948万円、39.3%減、補助費等が８億4,633万円、57.0%減となっており、歳入歳出ともに熊本地震からの復旧事業費や令和２年度に実施された特別定額給付金事業による減少が大きな要因となっております。

一方、歳出予算のうち熊本地震に関連した歳出額は７億6,310万円と、前年度比で25億4,676万円、76.9%減となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関連した歳出額は５億9,958万円と、前年度比で２億8,351万円、32.1%減となっております。

基金につきましては、今年度末現在高は41億8,834万円と、前年度比で1,673万円、0.4%減となりました。うち財政調整基金は25億1,070万円で、取崩しを行わず積立てのみを行ったため、１億6,714万円の増となっております。

地方債につきましては、今年度末現在高は106億4,076万円と、前年度比5,419万円、0.5%減となっております。今年度発行した額は10億3,050万円で、熊本地震が発生した平成28年度以降20億円を超えていた発行額を大きく抑えることができました。

ただし、元金償還額は増加傾向にあり、今年度は10億8,469万円と、前年度比で１億5,228万円、16.3%増と、初めて10億円を超え、今後も同水準の償還額が見込まれます。

令和４年度への繰越額は６億4,002万円と、前年度比で18億1,629万円、73.9%減となりました。うち繰越明許費は６億758万円で、主な事業としまして防災公園等整備事業、中学校給食室・ランチルーム改築事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業など、事故繰越しは3,244万円で、

村道維持補修事業、道路橋りょう震災対策事業となっております。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき議会の認定を必要としますので、ご提案させていただきます。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第2号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額10億3,142万6,744円に対し歳出総額9億2,336万9,536円で、歳入歳出差引額1億805万7,208円でございます。

歳入につきましては、保険税調定額2億922万円に対し収入済額1億8,425万円であり、収納率は現年度98.4%、滞納繰越分で20.1%、全体で88.1%でございます。収納率は、前年度と比べ1.9ポイント増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、県支出金のうち普通交付金6億3,916万円、特別交付金2,525万円があり、歳入総額の64.4%を占めております。また、一般会計からの法定繰入金は6,640万円、繰越金1億975万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費6億4,690万円で歳出全体の70.1%を占めております。国民健康保健事業費納付金のうち医療費給付金につきましては1億8,999万円、後期高齢者支援金等につきましては5,179万円、介護納付金につきましては1,986万円の支出となっております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額8億7,322万3,997円に対し歳出総額7億556万8,200円で、歳入歳出差引額1億6,765万5,797円でございます。

令和3年度末の人口6,751人に対し、65歳以上の人口は2,191人、高齢化率は32.5%、介護保険被保険者数は2,087人という状況にあります。

令和4年3月末現在で327人が介護認定を受け、そのうち284人が介護サービスを受けておられます。内訳としましては、居宅介護サービス197人、地域密着型サービス29人、施設介護サービス58人で、居宅介護サービスの利用率は地域密着型サービスを含め79.6%となっております。

歳入におきまして、保険料調定額1億7,318万円に対し収入済額1億7,085万円で、収納率は現年度99.7%、滞納繰越分で24.8%、全体で98.7%であり、収納率は前年度比0.2ポイントの増となっております。

歳入の主な内容といたしまして、国庫支出金1億8,373万円、支払基金交付金1億7,842万円、県支出金1億1,850万円で、歳入総額の55.0%を占め、一般会計からの繰入金が1億1,080万円で12.7%を占めております。

歳出の主なものは保険給付費6億2,541万円で、歳出総額の88.6%を占めております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第4号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億7,174万7,566円に対し歳出総額1億6,750万5,059円で、歳入歳出差引額424万2,507円でございます。令和3年度末の人口6,751人に対し、被保険者は1,027人でございます。

歳入につきましては、保険料現年度調定額5,761万円に対し収入済額5,761万円であり、現年度収納率は100%となっております。

歳入の主な内容といたしまして、一般会計から繰入金1億768万円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の96.2%を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,447万円、内訳として、保険料負担金5,760万円、保険基盤安定負担金2,082万円、事務費負担金444万円、医療給付費負担金8,161万円で、歳出全体の98.2%を占めております。後期高齢者の療養給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れて拠出しております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第5号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億3,868万8,403円に対し歳出総額1億753万7,030円となり、歳入歳出差引額は3,115万1,373円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、水道事業収益の営業収益8,136万6,220円、営業外収益2,642万4,458円、繰越金3,089万5,380円、歳出につきましては、営業費用のうち人件費495万3,498円、電気料等光熱水費804万3,253円、工事請負費2,679万3,940円、繰越明許工事請負費670万200円、営業外費用のうち企業債償還金3,561万6,268円となっております。

令和3年度末の給水人口は、村人口の64.7%、4,371人となり、昨年度末より221人増加しております。

なお、水道料金の収入状況におきましては、収納率99.9%となっております。

詳細につきましては会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第6号、令和3年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収入におきましては、水道事業収益2,922万6,978円で、前年度に比べ676万8,367円の増収となっております。

収益的支出におきましては、水道事業費1,719万105円となり、前年度に比べ533万4,133円の増額となりました。なお、余剰金につきましては5,064万3,848円であり、当年度純利益は1,181万6,873円でございます。

詳細につきましては建設課長よりご説明いたします。

続きまして、報告第4号、令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表しますのは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっており、監査委員からは特に問題はないというふうに意見を伺っております。

詳細につきましては建設課長よりご報告いたします。

続きまして、報告第5号、令和3年度西原村継続費精算報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和3年度西原村一般会計継続費の精算報告を行うものでございます。

令和元年度から令和3年度にかけて行いました、総合体育館建設事業の継続年度終了による報告でございます。

詳細につきましては総務課長より報告いたします。

続きまして、承認第7号、専決処分の報告及び承認について、「(専第5号) 令和4年度西原村一般会計補正予算(第2号)」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億7,374万3,000円とするものでございます。

令和4年6月18日付で西原村議会議長より西原村長の辞職に係る通知があり、同日開催された西原村選挙管理委員会において令和4年7月31日に西原村長選挙を執行することが決定されたため、補正予算が急遽必要であり、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては総務課長よりご報告いたします。

続きまして、承認第8号、専決処分の報告及び承認について、「(専第6号) 令和4年度西原村一般会計補正予算(第3号)」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億8,294万3,000円とするものでございます。

令和4年7月8日付で西原村議会議長より西原村議会議員1名の辞職に係る通知があったため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、令和4年7月31日に執行される西原村長選挙に併せ西原村議会議員補欠選挙の執行が必要となり、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し議会を招集する時

間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては総務課長よりご報告いたします。

続きまして、議案第35号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びに雇用保険法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第36号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,985万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,280万円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げます。

歳入歳出につきましては、基金繰入金5,162万5,000円の増額補正、令和3年度決算に伴う繰越金5億2,023万6,000円の増額補正、辺地対策事業債9,010万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の基金費4億520万円の増額補正、地域振興費7,678万9,000円の増額補正、道路維持費5,400万円の増額補正でございます。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第37号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,765万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,882万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げます。

歳入につきましては、繰入金39万8,000円の減額補正、令和3年度決算に伴う繰越金7,805万7,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費34万9,000円の増額補正、予備費7,800万8,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第38号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,912万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げます。

歳入につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金1億6,765万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金3,186万8,000円の増額補正、予備費1億3,578万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第39号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億115万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げます。

歳入につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金424万2,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金13万4,000円の増額補正、予備費410万8,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第40号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,766万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げます。

歳入につきましては、令和3年度決算による繰越金1,615万1,000円の増額補正、また村債の1,520万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、業務費438万円の増額補正、予備費1,504万7,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては建設課長よりご説明いたします。

議案第41号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます堀切多々良線道路改良工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長よりご説明いたします。

議案第42号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補修工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第43号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第44号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

西原中学校給食室・ランチルーム改築工事につきまして契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第45号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

西原村運動公園園内道路整備工事につきまして契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村固定資産評価審査委員会委員として新たに佐藤光弘氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。

何とぞご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今回の定例会に提案しました認定6件、報告2件、承認2件、議案11件、同意1件、以上合計22件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時58分）

(午前 11 時 01 分)

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）幾つか訂正がございます。

まず、基金につきまして、今年度末の現在高は41億8,834万円、前年度比で1,673万円、0.4%増が正しいです。減と申しておりました。申し訳ございません。

次に、報告第4号につきまして、一番最後に、詳細については、正解は総務課長より報告いたしますということなんですけれども、私が建設課長から報告しますというふうに話をしていました。

続きまして、承認第7号です。令和4年6月17日付で西原村議会議長より西原村長の辞任に係る通知ということで、私がここで17を18と間違えて読んでおりました。その後、予算補正というのを補正予算というふうに承認第7号で申しておりました。正確には予算補正でございます。

続きまして、承認第8号につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億8,294万3,000円が正解でございます。私が61億円のところを91億円と読んでおりました。訂正をお願いします。

それと、議案第36号で、歳入歳出の主なものについて申し上げますとの後に、歳入につきましてはこのものが正解です。歳出につきましてはというふうに読んでおりました。歳入が正解です。

続きまして、議案第37号、歳出につきましては、総務費34万9,000円の減額補正というのが正解です。34万9,000円の増額補正というふうに申しておりました。

失礼しました。訂正は以上でございます。

○議長（山下一義君）以上で、村長の施政方針及び提案理由の説明は終わりました。

日程第7、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日8日から12日まで本会議を休会したいと思いますか、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日8日から12日まで本会議を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますか、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前 11 時 05 分 散 会

第 2 号 (9 月 1 3 日)

令和4年第3回西原村議会定例会会議録

令和4年9月13日、令和4年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年9月13日（火曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工課長	中 西 聡 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君
代表監査委員	河 上 勝 彦 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月31日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、6番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。

（6番議員 中西義信君 登壇 質問）

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

ただいまから、今回の定例会においての通告に従って、新吉井村長に質問したいと思います。

まずもって、当選おめでとうございます。ご自身で決断され、今日を迎えられ、はや2か月に入りますが、少しはばたばたから落ち着いてこられた中と推察しています。長きにわたって頑張ってこられました前村長の後の引受けですから、何から何まで、やっぱり批判も含めて大変でしょうけれども、逆に考えれば、かえってやりがいもあるでしょうし、また前村長を批判するわけではありませんけれども、村民の皆さんが利用して心身ともに豊かになっていただけるための、またもしもの防災拠点でもあります体育館を含めた総合運動公園ですが、今後の維持費の問題や、多分解体になると思われますトレーニングセンターの跡地の利活用等で、これからは経費もかさむ時代を迎えると思います。大変だと思いますけれども、村民の皆さんのためになればと決意されての今日だと思っておりますので、では、まず1番目の質問に入ります。

まず、村長の選挙公約の「聞いて実行」についてです。

今回の選挙において5つの柱を掲げられ、「聞いて実行」で取り組むとあるが、それぞれ形態が違うが、どのように活動し、住民の声を反映させるのか。小まめに回るのか、ミニ集会等か、他村長のように出張村長室で対面で行われるのか。今現在の心境・計画を伺うと書きました。

決断をされてから、取組の姿勢のやり方をおっしゃられたとき、「聞いて実行」と、なかなかよいキャッチフレーズだと思っています。定例会初日の挨拶の中でも話されてはいましたけれども、今日、3人質問いたしますので、おおらかに話されたのではないかと思います。

現在の心境、お考え、お聞かせください。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

中西議員のご質問にお答えいたします。

中西議員のご質問のとおり、選挙公約で「聞いて実行」というフレーズで住民の皆さんに話をさせていただきました。

私が政治を目指す大きなきっかけとなったのが、熊本地震からの住民起点、集落起点の復旧・復興でございます。

当時を思い返してみますと、集落の皆さんと毎日毎晩膝を突き合わせ、本音で語り合い、集落からの、集落起点の復旧計画を議会、行政が一体となり、その実行に向けて取り組むことができました。

熊本地震からの復旧・復興が全てうまくいったわけではございません。一人一人の思いどおりにならなかったことがむしろ多かったのではと思っております。中では、住民間で激しい対立もございました。しかしながら、どうすれば集落がまとまるか、落としどころは何か、議会、行政、住民、それぞれの立場で、一人一人が懸命に取り組んでいただいたことでなし得ることができたと思っております。

当時の議員の皆さんにも、厳しい状況の中、大変お世話になり、改めて感謝申し上げます。住民、議会、行政、それぞれの立場で一人一人の思いやり、支え合いがあったからこそ、今の西原村があるものと思っております。

お尋ねの、今現在の心境・計画ということでございますが、今現在の心境としましては、この「聞いて実行」、この思いを常に持ち続け、初心を忘れず、村政に取り組んでいきたいと思っております。

選挙期間中も、相手候補の方の具体的な施策に対し、こちらのほうも、もっと具体的な施策を出したほうがいいのかという声も確かにございました。しかしながら、私は、住民の皆さんの声を聞いて、その声を実行に移しますと約束をしておりましたので、あえて具体的な施策を出すことを控えさせていただきました。

災害時やコロナ関連などの緊急事態の際は、もちろん長である私が迅速な決断を下し、解決しなければなりません。平時の行政運営については、初心を忘れず、住民の皆さんの声を聞いて実行することを肝に銘じ、村政を行ってまいります。

次に、どのような計画で行っていくかということでございますが、まず、日頃から行われています、例えば民生委員やスポーツ推進委員会、からいも部会や肥育部会、また何歳児健診とかひよこ学級、小中学校のPTA、各種サロンなど、様々な既存の集まりがございますが、その集まりにできるだけ顔を出して、話を聞いていきたいというふうに考えております。また、SN

S等も活用して、お母さん方や保護者の皆さん、若い世代の方々を中心に会話をしていくようなシステムができればというふうに思っております。

また、私だけでは限りがございます。ここにおられる皆さんのお力添え、聞く耳をぜひお貸しいただければというふうに思っております。

役場職員へも、日頃の窓口対応や住民を交えた会議や集会、集落の区役や行事等、住民の方々と接する機会には、アンテナを張って、できるだけ多くの住民の声を聞くよう、職員と共に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議員の皆様におかれましても、住民さんから多くの声を聞いておられると思っております。全ての声をかなえることができるとは限りませんが、どうすればその声がまとまっていくのか、落としどころは何なのか、少しでもその声に寄り添い、実現できるよう努めてまいります。ぜひ、議員の皆様方もその一翼を担っていただければと思います。

最後はお願いになりましたが、私からの回答は以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）何はともあれ、これからの新しい取組だと思っておりますので、頑張っていたきたいと思えます。

注文ではありませんけれども、やっぱり皆さん方は詳しいから、ついつい自分たちの感覚でしゃべられます。聞くほうは初めてで、それを突然聞いたとき、ぱっとなるほどというのはなかなか難しいから、はいはいという感じで軽く答えられるのが一般的かと思っていますので、もしもそういった会話も含めて取り組むときは、やっぱり聞かれる側の目線に立っていただいてお願いしたいと思っています。

また、ついこの間まで同僚だった方がなられたわけで、お互いにぎくしゃく感もあるとは思いますが、まずは新村長の毅然とした姿勢が職員に伝われば、徐々に回り出すと思っています。我々も確認しながら、意見であったり応援であったりしながら、村の発展につながるようにと願っております。

この質問は、これで終わりたいと思えます。

では、2番目の質問です。

総合防災公園に計画中のベンチ等に屋根の設置はあるかです。

先月8月上旬に頂いた平面図には、まだ具体的な部分まではできていなかった。運動することも大事だが、木陰も必要と感じる。今後、修正が可能なら、ベンチ等への屋根の設置と、よければ東屋風の憩いとなるようなものがないか、検討の余地はないか、いかがかです。

8月頃頂いた平面図は、6月頃の議会のとき頂いたものと同じでした。現在、どこまで計画等がなっているか、ちょっと私は分かりません。たしか、当時は企画課長さんで、じきじき話を受けたような気がします。

公園整備が完成した後、利用されるのは、しっかり走る方、ジョギングされる方、ウォーキングや、または芝生内で家族や仲間とのじゃれ合いといいたすか、遊び合いたか、あと、ふんの問題はありますけれども、ペットと遊びたい方とか、様々な方が来られるでしょうし、やっぱり来てもらいたいたすいますよね。

そこで、ベンチは織り込み済みとは理解してはいますけれども、できれば東屋風はともかく、木陰になるような屋根等の設置の計画はあるのか伺いたす。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問にお答えします。

総合運動公園にベンチ、また、東屋の設置ということでございたす。

結論から申しますと、東屋につきましては、社会資本整備総合交付金事業で既に計画しているところでございたす。今、予算要望をしておりまして、詳細につきましては企画商工課長より説明いたします。以上です。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）中西議員がお尋ねの総合運動公園につきましては、令和元年度の国の補正予算で社会資本整備総合交付金、特定地区公園整備事業の採択を令和2年1月にいただき、同年3月、総合体育館新築工事に着手し、令和4年3月21日に総合体育館の落成式を行っております。

現在は、総合体育館の周辺整備として、園内道路整備で県道堂園小森線との接続工事を継続中、また北側の芝生広場の整備が防護柵を残し、ほぼ完了しております。

今後は、国が実施するプレハブB棟仮設住宅の解体工事の進捗に併せ、調整池の整備、多目的広場の工事に着手し、令和5年度において、テニスコート、照明施設、遊戯施設、休憩施設などの整備を計画しており、要望額は事業費ベースで約2億2,000万円を予定しております。

ご質問にありました、ベンチ、東屋等につきましては、令和5年度の社会資本整備総合交付金事業の計画に含めて、令和4年5月に概算要望、県のヒアリングを終了いたしております。本要望が今年の12月末、交付決定が令和5年6月末を予定しております。

ご質問のベンチにつきましては、計画では10基、東屋は2基を要望に含めております。要望したものが全て通るわけではございませんが、なるべく要望どおりにいくように取り組んでまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございたす。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）分かりました。これまで、いろいろ伺ってきましたけれども、計画の変更、変更と、何回もそちら方面が先で、例えばテニスコートにしても、南北とか東西とか、そういった話が多々あっておりまして、本当にできるのだろうかというのがありまして、やっぱりここは一回言っ

おくべきかなと思って本日言いましたけれども、計画どおりになることを期待しております。

また、変更等の考えも出てくるかもしれませんが、全体を見回して、配置の問題等あると思いますけれども、取り組んでいただけることを願って、次に移っていきたいと思います。

では、3番目、いきます。

西原村地域づくり推進事業の活用法について。

日常的に各地区の公民館もしくは集われている憩いの場にも、総合運動公園と同じくベンチ用の屋根や藤棚等があればと感じる。設置に地域づくり推進事業の活用はできないか。地域づくり補助金の要綱の中で、対象事業と対象外事業が問題になると思うが、子育て支援と福祉の観点から、住民課、保健衛生課も交えて取組をしてはどうかとしました。

ちょっと説明が長くなりますけれども、意味合いは2番目と同じです。質問、答弁3回のルールというのがありますので、運動公園とこの各集落の観点から別にしました。

村長も、初日の挨拶の中で、新しい大型店が来れば、また来てほしいけれども、既存のお店が閉店となることも考えなければなど言われました。改めて言う話ではありませんけれども、ほんの一昔前までは各集落に小さなお店がありまして、ある意味そこが集いとか憩いの場所になっておりました。車社会と時の流れはどうしようもありません。

そこで出たのだと思っています、地域の触れ合いや支え合いの観点から、ミニデイとかいきいきサロンが始まったのかと思っています。現在は、コロナの問題もありますけれども、週1回のスーパーサロン活動が広まり、広報紙にもよく出ていますが、皆さんの笑顔がすばらしいですし、活動の延長線で、古い公民館の改修助成も県から出ていますし、民生委員やサポーター養成講座を受けられた方々の活動には感謝しかありません。

ただ、それだけで駄目だということではなくて、各集落の公民館も日頃は鍵がかけてあるそうです、当たり前かと思いますが。でも、立地的には、大体寄りやすいところに建っております。高齢化対策だけの意味合いではなくて、やっぱりできれば人口増は、各集落少しでも増えていただきたいと思っています。そのためには、日頃、ぶらっと散歩とか、井戸端会議じゃありませんけれども、ちょっと寄るところがあればと思います。

全部見ていますけれども、各集落、ベンチはございますけれども、なかなか屋根とかまで設置したところが、あるところは一部ありますけれども、ほとんどが公民館と用地だけしかありません。敷地の狭いところは、皆さんが集いやすい場所でもいいのかとも思っています。

そこで、西原村地域づくり推進事業の活用幅を広めてはどうかと思っの質問です。

この事業を活用されていない地域もあることも伺っています。趣旨は、庁内で検討していただいて、こういった活用もできますよという提案型も出してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

ただ、質問でも書きましたように、地域づくりの要綱の対象となる補助事業の（３）には「地域住民の融和・健康・福祉を増進する事業」とあります。しかしながら、第５条の（２）に「地域の施設、設備等の維持管理に係る経費」は対象外となっておりますと、矛盾したところが出ております。

対象部署は企画商工課とは思いますが、子育て支援や福祉の観点から、住民課、保健衛生課も交えて、まずは会合から始めてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） ご質問がありました地域づくり推進事業についてご説明いたします。

地域づくり推進事業につきましては、平成15年度より事業を開始し、本年度で20年目になります。

この事業に関しましては、むらづくり推進条例（平成15年条例第28号）に基づき、魅力ある明るいむらづくり事業に要する経費に対し、補助金を交付する目的で創設されております。地域の皆さんが自ら考え、連携しながら主体的に活動し、活力ある地域をつくっていくためのソフト的な取組を支援することで、地域が主体となった地域づくり活動の推進を目的としております。

この事業に関しましては、事業開始より数年ごとに過去の各地区の実績報告を検証しておりますが、その結果、単なる工事請負費や備品購入費、飲食費等に充てられるケースが多く見受けられました。また、事業を専門業者への委託や工事、備品購入のみで済ませてしまうといった事例もあり、事業取組による地域の皆さんへの波及効果が乏しく、本来の目的である地域の活力やコミュニティー力向上の効果が薄いと考え、地域づくり推進事業の取組強化を図ってまいりました。

取組としましては、平成22年に補助対象事業、補助対象外事業を追加、記載した要綱の一部改正を行っております。また、平成30年に補助対象外事業の区分と事務手続を見直し、要綱の全部改正を行い、現在の要綱となっております。

ご質問のベンチ用屋根や藤棚などの設置に対する地域づくり推進補助金の活用につきましては、議員が先ほど言われましたとおり、要綱第３条の３、「地域住民の融和・健康・福祉を増進する事業」に該当すると思われませんが、要綱第５条の２において、工事請負費、委託料、防災に係る備品を除く備品購入費、飲食費のみの費用等は補助対象外となっております。

ベンチ用の屋根や藤棚設置が単に工事請負費にならないための手法、地域の皆さんの意見の合意形成とご協力をいただければ、補助金の活用はもしか

したら可能ではないかというふうに思っております。

しかしながら、補助金の配分額は各集落の戸数割、均等割で算出しており、集落の規模により、多いところで27万円、少ないところでは4万円程度となっております。設置する屋根や藤棚等の規模にもよりますが、事業費が高額になった場合、またほかの補助金との併用ができないことから、地域づくり推進補助金では、もしかしたら十分な補助にはならないのではというふうに思っております。

高額の場合や工事請負の場合は、文化施設事業の補助に関する条例、これは昭和47年条例第9号を活用する方法もございます。事業費の3割以内を補助するものでございます。

いずれにしても、ベンチ用の屋根や藤棚に限らず、集落ごとで、それが何のために必要としているのか、集落ごとで違うのではというふうに思っております。様々その考えはあるのではというふうに思っております。もしかしたら、藤棚とかベンチではなく、ほかのことに取り組みたいとか、集落ごとでいろいろ話をされて、取り組まれるのを推進していきたいというふうに思っております。

また、その要望に関しまして、村の財政状況等も考慮する必要がございます。どうしても必要ということであるならば、ご相談いただければというふうに思っております。執行部でなくても、議員さん方も地元におられますので、その議員の皆様方が集落の要望を引き上げて、ご相談いただければというふうに思っております。

全てがかなうとはお約束できませんが、できるだけかなう方向で、また議員さんとも相談しながら検討してまいりたいというふうに思っております。何らかの方法で、探していきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）ありがとうございます。

やり方はいろいろあると思います。例えば、3年計画とか云々とか、地域と行政と話し合いができれば、そういうのも可能かなと思っていますし、先ほども言いましたように、この要綱を前面に出されると、ああとなる可能性があります。それよりか、先ほど言いましたように、提案型といいますか、皆さん方から考えられたことに対応して、できる範囲では対応できますよみたいなところを発信していただくと、地域も活性化になると思いますし、やる気のあるところも出てくるのかと思っています。

できれば、本当に、地域で散歩じゃないですけども、やっぱり公民館に鍵がかかるのは当たり前だと思っています。でも、ちょっとのんびりしたりする場所が必要かなと思っています。そこらあたりをまた、いろんな課も含めて、もちろん我々も含めて取り組んでいただければと思っています。

先ほども言いましたけれども、各集落に昔はお店がありまして、地域を支えていたのかと思っています。思い出しますと、学校にも何かおばちゃんのお店があったような気がします。

いろんな意味合いで、今は行政が担う事柄になるとは思いますが、この質問が絶対ではなくて、やっぱり長年住んでいるところで生活したいという思いがあられる住民の方々の意思を尊重するとき、時代とともに地域づくり推進事業の要綱といいますか、内容も変化していくべきだと思いますし、そのように理解していると、今、伺いましたので、言おうと思っていたことを先に言われました。推進事業にこだわらなくてもいいのではないかなと言おうと思っていたんですけれども、幾つかあると言われて、そういうのをばんばん表に出していただければと思っています。

ほかにも何かいろいろありませんか。あるのを期待、ああ、どうぞ。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）個人的にはいろいろ考えていまして、例えばサロンであったりとか、そういうのは商工会と連携して、先ほど言われましたとおり、お店へ寄っていたという話がございます。ハワイで、マクドナルドが朝から高齢者の方々にコーヒー 1 杯100円だったかな、200円だったかな、そういう施策をされています。それで、お年寄りの方々が保険料が下がったという事例も何か聞いておりますので、そういう事例を例えば集落の近くのお店で朝からお茶 1 杯100円であったり50円であったりとかで、集落の高齢者の方々がそこに集っていただいて、保険料が削減されたりとかいう方法はないとか、それによって、また村内のお金も回ったりしますので、そういうことができないかというふうに個人的な考えはございます。

いろんな考えがあると思いますけれども、皆さんの声を聞いて、やっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3 回目、続けてください。

○6 番議員（中西義信君）ありがとうございます。地域づくりの要綱に戻りますけれども、対象事業の3と対象外の2は、いつかはもうちょっと検討されていたほうが、何かアンバランスの会話が入っているような気がします。

では、まとめます。

1 番目は村長の意気込みと、2 番目と3 番目は福祉と子育ての面から出しました。

また、総合運動公園のことで、前村長時代からちょっと話がありまして、村内の樹芸業者さんから新公園の敷地に木を寄贈したいという話がございます、今もその方の思いは変わっておられません。当時は、前村長から、竣工記念碑等の全体像が出来上がった後でいいかという話をされていました。今後も、そう思っておられますので、企画商工課と一緒に考えていただけれ

ばと思っています。話が見えれば、ほかの業者の方もそういうお話があるかもしれませんので、そこらあたりはよろしく願います。

それから、前から言われていますように、我々、車の両輪の対軸関係ですが、けれども、目的は村の発展だと思っておりますので、意見も協力もいたしますし、一緒にやっていければと思って、質問を終わります。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○6番議員（中西義信君）はい。

○議長（山下一義君）受領番号2番、4番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、令和4年第3回西原村議会定例会一般質問通告書に従いまして、2件、質問いたします。

まず1件目は、農業振興についてであります。

さきの村長選で、吉井村長の公約として、農業の省力化と品質向上のため、スマート農業の導入を図りますとのことです。その中で、ドローンの導入、栽培施設の改善、アシストスーツの導入に積極的に取り組みますとありました。

私も、1年前の令和3年第3回の定例会において一般質問を行いました。その折に、現在、日本の農業では機械化は進んでいるものの、農業従事者の高齢化、後継者の不足に伴う労働力の不足をはじめ、耕作放棄地の増加や食糧自給率の低下などが課題になっている。最近では、国を中心に、農業各種団体、農機具メーカーなどの開発で、最先端のスマート農業が取り入れられています。本村におけるスマート農業の取組はいかがかということでありました。

スマート農業とは、ロボット技術やICT、AI、IoT等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のことです。

前回の質問で、私が、熊本県では畜産や航空防除の分野を中心にスマート農業の導入が進みつつある。本村においては、主に甘藷、稲作、畜産、施設園芸等の農業がなされているが、現在、どのような取組がなされているか、またどのような取組計画があるかの質問に対して、日置前村長は、スマート農業が西原村にはどこまでマッチングするか、今後の一つの大きな検討課題ではないかと思う、本村は従来から甘藷、里芋を主体とした農業経営が営まれて、作付から出荷に至るまでの様々な重労働を伴う作物であり、この負担の軽減を図ることは重要な課題でありますので、積極的にスマート農業に取り組む必要性を認識しているとの答弁でした。

吉井村長は、どのように積極的に取り組まれるか、お尋ねいたします。

また、産業課長からの回答で、農業は重量物の運搬等重労働を伴うという

ことから、パワーアシスト技術の開発も大分進んでおり、重量農産物を主力産物といたします本村農業にとっては、ここには大きな期待を寄せている、また阿蘇地域振興局農業普及・振興課から、西原村の甘藷部会の協力を得て、アシストスーツの効果とドローンによる防除実証実験を行う計画があると報告を受けているとの答弁がありましたが、実証実験の進み具合はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

堀田議員が先ほど申されましたとおり、令和３年第３回定例会での堀田議員のスマート農業取組についての質問に対し、日置前村長は、本村はその地理的条件により、従来から甘藷、里芋を主体とした農業経営が営まれておりますが、作付から出荷に至るまで様々な重労働を伴う作業であり、この負担軽減を図ることは重要な課題であり、積極的にスマート農業に取り組む必要性を認識しておりますと答弁されております。

私も、農家の方々がコンテナを重たそうに運んだり、猛暑の中、重たいホースを引きながら防除されたりする姿を見て、農業が本当に大変重労働であるということは十分理解しておりました。

令和３年第３回定例会における堀田議員のスマート農業に関する一般質問での日置前村長のお考えを踏襲することは、農業の課題解決の一つであるとの認識をしております。

今回、私のマニフェストとして表明したところでございます。炎天下や無理な姿勢での作業、また重量物の運搬等、重労働の軽減は、農業労働人口拡大のためにも積極的に解決すべき課題であると認識しております。

令和３年第３回定例会での堀田議員のご質問で、阿蘇地域振興局農業普及振興課によるアシストスーツとドローンによる防除の実証実験の計画について答弁がなされております。

特に、ドローンによります防除につきましては、生産者の皆さんの関心が非常に高かったと報告を受けております。また、苗取りの作業負担軽減の実証も行われたというふうに伺っております。この２つにつきましては、効果や実現性が高いと思われますので、次年度から普及に向けた取組を行いたいというふうに考えております。

農業をされておられます議員さんもおられますので、今後は農業振興、また農業の省力化や品質向上について、いいアイデアがありましたら、またよりよい施策等ございましたら、ぜひご教授いただければというふうに思っております。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今後の具体的な取組につきましては、産業課長からお答えいたします。以上です。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）令和３年第３回定例会での堀田議員の質問に対し、令和３年度で、阿蘇地域振興局農業普及振興課によるアシストスーツの効果とドローンによる防除の実証実験を行う計画があるという旨の答弁をいたしてございます。

まず、この実証実験についてご報告いたします。

昨年９月に、ドローン撮影による病虫害の早期発見の検証と、約60 a の圃場での薬剤散布のデモンストレーションが行われました。薬剤散布は、60 a を15分程度で散布することが可能で、参加された甘藷部会の班長の皆さんの関心も非常に高かった印象でございます。

また、アシストスーツは、空気圧式と動力式の２種類がメーカーから提供され、収穫最盛期の10月から出荷最盛期の２月までの期間、実装していただきました。アシストスーツについては、農家さんの感想としては、有効性の実感に乏しいというような印象でございましたけれども、ドローンによる薬剤散布は導入の実現性が高く、労力の軽減に効果が大いではないかというふうに考えてございます。

より早期に技術導入の可能性が極めて高いと思われるドローンによる散布の今後の取組方については、例えば一定の栽培規模の地区を選定し、近隣の受託業者による散布を実施することで、より具体的な検証を行うことを生産団体に提案、実施できればというふうに考えてございます。同時に、オペレーターを育成し、自前で実施するのか、あるいは近隣の受託事業者さんに委託をするのか、コスト面や現場での実効性の検証も含めた検討を行いたいというふうに考えております。

現在、県の実証実験により取得したデータを整理中でございますので、結果が示され次第、さきに述べました計画に取り組んでいきたいと考えております。

また、既にドローンを自前で導入されている農家さんや、委託による防除を行われた地域もあるというふうに聞いてございますので、そういった地域の方々の意見も参考にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それともう一つ、栽培施設の改善ということで、本年度、甘藷農家の方が高設、地面から高いところに棚を設けて、そこで苗を栽培するという高設による苗の栽培を実施され、苗切り作業の負担軽減を実感されております。

甘藷部会では、今後、当該技術を部会員に示し、普及されることと思われますので、村では、その導入に対し、必要に応じ負担軽減の支援と部会員外への普及、支援を行うことと考えております。

当面は、いずれも甘藷部会を中心に実証、普及を行っていく予定でありますけれども、特にドローンの活用については、他作物の防除等でも十分活用

できるものと思われます。

また、アシストスーツにつきましては、申し上げましたとおり、実装にはまだ不十分な性能であると考えられ、今後も新製品の開発や他産地の導入の動向等に注視していかねばならないものと考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君） 2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君） 現在、結構どこそこでスマート農業、スマート農業という言葉は聞きます。メリットが多く見えますが、やはりデメリットもございまして、今、南利課長から説明もありましたが、導入の機器には多額な費用がかかると、小規模農家ではちょっと購入が困難であるというようなデメリット。あと、耕作者からすれば、従事者は高齢者が多いために、最新技術についていけないというように、操作面、先ほど課長が言われたオペレーターの育成、そのあたりも大事じゃなかろうかと思ひます。

現在、スマート農業に対する補助金もかなり出ていて、今回もまた部会のほうで掘り取り機の導入を進められております。

ということで、やはり次から次に、国もスマート農業施策に取り組むということで、次から特に補助金も出しておりますので、それを知らなかったということもたまにありますので、そういうところをアンテナを高くしていただきたいと思います。

また、高設による苗、これもかなり効果があったということをお聞きしております。あとは、いかに施設が安価にできるかというところで、補助金の検討とか、その辺もしていただきたいなと思ひまして、私の質問をここは終わりたいと思ひます。以上です。

では、次にまいります。

総合体育館の維持管理についてであります。

総合体育館の落成式も終わり、現在、利用も開始されているが、規模の大きさも近隣町村の施設に劣らない施設となり、村民のスポーツ振興の一翼を担う体育館となりましたが、この施設の維持管理は、相当な管理費が必要になるのではないかと懸念しております。

隣町の大津町の予算書では、体育施設で9,511万7,000円、委託料の総合体育館管理委託料のみで431万1,454円、トレーニング機器保守点検22万円、トレーニングルーム運営委託料1,128万6,000円など。益城町では、保健体育費の体育施設で5,136万6,000円のうち、体育施設指定管理料4,500万円が計上されております。合志市では、総合センター維持管理事業として1億281万8,000円が計上されておりました。

施設の配分、施設の数により、比べることは多少難しい点もあるものの、今後、多額の費用、多額の経費が本村総合体育館にも必要と見込まれているが、現在のところ、維持管理費の試算は幾らなのか、お伺ひいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）維持管理費につきましては、教育課長のほうよりご説明いたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）お答えいたします。

維持管理費のほうは、現在、当初予算で4,000万円を組んでおりましたが、実際、電気代、光熱水費、そういったものの実際動いてみないと分からないというところで、今年度1年間算出してみても、正確な数字が出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（山下一義君）2件目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）最近、スポーツ施設や文化施設などの公共施設で、社名や商品名などのブランド名による名称変更が数多く見受けられるようになりました。一般的に言うネーミングライツですが、これはスポーツ施設や文化ホールなど、施設の名称にスポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する権利であります。

県内においては、熊本市市民会館のシアーズホーム夢ホール、県民総合運動公園陸上競技場の、えがお健康スタジアムなどが有名ですが、町村では、嘉島町総合運動公園がネーミングライツパートナーとして熊本トヨタ自動車株式会社と3月28日に契約の締結を行い、くまトヨスポーツパークとして4月1日からスタートしました。また、宇土市市民体育館のネーミングライツを取得し、ecowin宇土アリーナが誕生しました。熊本県でも、県立総合体育館のネーミングライツパートナーを募集しており、命名権料を1年間当たり2,000万円以上の希望で募集しています。

本村では、総合体育館管理抑制のため、民間業者とのネーミングライツパートナーを募集してはいいかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

結論から申しますと、総合体育館につきまして、スポンサーあるいはネーミングライツの募集につきましては、積極的に取り組んでいきたいというふう考えております。

堀田議員がお話しのとおり、維持管理費につきましては、人件費、光熱水費、また体育館周辺施設の維持管理費など、多額の費用がかかるのではというふうに予測しているところがございます。光熱水費に関しましては、電力自由化により、安価で条件のよいところがないかとか、また芝生広場などにつきましては、芝刈り機を購入して、例えば老人会などに委託すれば安くなりはないかとか、お尋ねのスポンサー募集につきましても、よりよい手法を考えていかなければならないというふうに思っております。

総合体育館につきましては、令和4年4月5日より開館と同時に、利用の

貸出しをスタートしております。同月19日より、一般の利用が始まっております。

当施設におきましては、村民のスポーツ等の振興を図るとともに、健康の増進及び文化の向上に資するための施設として利用されており、利用開始から約4か月が経過し、村民の皆様の利用はもとより、村外からの利用も増加傾向にあり、今後、さらにスポーツ等の振興が活発になると期待をしているところでございます。

また、7月末をもって、平成28年熊本地震で被災された方々のために建設されておりました応急仮設住宅にお住まいの方々が全て退去されておまして、今後は総合運動公園一帯の整備をさらに加速していきたいというふうに思っております。

そして、総合体育館を含めた総合運動公園の整備が完了し、村が管理運営していく中で、どれだけの費用負担があるのかをそれまで把握した上で、今後は指定管理での委託も含めたところで、今後の運営を皆さんと一緒に検討していきたいというふうに考えております。

個人的な意見としましては、できれば指定管理とスポンサーが同じ会社、企業さんがやっていただくのが一番いいのではというふうには思っております。

お尋ねの熊本県や熊本市の施設等で取り組まれているスポンサー募集につきましても、今後、運営していく中で、一つの手段として検討、勉強していきたいというふうに思っております。議員の皆様におかれましても、もしよりよい運営方法がございましたら教えていただければというふうに思っております。

今後の詳細につきましては、教育課長より説明いたします。以上です。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）それでは、堀田議員の質問にお答えします。

スポーツ施設や文化ホールなど、施設の名称にスポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する権利、命名権あるいは施設命名権と言われるネーミングライツにつきましては、1970年代にアメリカのプロスポーツ界で生まれた新しい広告の概念というふうに聞いております。

日本で初めて公共施設にネーミングライツが取り入れられたのは、2003年、サッカーＪリーグの試合が行われるスタジアムやプロ野球の試合が行われる球場等で導入されております。

先ほど、堀田議員の話でもありました、最近では県や市規模の施設等でもこのネーミングライツが導入されており、熊本県内でも、県民総合運動公園、陸上競技場や熊本市市民会館、八代市総合体育館、嘉島町総合運動公園西エリアなどの名称がスポンサーによって変更されております。

この制度は、自治体と企業の双方にメリットが求められます。施設所有者

である自治体側は、施設の運営費のための新たな財源確保であり、企業にとっては告知やPR、認知度の向上、ブランドイメージの向上、地域貢献などがあります。

また、一概にメリットばかりではなく、何の施設か分かりにくい、親しみにくい、ころころ名前が変わると不便といったところや、自治体が建設し、つまり税金が投入された公共施設を特定の企業の広告に利用することに抵抗があるといった声もあると聞いております。

いずれにせよ、本村の総合運動公園が完成して、管理運営の方向性を定めると同時に、ネーミングライツなどを実施することで、企業によるスポンサー料で新たな財源確保を模索していくことは必要だと考えております。同時に、制度の導入前に、住民の皆様のご意見や法令遵守の取組などを実施する必要があると考えております。

他県では、試験的な取組として、バス停にネーミングライツを導入したり、近年では公衆トイレに実施したりと、その導入の幅が広がり、制度認知度も向上しているところです。

今後完成する総合運動公園がよりよい方向で管理運営ができるよう、様々な制度の活用、財源確保の取組など、模索、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）今、教育課長が申されたとおり、私が調べているのがそのまま言われましたので、もう言葉がありませんけれども、村長からは、ネーミングライツ、積極的に指定管理を含めて同等にしていくということで、いい企業が見つかることを願っています。

また、これを機会に、村内施設、かなりありますので、今、課長が言われたとおり、ネーミングライツ、手を挙げてくれそうな企業があり、村内に工業団地もありますので、そのあたりの企業が手を挙げてくれれば、もっと財政が豊かというか、少しでも財政に助かる、支出に助かるというところで歳入の増というところが見込まれればと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時57分）

（午前11時09分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、1番議員、尾崎幸穂君、件数3件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員、尾崎です。

まずは、吉井村長、ご当選おめでとうございます。選挙期間中は、村内をくまなく走り、各所で遊説をし、選挙公約を話されたことと思います。

そこで、今回の私の一般質問は、その選挙公約についてです。通告に従い、3件の質問をさせていただきます。

1点目は、子育て、少子化対策への取り組みについてお尋ねいたします。

選挙公約には、「子育て世代・共働き世代・一人親家庭が安心して子どもを育てられるように、各制度を見直し、制度の再検討をはかり、充実した支援策を策定し、すべての子どもが西原村で健やかに成長していけるような環境を整えます」とあります。

これは、具体的にどのような支援策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

子育て、また少子化対策の具体的な案ということでございます。

まず、本村におきまして、現在、取り組んでおります子育て支援施策として、主なものを申します。8つほど項目がございます。

1つ目に、保護者の就労形態の多様化に合わせ、保育園での延長保育に取り組んでおります。

2つ目に、3人目以降の子どもさんが保育所等を利用する際、そのお子さんが3歳未満の場合、そのお子さんの保育料が無料となる多子世帯子育て支援。

3つ目に、保護者の急な病気や冠婚葬祭など一時的に保育が困難な際の保育等に対応するために、未就園児を一時的に預かる一時預かり事業。

4つ目に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てに関する相談、また情報提供、助言などを行う子育てひろば。

5、育児に必要な人の依頼に応じ、子どもを預かることができる人、協力会員と申しますけれども、協力会員を紹介し、自宅で子どもを預かるファミリーサポート事業。

6、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び夏休み等に保育施設等で預かる学童クラブ。

7、令和3年度から対象年齢を18歳まで引き上げた子ども医療費助成。

最後に8つ目、ひとり親世帯の医療費の一部を助成するひとり親家庭等医療費助成等に取り組んでいるところでございます。

また、令和4年3月から子育て世代包括支援センターを開設しまして、住民福祉課、保健衛生課と連携し、妊娠中及び出産、子育て期の様々な悩みやご不安の相談窓口及び家庭訪問などの支援に取り組んでいるところでございます。

先ほど申し上げました施策の中の、一時的に保育が困難な際の未就学園児

を一時預かる一時預かり事業におきましては、これまで、にしはら保育園だけでの利用でございましたが、新たに9月から、子育てひろばの施設を利用して一時預かり事業を開始したところでございます。こうした支援の拡充も、本村での子育てにつながる支援施策の一つとして捉えております。

西原村の子育て支援につきましては、あまり知られてございませんが、他町村と比べ、意外と充実しているのではというふうに思っております。

ただ、中には、西原村にどんな支援制度があるのか、内容をよく知らないといったお声を伺っております。村のホームページや転入、出生、各種届出の際にご案内をしておりますが、周知不足であると感じているところでございます。

今後は、ホームページもこれからリニューアルを予定しております。また、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSをフル活用し、支援制度の周知の強化とともに、村民の皆様の声を聞き、先進事例等を参考に検討を重ねながら、充実した支援体制に取り組んでいきたいというふうに考えております。こうしたことが、村の人口増にもつながるものと思っております。

また、私がタウンミーティングの中でよく伺っておりましたのが、ある市町村では、1人生まれたら20万円とか、2人目30万円と祝い金が出ると聞きました。西原村は、なぜ出さないのですかといった話がございました。

また、子ども医療費助成に関しましては、あそこの市町村は15歳までの医療費助成だけれども、西原村は18歳までで非常にありがたい。また、ほかの市町村に関しては、初診料がかかったり限度額が設けてあったりされているところもあるが、西原村は全額無料でありありがたいといった温かい話も伺っております。

例えば、ある市町村は、出生時に祝い金として何十万円と支給されているところもございます。しかし一方で、子ども医療が15歳までといったところもございます。

他町村を見てみますと、人口減少が著しい市町村に関しましては、出生祝い金を多く出されたり、さらに過疎化が加速しているような市町村においては、より高い祝い金を支給されている傾向が見受けられます。また、この祝い金を出されているところに関しましては、子ども医療が15歳までであったり、18歳までであっても医療機関での上限額など、何らかの制限が設けられているところも少なくありません。子ども医療が15歳であっても、通学バスなどの運用を積極的に導入されているところもございます。

何を言いたいかと申しますと、市町村ごとに、限られた予算の中で、どの部分に力を入れて施策を行うのか、費用をどのように投入していくのかといったことではないかというふうに考えております。

ほかの市町村の実施されているサービス全て、支援ができれば本当に一番いいかと思います。しかしながら、限られた予算の中で、西原村の保護者の

方が何を一番求められているのか、それを聞いてみたいというふうに思っております。例えば、出産祝い金を手厚くする代わりに、子ども医療を15歳まで下げていいのか、例えば高校生の通学用バスを充実させるのか、住民の皆様の声を聞いて、その声を議会の皆様とここで議論し、集約を図り、具体的な支援対策ができればというふうに考えております。

尾崎議員は、その子育ての世代であり、積極的にその声をお聞かせいただければというふうに思っております。また、タウンミーティングなどをされる際は、ぜひ、お呼びがありますならば、積極的に参加させていただきたいというふうに思っております。

住民さんからの声を実行するために、どれくらいの予算を要するのか、メリット・デメリット等を行政が今後示して、議会で議論することで、全てうまくいくとはいきませんが、落としどころを見つけて、西原村の現状に合った支援対策の充実に取り組みたいというふうに思っております。

現状で、具体的な案は個人的にはございます。しかしながら、むしろ頭の中をリセットして真っ白にして、皆さんの声を聞いていきたいというふうに思っております。それから議論して、そこから自然と必要な施策が見つかるものというふうに信じております。

最後になりますが、国の少子化対策として、特定不妊治療につきまして、令和4年4月より医療保険適用になっておりますので、この場をお借りいたしまして紹介させていただきます。その内容につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

私からの回答は以上でございます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

尾崎議員をはじめ議員の皆様には、不妊治療助成事業等の少子化対策にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

少子化対策の取組として、保健衛生課では、主に不妊治療費に対する助成を行っております。

内容としては、一般不妊治療及び特定不妊治療に要する費用についての助成事業で、助成額については、一般不妊治療が上限が5万円まで、特定不妊治療については、熊本県特定不妊治療費助成事業に基づき、限度額10万円または限度額5万円としております。熊本県特定不妊治療費助成事業と併用することで、最大40万円までの助成が可能となっております。

令和4年4月より、この特定不妊治療については、生殖補助医療として医療保険適用となったことで、被保険者は保険診療の治療費の3割負担で済むようになりました。また、治療費が高額な場合は、高額療養費制度の適用もあります。

しかし、不妊治療の内容によっては、制度改正前の助成事業を利用した場

合と比較して、被保険者の負担が西原村では増加することが考えられています。

特定不妊治療費助成事業は、西原村の少子化対策の一翼を担っており、本日の新聞報道等では、2021年時点での不妊の検査や治療を受けたり、過去にそういった検査や治療を受けた経験がある夫婦の割合が22.7%に上り、過去最高となったことが国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査で分かり、前回の調査、2015年時点より4.5%増えたとの記事が掲載されておりました。同研究所は、子どもを持とうと決断する年齢が高くなり、妊娠につながりにくい場合が増えているようだと分析しており、治療を希望される方は今後も増加するものと思われます。

今後、議会の皆様と協議し、ご理解を得ながら、保険治療診療への助成も可能となるよう検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）特定不妊治療助成事業の継続、今までやっているのを継続していただけた見直ししていただけたことは、現在、治療されている方は引き続き安心して治療ができ、またこれから治療を受けようとする方には本当に心強いものだと思います。なので、今までどおりの手厚い助成を行っていただけるといいなと考えております。

さて、今まであった子育て支援の施策で、先ほど8項目ほど村長が答弁されました。例えば、一つ挙げるとするならば、未就園児の一時預かり事業の件でお尋ねします。

これは、子育てひろばに関しては、9月からサポートが開始されたと聞いております。この一時預かり事業、にしはら保育園と子育てひろば、どのような体制で行うのか。例えば、一時預かりで、どの時間で見られるとか、金額は幾らぐらいなのかというのをお尋ねいたします。

あと一つ、18歳まで引き上げたこども医療費助成の件に関してです。

こちらは、一旦病院に支払って、翌月以降に役場に申請をしないといけない状態だと思います。会社員の方が、平日、役場が開いている時間にこの手続きができるかというのと、ちょっと難しいのではないのでしょうか。受付時間が延長されるとか、郵送での受付ができるなどという体制はできないのでしょうか。この2点、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

まず、1点目のお尋ねの一時預かりについてお答えいたします。

私のほうからは、9月1日から子育てひろばの施設を利用して開始されました一時預かりについてご説明いたします。

先ほど、村長のほうからも答弁がありましたように、今月9月1日から新

たに始めた事業でございます。

乳幼児を家庭で子育て中に、保護者の方の用事や社会参加などによって一時的に預けることが必要になった方を対象にということで、内容としましては、まず利用対象者の方ですけれども、利用対象者の方は、今、子育てひろばをご利用されているお子さんが対象になります。年齢が、生後6か月から小学校の就学前までで、未就園児ということでございます。

それと、利用時間ですけれども、基本的利用時間は午前9時から午後4時までで、その前後、延長時間としまして、午前8時から午前9時と午後4時から午後5時までを延長時間というふうにしております。

あと、利用料金ですけれども、基本利用時間内、朝9時から午後4時までには1時間300円、1時間単位でのご利用が可能ということと、延長時間に関しては1時間500円ということを設定しております。

こちらに関しては、利用方法としましては、事前に申込みを申請、協議をしていただいて利用していただくと。ただ、どうしても緊急を要する場合も中にはあると承知しております。そういう場合は、施設のほうにお問合せをいただいて、一応、受入れが対応可能でしたら対応していただくというふうになってございます。（「申請、医療費申請」の声）

医療費も続けていっていいですかね。（「続けていいです」の声）はい。

子ども医療費、令和3年度から年齢を18歳まで引上げいたしましたけれども、お尋ねの日中どうしても窓口に来られないという方はたくさんいらっしゃると思います。

今、手続的には、子ども医療の給付の請求書用紙と領収書をお持ちいただいて、窓口で受付をしているところです。15歳以上、病院に取りあえず一旦自己負担分をお支払いいただいて、その領収書を持ってきていただいて、その分の料金を払い戻すという償還払いという方法を取っておりますけれども、この言っているような請求書に関しては、ホームページのほうにも様式をアップはしてございます。

それで、郵送でもどうですかという問合せは既にあっている案件もありますので、その場合は郵送での請求も可能ということで対応はしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）一時保育について、にしはら保育園の対応についてご説明申し上げます。

先ほど、住民福祉課長からもご説明がありましたように、9月1日より、西原村の一時預かり事業のほうが改正しておりますけれども、従来より、にしはら保育園では一時預かりの事業、一時保育を行っております。

これまでは、日額の2,000円ということでの指定をしてございましたけれども、改正に当たりまして、1時間単位での設定により、短時間での預かりに

も対応しているところでございます。短時間の利用料金に関しましては、1時間当たり300円ということで、現在、設定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）にしはら保育園での一時預かり、以前は断られたりしたことがありましたという、保護者の方からそういう意見もありました。現在は、何とか保育士が足りている状況かと思います。その状態であっても、日時の変更をお願いしたり、お断りするような状況があるという話も聞きます。

これからT S M Cが、あの辺の企業がもし入ってきたりして、子育て世帯が西原村に入ってきた場合、保育士不足はかなり村にとってよくない状況かと思います。なので、保育士の増員を検討されてはいかがかなと思います。

1つ目の質問はこれで終わります。

2つ目の質問を続けさせていただきます。

選挙公約の中で、I C T（情報通信技術）を活用した教育環境の整備を行うとありますが、どのような環境整備が必要と考えられますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

令和元年12月、G I G Aスクール構想の始まりに際し、時の文部科学大臣、萩生田光一氏は、1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードであり、特別なことではございません。これまでの教育実践とI C Tとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わりますと、G I G Aスクール構想への期待を熱く語られております。

本村の学校教育現場では、昨年度、1人1台端末の配備が終わって、急ピッチで授業に活用できる環境の整備と併せて、先生方の操作技能の向上に取り組んできております。

今後は、時代を経て古くなった機器類の計画的な更新と同時並行して、教育内容の進化に応じたI C T機器の導入や、働き方改革関連のI C T機器の導入に関してもアンテナを高くしていくつもりでございます。

尾崎議員がご質問のI C T機器を活用した教育環境の整備の一文に込めた私の思いとしまして、インターネット環境の整備、パソコン、大型スクリーンの配置、カメラ等のI C T機器を適切に配置するという意味に加えて、機器を効果的に運用するプログラム、いわゆるコンピューターソフトや専用アプリの充実、そして何と申しましても、子どもたちの能力を伸ばすために、機器を活用する先生方の技能や活用能力を向上させるということでございます。

G I G Aスクール構想スタート時の文科大臣の願いを日々学校教育に反映し、教育効果の上がる利用の仕方を学校教育に願っております。

以下、現在の状況等につきましては、教育長から説明いたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

議員におかれましては、日頃より本村教育の振興に多大なご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、今、村長から学校教育に対する熱い思いを述べられましたが、その思いを受け止め、今後とも真摯に教育行政に携わっていきたいと思います。

以下、ＩＣＴを利用した教育環境の整備が教育効果を上げることを目的としているということに鑑み、質問内容に関連した項目を５項目に分けてご説明したいと思います。ちょっと長くなりますけれども、お許してください。

まず、１点目でございますが、ＧＩＧＡスクール構想で習得する中身について。

これ、小中に分けていいますと、小学校では、文字入力など基本的な操作を習得し、プログラミング教育を必修化すると、中学校では、技術・家庭科において、プログラミング、情報セキュリティーに関する内容を充実するというふうに、これは情報関係の説明でございます。

ところが、これがふだんの授業の中にも導入されるということですので、これがさらに具体的になってまいります。

以下、お話しさせていただきます。

では、２点目として、従来の教具や学用品がＩＣＴ機器に変わるということについてお話しさせていただきます。

従来は、学校には必ずございました黒板やチョーク、大型の三角定規や大玉のそろばんなどの教具が、いつの間にかホワイトボードに変わりました。そして、今では、ＧＩＧＡスクール構想で導入されました電子黒板と言われる大型のテレビ、そして小型のプロジェクター、現物投影機、ビデオカメラ、マイク、そしてタブレットパソコンといった具合に、多くのいわゆるＩＣＴ機器が整備されています。そして、そのほとんどのＩＣＴ機器がコンピューターとつながっています。つまり、ＩＣＴを使うにはコンピューターの操作ができないといけないということで、このため、先生たちの教育技術がコンピューターに関連しているといえますか、ＩＣＴを使わなければならないような状況になってきています。

そこで、まず１点目は、村でこの差をなくすために、ＩＣＴ支援員を配置させていただいております。

国がどんなふうな動きをしているかといいますと、ＧＩＧＡスクール構想でコンピューターをこんなふうに配置しましたが、地域によって差ができてはならないということですので、日本教育工学協会というところと連携しまして、各学校の情報化の推進状況を診断して、合格した場合には学校情報化優良校として認定する制度を進めています。

本村では、昨年の9月、河原小学校を先頭に、昨年度のうちに3校とも学校情報化優良校という認証を得ています。この取得には、かなり先生方にはご苦勞をおかけしました。

このように、GIGAスクール構想でコンピューターが入りましたけれども、先生方にもかなり負担をかけています。さらに、そのことが子どもたちにどう影響しているかといいますと、それはテストです。通常のテスト、紙と鉛筆を使っていたテストをコンピューターでやろうということなんです。テストの出題や解答にコンピューターが使用されるということでございます。

既に外国では、CBT（Computer Based Testing）と呼ばれて、導入が進んでいます。恐らく、来年度、令和5年度には日本でも全国学力・学習状況調査の一部が、このCBT化される可能性がございます。今、中学校でもこれができるのか、一時的にストップしないだろうかということで、検討を進めているところでございます。

3点目です。

ICT機器による授業がどのように変わったのか。それと、テスト問題がどのように変わったのかということについて、ご説明いたします。

ICT機器の活用で変わったことといえば、多くの授業が変わったんですけれども、毛筆、習字ですね、これを例に取りますと、以前は、いわゆる書写の時間ですけれども、一文字ずつ、筆を使って書くと字が見える水墨板を使ってやっていました。これが、現在では、ICT機器を使いまして、ビデオ等を操作することによって、一文字一文字どのように書くか、払いや止めはどうするのかというふうなことまで説明できるようになっています。この先、もしデジタル毛筆みたいなものができれば、さらに変わっていくのではないかと考えています。

このように、指導内容がICT機器の普及とともにどんどん変わってきています。その代表的なものがテキスト、いわゆる教科書です。いろんなデータ、いわゆるコンテンツといいますけれども、いろんなデータを含んだデジタル教科書、指導書が整備されていまして、これが将来的には子どもたちも活用するというふうになっています。今までは、紙媒体の教科書が原則でございましたけれども、このデジタル教科書もオッケーということになりました。

しかし、このような変化も、実はほんの入り口にすぎません。といいますのも、令和4年の4月に行われました全国学力・学習状況調査、子どもたち受けましたが、この調査ではこのような問題が出されています。1辺が5cmの正方形を書くプログラムということで出題されました。

このように、学力テストの内容にも従来とは違った変化が起きています。まさに、今、学校教育は、走りながら考える状況が続いていると言ってもいいと思います。

ただ、欠点は、これらの情報機器類が非常に高価であるということでございます。

4 点目です。

I C T機器の利用による集会や研修、学習形態の変化についてです。

これは、ウィズコロナの状況下で、いろんなところで採用されていますけれども、いわゆるパソコンとカメラやマイク等を使ったオンラインアプリを使ったやつです。現在、学校でも集会等で活用させていただいています。具体的には、名前は避けましても、そういったふうなオンラインアプリを使うことで、離れた状況でもできるというふうになっています。

そのほか、子どもたちには、家に今、パソコンを持ち帰らせていますが、持ち帰らせることによって、復習をしたり、あるいは予習をしたりというふうなこともできるようになっています。これは、eラーニングというふうな手法だそうです。

5 点目です。

デジタルトランスフォーメーションとシティズンシップ教育というところですが、これは今から先の企業や学校も含め、いろんなところで大きな変化が予想されるというところでの考え方でございます。

デジタルトランスフォーメーションという言葉、D Xという言葉をお聞きになるだろうと思いますが、これはデジタル技術を使って人々の生活をよりよいものへと変革するという意味でございますが、このデジタルトランスフォーメーションによって企業内の様々な技術力や、いわゆる人間の持っている力、人的あるいは物の持っている力、物的な資源情報を世の中の情報と組み合わせる新しい製品を創り出すとか、そういったふうなものが次々に生まれていると聞いています。これが、学校の中でも、もしかしたら起こっていくのではないかとというふうに考えています。

これを受けて、今年の6月2日、内閣府はデジタルシティズンシップ教育という政策を発表しました。これは、詳しくは避けましても、今までは情報機器使うときには注意しなさいよと、いろんな規制があっていましたが、これは、やってみなければ子どもたちの情報能力というのは上がらないという考え方に基づいているようでございます。これが、実はこの先の新学習指導要領の中にも登場するというふうに聞いています。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）I C T機器やソフトの導入、また先生や生徒の技能、活用能力の向上ということですが、機器やソフトの導入は、各先生や学校の技能や活用能力を踏まえた上での導入となります。

では、先生や生徒の技能、活用能力の向上はどうかということですが、先ほど言われました学校情報化優良校、これが3校とも選ばれましたと言われましたが、河原小学校と山西小学校の中でも、やはり活用能力に関しては差

があると思います。このような状態で、河原小学校は生徒数が少ないので、先生が一人一人に指導しやすく、技能、技術の習得が早く、いろいろな活用ができていないのではないかと考えますが、これに伴い、先生方の技能や技術の向上もしないといけないと思います。

これを、山西小学校、河原小学校との差を埋めるだけではなくて、例えば河原小学校の、今までよりもＩＣＴ学習の水準を上げて、そこを魅力として河原小学校に来てくださいなどの生徒を誘導する、そうしたら河原小学校が今よりも生徒数が増えていくんじゃないかなと思いますので、そちらの方向でも検討をされてはいかがかなと思います。

続いて、３つ目の質問にいきます。

通勤・通学等の利便性に向けての取り組みについてです。

生活基盤の強化、「将来にわたって効率的で住みやすい村づくりを目指し、村民の安心・安全な生活基盤を充実させるために、近隣地域へのアクセス道路・村内私道等の整備、熊本空港からのＪＲ路線誘致、過疎地域の少子高齢化対策などを、ヒト・モノ・情報を集約して実現に向けて取り組みます」とあります。

その中で、合志市、菊陽町、大津町エリアへの通勤、通学の利便性に向け、大津西原幹線道路整備を推進し、実現に取り組みますとあります。この幹線道路整備推進の中に、バスなどの公共交通機関や村内の乗合タクシーなどの構想も含まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

私も、尾崎議員と同じように、住民の皆さんから、村外への交通の不便さ、特に高校生の通学が不便であるというお話をよく伺っているところです。

お尋ねの選挙公約で述べております幹線道路整備の推進につきましては、具体的に申しますと、県道堂園小森線や山西大津線の拡幅や、今後は特に菊陽町のＴＳＭＣ立地に伴いますベッドタウン化、定住促進としての道路整備を推進できればということで記させていただきました。

バス等の公共交通機関や乗合タクシーも、公約には具体的には載せていないんですけれども、西原村の今後の重要な施策の一つであると捉えております。

特に、高校生の送り迎えにつきましては、多くの保護者の方々からお声を聞いております。現在の高校生が市内や大津町方面へ通学をする場合、公共交通機関は路線バスのみとなっております。時間帯が合わない、または本数が少ないなどのご意見も多数ございました。

県立高校の朝課外につきましては、廃止の検討をされているということをお伺いしておりますが、私立高校や部活等もあり、不透明なところもございます。

また、バスの利用状況を見てみますと、年々減少傾向にあるようでござい

ます。益城町、大津町、西原村の沿線町村の補助は、毎年、約2,800万円程度でございます。利用者1人当たりの補助に換算しますと、平成29年では1人当たり1,805円であったのが、令和3年では1人当たり2,809円、5年間で約156%も増加となっております。簡単に言いますと、乗る人数が少なくなっているというのが現状でございます。

今後は、路線バスを含めた公共交通について、皆様のご意見を伺い、西原村に合った方法を検討していくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）私も代表してですが、保護者の意見としては、高校の通学、こちらのほうが大変不便であると。朝課外は廃止の方向というふうになっておりますが、これが高校3年生になると、やはり朝課外があったりだとか、例えば定期試験などのときは昼までで終わる、その間のバスがないなどという不便さがあります。部活などで遅くなったら、それも余計にないものだと思います。

現在、通学方法としては、公共交通機関のバスもそうですけれども、ほぼ保護者の送り迎え、大津高校、翔陽高校ぐらいただと自転車での通学があるかと思います。2年生になればバイク通学もできる場所もありますけれども、それもごく少数であり、そして安全の面からバイク通学はさせないという保護者の方もいらっしゃるのが現実でございます。

現在、路線バスのほうが、使用が減少傾向にあるということだったので、何度か議会のほうでも取り上げられている乗合タクシー、コミュニティーバスなどの検討はないかなと思つての質問でございました。

現在、乗合タクシーについては、定時・定路線型、今の公共交通バスと一緒にですね——が今までどおりだったと思いますが、デマンド型、乗降場所を固定して、予約があったときにだけ出動させる、自宅から乗降場所型、家まで迎えに行つて、決められた場所で降ろす、あとはドア・ツー・ドアで、家から行きたい場所まで乗せていくなどの取組が行われています。

最近の話題では、市内のほうでは、小学生、中学生を対象としたA Iタクシーなども取り入れられておりますので、これはちょっと村には合わないかもしれませんが、10月に荒尾市のほうで研修がありまして、A Iタクシーのほうに関連することに行きますので、それを利用して、話を聞いて、取り入れられる施策がないかどうかを検討して、話を持ってきたいと思います。

あとは、通学、通勤とは別に、高齢者の福祉タクシーの件ですね。これもちょっと不便がある。距離が、山手のほうからだちょっと不便ではないかというご意見も聞きますので、村内でそういう乗合タクシーがあると便利かなと思います。総合的に考えてもらえればなと考えております。

以上で終わります。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員から話がありましたデマンド交通に関しましても、今、路線バス事業としまして、県から約100万円の補助を頂いているところでございます。しかしながら、この補助金に関しましては、一応令和6年度で終了予定ということで伺っております。

今後は、県の方針としましては、この補助金が路線バスからデマンド交通やコミュニティーバスへの支援にシフトしていくというふうに県から伺っております。

これに関しましても、先ほど福祉タクシーとかお話がありましたとおり、西原村もタクシー会社がございます。そことどうにか共存共栄していけるように、タクシー会社もなかなか厳しいということを伺っております。もうやめたいということもちょっと聞いておりますので、なくなったら非常に住民さんがお困りになられると思いますので、そこら辺は、いい知恵を絞りながら、どうにかやっていければというふうに思っております。

今後ともよろしくどうぞお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

（午前 11時59分）

（午後 0時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、認定第1号、令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算書、開けていただきまして、1ページの歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1 村税 8億7,170万8,000円、10億20万2,450円、9億8,334万7,143円、124万9,775円、1,560万5,532円。

款2 地方譲与税 4,787万7,000円、4,787万7,000円、4,787万7,000円、0円、0円。

款3 利子割交付金 38万2,000円、38万2,000円、38万2,000円、0円、0円。

款4 配当割交付金 177万4,000円、177万4,000円、177万4,000円、0円、0円。

款 5 株式等譲渡所得割交付金361万8,000円、361万8,000円、361万8,000円、0円、0円。

款 6 地方消費税交付金 1 億6,606万7,000円、 1 億6,606万7,000円、 1 億6,606万7,000円、 0円、 0円。

開けてください。

款 7 ゴルフ場利用税交付金3,512万6,000円、 3,512万6,582円、 3,512万6,582円、 0円、 0円。

款 8 法人事業税交付金1,860万5,000円、 1,860万5,000円、 1,860万5,000円、 0円、 0円。

款 9 環境性能割交付金306万円、 306万円、 306万円、 0円、 0円。

款10地方特例交付金4,337万5,000円、 4,337万5,000円、 4,337万5,000円、 0円、 0円。

款11地方交付税22億4,084万7,000円、 22億4,084万7,000円、 22億4,084万7,000円、 0円、 0円。

款12交通安全対策特別交付金 0円、 0円、 0円、 0円、 0円。

款13分担金及び負担金2,257万8,000円、 2,134万9,916円、 2,119万2,516円、 0円、 15万7,400円。

款14使用料及び手数料3,151万3,000円、 3,089万934円、 3,089万934円、 0円、 0円。

開けてください。

款15国庫支出金19億7,748万4,280円、 16億9,559万2,102円、 16億9,559万2,102円、 0円、 0円。

款16県支出金 5 億443万7,000円、 4 億6,824万1,843円、 4 億6,824万1,843円、 0円、 0円。

款17財産収入5,005万5,000円、 5,486万9,883円、 5,486万9,883円、 0円、 0円。

款18寄付金 3 億368万5,000円、 3 億461万8,584円、 3 億461万8,584円、 0円、 0円。

款19繰入金 2 億8,249万6,000円、 2 億8,226万8,966円、 2 億8,226万8,966円、 0円、 0円。

款20繰越金 7 億733万3,281円、 7 億733万3,932円、 7 億733万3,932円、 0円、 0円。

款21諸収入5,109万3,000円、 5,275万352円、 5,197万7,252円、 0円、 77万3,100円。

開けてください。

款22村債11億9,190万円、 10億3,050万円、 10億3,050万円、 0円、 0円。

歳入合計85億5,501万3,561円、 82億935万544円、 81億9,156万4,737円、 124万9,775円、 1,653万6,032円。

開けてください。９ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款１議会費６,３８８万９,０００円、６,３０５万６,２１４円、０円、８３万２,７８６円。

款２総務費２６億２,０５４万９,０００円、２３億７,４４６万５,８９０円、１億８,１２０万円、６,４８８万３,１１０円。

款３民生費１３億４,９９２万２,０００円、１２億８,８６２万２,４１１円、２,９５２万３,０００円、３,１７７万８,７５９円。

款４衛生費４億５,９８４万４,０００円、４億１,７０７万１,１２９円、３,６９９万５,０００円、５７７万７,８７１円。

款５農林水産業費２億２,６９５万７,０００円、２億２,２６８万７,０９２円、１８万６,０００円、４０８万３,９０８円。

開けてください。

款６商工費１億２,９１７万７,０００円、１億１,２２２万３,９９３円、０円、１,６９５万３,００７円。

款７土木費１１億２,１７１万５,５６１円、９億１,８２６万８,４９２円、１億９,６６３万２,６７０円、６８１万４,３９９円。

款８消防費２億５,７３９万７,０００円、２億２,９９８万４,２７４円、１,７１２万８,０００円、１,０２８万４,７２６円。

款９教育費７億１,３８２万円、５億４,２２２万５,４９５円、１億４,６７０万９,０００円、２,４８８万５,５０５円。

款１０災害復旧費１億４,６１８万７,０００円、１億６,２４２万２,８０４円、３,１６４万４,０００円、８３０万１９６円。

開けてください。

款１１公債費１１億７７２万６,０００円、１１億７４７万１,３４０円、０円、２５万４,６６０円。

款１２諸支出金１,０００円、０円、０円、１,０００円。

款１３予備費３億５,７８２万９,０００円、０円、０円、３億５,７８２万９,０００円。

歳出合計８５億５,５０１万３,５６１円、７３億８,２３１万６,９６４円、６億４,００１万７,６７０円、５億３,２６７万８,９２７円。

開けてください。

歳入８１億９,１５６万４,７３７円、歳出７３億８,２３１万６,９６４円、歳入歳出差引残額８億９２４万７,７７３円、うち基金繰入額０円、翌年度繰越額８億９２４万７,７７３円。

令和４年９月７日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願います。

○議長（山下一義君）ただいま認定第１号の説明が終わりましたが、質疑に入る前に、代表監査委員の河上勝彦君に令和３年度決算について審査報告を求

めます。

(代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明)

○代表監査委員(河上勝彦君) 皆さん、こんにちは。代表監査の河上でございます。

ただいまから決算審査意見書の報告をさせていただきます。しばらくちょっと時間がかかりますので、最後までお付き合いのほどよろしくお願いします。

それでは、始めます。

令和3年度西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書、西原村監査委員。

開けていただきまして、西監発第30号、令和4年8月10日、西原村長吉井誠様。西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和3年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年7月12日付で審査を求められた令和3年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに基金の運用状況について、その審査を終えたので意見書を提出します。

次が目次となっております、目次の次のページがかがみでございます。

西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書。

1 ページを開けてください。

審査について。

1、審査対象。令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業会計決算報告、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況。

2、決算書の調整並びに提出時期。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は法定の期限内に提出されております。

3、審査の期間。令和4年7月14日から同7月28日までの15日間のうち実日数6日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて審査をいたしました。(1) 決算書その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。(2) 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。(3) 予算現額及び支出済額は歳出整理簿と整合しているか。

(4) 収入支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。(5) 財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。(6) 財政運営は健全かつ適正になされているか。(7) 予算の執行に当たり競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を挙げて効率的に執行されているか等に主

眼を置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、各関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの主管課等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり慎重に審査をした。

次に、2ページをお願いします。

審査の結果。

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認した。また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めた。

次に、第1表歳入歳出決算額でございます。

これを朗読いたします。単位は%、円でございます。

左から、会計別、予算現額、決算額、収入済額、支出済額、差引額、執行率、収入、支出の順で朗読いたします。

一般会計、85億5,501万3,561円、81億9,156万4,737円、73億8,231万6,964円、8億924万7,773円、95.8%、86.3%。

次、特別会計、国民健康保険、10億1,149万8,000円、10億3,142万6,744円、9億2,336万9,536円、1億805万7,208円、102.0%、91.3%。

介護保険、9億824万9,000円、8億7,322万3,997円、7億556万8,200円、1億6,765万5,797円、96.1%、77.7%。

後期高齢者医療、1億7,130万6,000円、1億7,174万7,566円、1億6,750万5,059円、424万2,507円、100.3%、97.8%。

中央簡易水道事業、1億3,193万6,000円、1億3,868万8,403円、1億753万7,030円、3,115万1,373円、105.1%、81.5%。

特別会計の計、22億2,298万9,000円、22億1,508万6,710円、19億397万9,825円、3億1,110万6,885円、99.6%、85.6%。

合計、107億7,800万2,561円、104億665万1,447円、92億8,629万6,789円、11億2,035万4,658円、96.6%、86.2%。

前年度対比、予算現額マイナスの30.2%。収入済額マイナスの19.7%、支出済額マイナス22.6%、差引額16.4%でございます。

次は、3ページを開けてください。

(一) 決算の概要及び予算執行についてでございます。

1、一般会計、(1) 歳入。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については第2表、第3表のとおりであります。歳入総額は81億9,156万5,000円で、その主なものは、地方交付税22億4,084万7,000円、構成比が27.4%、国庫支出金16億9,559万2,000円、構成比が20.7%、村債10億3,050万円、構成比が12.6%、村税が9億8,334万7,000円、構成比が12.0%となっております。

次に、中段ぐらいでございますけれども、歳入決算額の状況の財源構成として、自主財源、依存財源については第3表のとおりで、自主財源は24億3,649万9,000円で決算額の29.7%、前年度が25.2%であり、前年度に比べ2億9,345万円、10.7%の減となっております。依存財源は57億5,506万6,000円で決算額の70.3%、前年度が74.8%で、前年度と比べ23億6,792万7,000円、29.2%の減であります。歳入決算額の合計は、前年度に比べ26億6,137万7,000円、24.5%の減となっております。

村財政運営としては、熊本地震からの復旧がほぼ終わりを迎え、国庫支出金、村債については前年度と比較すると48.0%、52.1%減となっております。また、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況であり、新型コロナウイルス感染症対策や運動公園整備等の国庫支出金等の歳入が見込まれるが、今後においても感染症対策や経済対策に直視し財政運営をお願いしたいということでございます。

次に、6ページをお願いします。

6ページの村税でございます。予算現額8億7,170万8,000円に対し、調定額が10億20万2,000円、収入済額9億8,334万7,000円、不納欠損額124万9,775円、収入未済額1,560万5,532円で収納率98.3%、前年度が97.8%で、僅かであるが昨年より上昇しており、税額では4,347万7,000円増となり、4.6%の増加となっております。

税は自治体歳入の中で根幹をなす大事な財源であり、村民からすれば納税の義務を負い、公平に分担、運用されるべきである。関係職員の連携を密にし、歳入確保に尽力されたいということでございます。

第4表村税の決算額状況でございますけれども、主なものだけ申し上げます。

令和3年度、村民税の個人2億7,212万8,000円、1,420万6,000円の増となっております。これにつきましては、熊本地震に伴う雑損失の3年間の繰越適用期間が終了したことによります要因でございます。

次に、同じく村民税の法人1億4,198万2,000円、4,168万9,000円の増となっております。これにつきましては、世界的な半導体需要増によりまして、生産量増加によって業績が大幅に伸びたためでございます。

以上によって、合計の税額が令和3年度9億8,334万7,000円、令和2年度が9億3,987万円、4,347万7,000円、4.6%の増となっております。

続きまして、13ページをお願いします。

(2)の歳出。歳出決算の状況並びに目的別、性質別状況は第11表、第12表、第13表のとおりであります。

ア)の目的別歳出決算額の状況、第11表。歳出総額は73億8,231万7,000円で、構成比の高い順から列举してみると、総務費が23億7,446万6,000円、構成比が32.2%、民生費が12億8,862万円、構成比が17.5%、公債費が11億747

万1,000円、構成比が15.0%、土木費が9億1,826万8,000円、構成比が12.4%等となっております。

次に、イ)の性質別歳出の状況、第12表、第13表であります。義務的経費は25億6,170万7,000円で構成比は34.7%を占め、前年度に比べて15.6%の増であります。それから、構成比としても12.9ポイントの増となっております。内訳としては、人件費が前年度対比315万2,000円の増、構成比は10.7%で、前年度の7.7%と比較すると微増であります。扶助費の構成比は9.0%で、前年度に比較し1億8,619万7,000円、38.9%の増となっております。公債費の構成比は15.0%、前年度は9.4%で、対比で1億5,571万1,000円、16.4%の増となっております。投資的経費は27億7,115万7,000円で、構成比は37.5%で、前年度に比べて17億7,681万3,000円、39.1%の減、そのうち普通建設事業17億947万8,000円、39.3%の減、災害復旧費6,733万5,000円、34.4%の減であります。その他の経費では、補助費等が6億3,936万8,000円、これは57.0%の減、物件費が7億64万3,000円、9.7%減、繰出金が3億2,646万7,000円、4.2%減、積立金が2億9,433万3,000円、58.8%減、維持補修費が8,864万2,000円、36.5%増となっております。

ウ)の不用額でございますけれども、当該年度の不用額は5億3,267万9,000円。前年度が7億4,868万6,000円で、対前年度比2億1,600万7,000円減少しております。予備費を除いた実質不用額は1億7,485万円となっております。

次に、エ)の予算の流用及び予備費充用でございます。目間流用は2件執行されております。

オ)の翌年度繰越。15ページ、16ページをご覧いただきたいと思います。

繰越明許費の事業の内訳でございますけれども、総務費から災害復旧費まで15事業でございます。繰越明許費が合計で6億757万7,000円、令和3年度の支出額が2億3,204万6,000円で執行率が26.9%。

事故繰越し事業が、これは3件でございます。額が3,244万1,000円、令和3年度支出額が1億3,747万7,000円、80.9%の執行率となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

これは、例年、歳出の状況で熊本地震の関連費用につきまして取りまとめております。本年が恐らく最後となると思います。

まず、性質別の歳出でございますけれども、人件費から繰出金までありますけれども、合計で7億6,310万3,000円、一般会計に占める占有率が10.3ポイントでございます。大きいのが普通建設事業費6億1,209万6,000円、うち補助事業費が3億9,151万円、うち単独事業費が2億2,058万6,000円となっております。

21ページを開けてください。

こちらは目的別歳出でございます。大きいのが土木費5億5,721万6,000円、

あとは総務費の3,932万7,000円、民生費が3,323万7,000円でございます。合計7億6,310万3,000円でございます。ちなみに、令和2年度の歳出合計は33億986万4,000円で、令和2年度から77.0%の減となっております。

次に、23ページをお願いします。

(二)の財政運営について。

審査意見。審査の結果、財政運営については厳しい財政事情及び社会情勢の中であるが、歳入歳出とも適切な判断の下、予算執行がなされた結果だと推察される。これは、国庫補助金等の財源をいかに効果的に運用して健全財政運営を図っていくことが重要であり、その結果、実質収支の黒字が確保されたことは成果として評価できる。

昨年度に引き続き普通交付税においては、前年度対比3億4,035万5,000円、率で19.7%増となっているが、地方税においては、個人村民税において1,420万6,000円、率で5.5%の増、固定資産税1,217万円、率で2.4%の減であり、税込合計では4,347万7,000円、率で4.6%の増である。新型コロナウイルス感染症対策として、国から多くの特別交付金の子育て世帯や個人事業主等に交付された。また、社会資本整備総合交付金で震災復興及び総合体育館整備等に執行され、事業の完了を迎えることができた。今後においても、財源確保に向けて推進されることを望むところであります。

次いで、26ページをお願いいたします。

26ページには、第15表村民1人当たり決算額といたしまして、平成29年度から令和3年度までを列記いたしております。

令和3年度におきましては、普通会計で1人当たり決算額が109万3,515円でございます。投資的経費としては、1人当たり決算額は41万481円。ちなみに、平成30年度では投資的経費は94万4,559円となっております。

続いて、第16表が年度別の指数対比表でございます。

この中で、左から実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費負担比率、実質公債費比率(3か年平均)となっております。このうち、公債費負担比率につきましては、令和3年度の公債費負担比率が24.3%と、20%以上の危険ラインを超えている。これは、熊本地震からの復旧・復興で借り入れた起債の償還が始まったあかしであると思われるが、この結果を踏まえ、地震からの復旧・復興であり、一概に否定するものではないが、今後、事業計画の策定に当たっては、年度別起債計画により抑制することが必要であるとする。これが、ひいては義務的経費の人件費、扶助費、公債費、これについての節減にもつながるものと思われる。

続きまして、27ページをお願いします。

27ページにつきましては、債務負担行為について述べております。

令和3年度末における債務負担行為の状況は、第17表に示すように、43件で限度額2億7,144万円であります。当該年度の支出額は5,116万8,000円、

翌年度以降の支出予定額は1億1,631万2,000円であります。

続いて、33ページをお願いします。

(三)の財産に関する調書及び管理について。

公有財産。地方財政法第8条「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」とあります。

まず、土地の移動状況につきまして、令和2年度末現在高が3,609万5,886㎡でございます。令和3年度決算中、増が3,354㎡、この増は山西小学校の公有地の登記完了に伴うものでございます。減が502㎡、令和3年度末現在高は3,609万8,738㎡でございます。

建物の移動状況。令和2年度末現在高が3万9,308㎡。次に、令和3年決算年中、増が4,964㎡、これは総合体育館の建設進行に伴う増でございます。減が179㎡、令和3年度末現在高が4万4,093㎡でございます。

次の34ページが物品の移動状況、次に、35ページが有価証券、36ページが基金の状況となっております。

基金の状況については、一般会計、①の財政調整基金から⑩の森林環境譲与税基金、10基金。令和2年度末現在高が41億7,160万9,285円、令和3年度中積立額が2億9,433万2,980円、令和3年度中取崩額は2億7,760万2,000円となっております。令和3年度末現在高が41億8,834万265円でございます。

次に、特別会計におきましては、簡易水道基金、令和2年度末現在高が1億2,680万9,444円、令和3年度中の積立額が1,000万2,345円でございます。令和3年度末現在高が1億3,681万1,789円となっております。

続きまして、37ページをお願いします。

(四)実質収支に関する調書。

一般会計の収入総額は81億9,156万5,000円、歳出総額は73億8,231万7,000円で、歳入歳出差引額8億924万8,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1億9,901万2,000円で、実質収支額6億1,023万6,000円は翌年度繰越金としての案である。また、特別会計4会計の歳入総額は22億1,508万7,000円、歳出総額は19億398万円、実質収支額3億1,110万7,000円は翌年度繰越金としての案である。

以上、実質収支に関する調書を詳細に審査した結果、本調書は正当なものであることを認めた。

次に、38ページからは特別会計となっておりますが、これは時間の都合もありますので、省略いたします。

56ページを開けてください。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書。

第1、審査について。地方自治法第241条第1項の規定による、定額資金を運用するための基金の運用状況調書について計数は正確であるか、法令条

例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票及び証憑類、預金証書等を詳細に審査した結果は下記のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。定額の資金を運用するための4基金の運用状況調書はいずれも正確で、それぞれの目的に従って正確かつ効率的に運用され、計数及び証憑類、預金貸付証書などと合致していることを認めた。今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望むということでございます。

次ページに基金運用状況表を添付いたしております。

最後に、審査のまとめに入ります。58ページでございます。

審査のまとめ。

令和3年度、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めた。

財政運営については、さきに記述しているとおり、平成28年に発生した熊本地震から6年となり、復旧工事も完了となり、令和3年4月18日には集落再生事業6地区の落成式を迎えることができた。ここまで行き着くまでには住民と議会の理解と協力、また職員の努力による。国や県の補助金、交付金の活用等を導き出し、また後年に負担となる起債においては交付税措置のあるものを適宜対応されてきたことは大いに評価できる。

また、全世界に蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響により、生命への危機、また経済への影響など計り知れない状況が今も引き継いでいる。

そのような状況下、国の予算において補正予算等を用い、地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症対策費などが交付され、子育て世帯への支援、感染症防止対策として施設整備、中小企業への支援策等が実施された。

こうした厳しい経済状況や財政状況の中であつたが、実質収支額として6億1,000万円が確保できたということは、大きな成果であると評価できる。

令和3年度の一般会計は前年度と比較し、総括的に述べると次のとおりである。

歳入歳出決算額は、地震後の復旧・復興事業の減少、新型コロナウイルス感染症対策事業等の減により、地震後100億円超過となっていたが、6年ぶりに82億円弱の歳入決算となっている。

その収支は、まず実質収支では、前年度3億3,400万円と比較すると2億7,600万円の増となっている。財政調整基金は1億6,700万円を積み立て、取崩しはない。これにより実質単年度収支は4億4,300万円の黒字となり、前年度より2億4,900万円の増となっている。

歳入決算額では、対前年度比26億6,100万円、24.3%減となっている。要因としては、国庫支出金15億6,400万円、48.0%の減、村債1億2,100万円、52.1%減、繰入金1億7,800万円、38.1%減となり、地方交付税2億7,700万

円、14.2%増、村税4,300万円、4.6%増、地方特例交付金3,300万円、337.4%増となっている。村債発行については、総額10億3,000万円を借り入れている。主なものとしては、防災公園等整備事業等の財源となっている。また、村債の多くは交付税措置がある起債が多く含まれているが、今後さらなる措置が講じられることを要望するところである。

歳出では、対前年度比27億6,300万円、27.2%減となっている。熊本地震に伴う復興費用、新型コロナウイルス感染症対策費に伴う減額が変動要因であり、土木費21億7,500万円、70.3%減、総務費10億7,400万円、31.1%減、災害復旧費8,200万円、43.6%減となり、民生費2億1,900万円、20.5%増、公債費1億5,500万円、16.4%増、教育費1億500万円、24.1%増となっている。

性質別歳出から対比すると、普通建設費17億900万円、39.3%減、令和2年度の特別定額給付金がなくなり、補助費等が8億4,600万円、57.0%減、積立金4億1,900万円、35.8%減となり、新型コロナ関連の給付金の扶助費1億8,600万円、38.9%増、公債費1億5,500万円、16.4%増、維持補修費2,300万円、36.5%増となっている。

国民健康保険特別会計においては医療費の高騰が続き、コロナ禍の中、対前年度比6,200万円の増額となっている。税収は400万円増となった。これは国保加入者の所得変動によるものである。

実質収支として1億800万円、対前年度比1.5%減、単年度収支200万円の赤字を計上している。今後も医療費の抑制を進めるには生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力されたい。コロナ禍の状況であり、集会場を利用した説明会等の開催が厳しい中、広報を活用した「食」をテーマに掲載されている。健康な方も含め日頃からの食生活や運動等について住民全員が見つめ、行動する体制づくりを今後もさらに進めてもらいたい。

介護保険特別会計は、令和3年度に第8期介護保険事業計画が策定され、初年度となった。保険料は対前年度比200万円、0.9%増となった。実質収支1億6,700万円、単年度収支については5,600万円の黒字となっている。コロナ禍の状況で保険給付費の減少に向けて取り組まれている介護予防事業等については苦慮されているが、要介護の認定者が若干減少している。今後、2025年からの被保険者が増加傾向にあり、予防重視型の施策推進をより一層強化し、保険給付費の抑制に努めてもらいたい。

後期高齢者医療特別会計は、保険料としては5,700万円、前年度と比較すると500万円、8.9%増加している。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっている。現在の被保険者数は1,027名であり、今後も医療費抑制を図っていただきたい。

村税・保険料の滞納については、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求めるものである。収納作業は、今後も枠を超えた協力体制を図り、収納向上、

財源確保に努力されたい。

中央簡易水道事業特別会計については、実質収支2,200万円の黒字、単年度収支800万円の黒字となっている。地区水道組合（1組合）が令和3年度村営水道に加入され、新規加入施設の管理強化、今後の水道組合統合による上水道事業移行への準備作業も着実に進めていただき、社会資本整備（水道施設関係）を推進し、宅地開発、人口増加施策に結びつけてもらいたい。

工業用水道事業については、水道事業収益2,900万円、水道事業費1,700万円、それから資本的支出としては、施設の取替え工事200万円が支出されている。今後とも水質管理、施設管理に注意を図ってもらいたい。

強化が必要となり、計画的な取組を進めてもらいたい。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が収まらない今日であるが、今後も情報をいち早く収集し、住民や企業等に周知し、住民が安心して生活できるような政策を進めてもらいたい。

本年度も、全国各地において地震や地球温暖化等を一要因としたゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨被害が発生している。これらの自然災害にどう向き合っていくべきか再考する時期ではなかろうかと思われる。

このたび、地震からの復興に先頭に立たれ、予算の獲得あるいは被災した村民を励まし、そして他自治体よりいち早く復興した村に育ててくれた日置村長が14年間の村政から道半ばにして体調不良のため辞任されました。

今後は、日置村政の継続と、それから防災公園の整備及び定住促進を誓い、当選された吉井村長の政策の原点である「聞いて実行」を旗印に、若い力で行政経験を生かし、村民のための政治を思い描いて政策を進めていただきたい。

以上で、決算審査報告を終えます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

（午後 1時52分）

（午後 2時03分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑に入ります。

認定第1号の質疑におきましては、歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

まず、歳入について、質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは52ページになります。ふるさと納税寄付金についてですけれども、こちらのほうが3億円ほどございますけれども、先日、吉井村長がふるさと納税を伸ばしたいというふうに言われておりますけれども、担当が企画商工

課ということですが、今、T S M C 関係の工場の誘致等も企画でござ
います。企画というのは、これから大変な時期であり、また西原村にとつ
ても今年からここ数年で伸ばさなければならない大事な時期でございま
すけれども、今後、このふるさと納税、企画課でどういうふうに進められ
ていくかを教えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税ということで、私も所信表明のところで話をさせていただきました。
一番身近なところで、高森町が熊本県で1位で、約32億円ぐらい、
ふるさと納税の寄附額がっております。

今、高森町のやり方をちょっと勉強しているところでございまして、なか
なか、まだ具体的なことは申せませんが、例えばホームページの業者
さんのところにパーセンテージを上げたりとか、展示されている商品の開発
等を積極的に進めていって、どうにか西原村の最高の売上げが5億円ちょっ
と、数年前にございました。それを近いうちに超えるような額、また最終的
にはもうちょっと、10億円以上はいけるよう目指して頑張っていこうかな
というふうに思っております。

よその優秀な自治体のところを職員一丸となって勉強させていただいて、
頑張りたいというふうに思っております。これは企画だけじゃなかなか難
しいんじゃないかというふうに考えております。例えば、農産物に関しまし
ては産業課とか、企業さんも出店できるような環境づくりをやっていこうか
なと思っております。例えば、ナカヤマ精密さんのこまとかも結構人気がある
みたいなので、そこら辺も企業さんとお話をして、どうにか出店にこぎ着け
るような形で取り組んでいこうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

こちらのふるさと納税というのは、西原村に入ってくるお金であり、ま
たこれは自由に使えるお金と、使い勝手が大変いいかと思っております。

また、吉井村長が掲げられている子育て、その辺にもこういうものを使え
ていければと思いますけれども、企画のほうで人員的にはどうなのかと、ま
た外部委託等、そういうものを何か考えられておられるのであれば、お話
をお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高森町の例なんですけれども、これも32億円あって、職
員が1人で残業も1分もしていないという話を伺っております。なぜかと申
しますと、地域おこし協力隊を募集したりとか、外部委託できるところは積
極的に外部委託を行っているという話を伺っております。

また、特徴的に違うのが、さっき言い忘れていたんですけれども、高森町

で宣伝費用が、今、6,800万円ぐらいございます。西原村はと申しますと、宣伝費用が30万円程度ぐらいしかないということで、そこら辺も議員の皆さんと相談しながら、なるべくランキング上位になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今の質問、企画課長にした質問でありましたけれども、村長じきじきに頑張るということで、ぜひこの辺を伸ばしていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）すみません、お尋ねの人員についてなんですけれども、企画商工課はもともと私がいた頃には1欠の状態でした。それで、私がまた急に職場を離れましたので、今、2減というふうになっております。企画商工課の職員につきましては、もう本当に私自身、迷惑をかけたなというふうに思っております。

今後は、また総合計画等、近々にございますので、そういうところを含めて人員を、できるだけ負荷がかからないような状況づくりと併せて、人員配置もほかの課と相談しながら適切に配置をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

では、3点ほどお聞きします。

まずは、税金なんですけれども、全体的に令和3年度が現年度分で99.6%、かなり徴収率が伸びておりますが、これに対してはどういった努力をされたのか1点です。

あと1点目が、総務課長になるかと思いますが、23ページの地方特例交付金なんですけれども、これは個人住民税における住宅借入金の特別控除分の減った分を補填するための交付金と思われますが、ほかにも自動車税の環境割性能の軽自動車税の減免分の補填と思われますが、そのあたりの内容が分かればお聞きしたいと思います。

あと1点が、25ページの交通安全対策特別交付金でございます。これは、急増する交通事故に対処するために、交通違反ですね、交通反則金に係る皆さんが支払われたお金に合わせて交付されるお金だと思いますが、これが40万円組んであったのが0ということになっています。全然来なかった理由は、分かればお聞かせ願います。以上です。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）それでは、堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず、税収のことということで、令和3年度におきましては、調定額が10億円ありまして、そのうち収入が9億8,300万円ほどということで、収納率的にはかなりよくなっておりまして、全体で98.3%、現年度で99.6%ということで、過去の中でも一番よい収納率になっております。

徴収業務につきましては、昨年もコロナ禍におきまして、外部に出向いての滞納整理というのはあまりできておりませんでしたけれども、その分、まずは現年度をしっかりと取りまして、次年度への繰越しを極力減らすということに力のほうを入れております。

通常、納期限が過ぎまして20日以内には督促状を発送しておりますけれども、それでも納付がない場合には、税法では10日以内には差押えをしなければならないとなっております。なかなか、そこまではできておりませんが、納付がない人については、早い段階で催告状を出しまして、コンタクトをより多く取りまして、それでも反応がない場合には、すぐに預貯金を調査しまして、差押可能な財産があれば、たとえ少額でも差押えをすぐ行うということをやっております。

そこまでいくと、いろいろと苦情やトラブル等もありますけれども、滞納額が大きくなる前に対処もできますし、結果的にはこれが滞納者のためになっております。中には、もう生活がきつくて、それでもきっちりと期限内に納められている方もおられますので、公正・公平な税負担の観点からも、その辺は今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

あと、口座振替についても収納率アップについては効果があっておりますので、口座振替の推進についても、引き続き努力のほうをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）税務のところで質問よろしいでしょうか。

質問というか、意見ですけれども、さすがに国税徴収法には、先ほど小栗課長が言われましたとおり、督促状を発送して10日を経過したなら「差し押えなければならない」、してもいいじゃない、絶対しなければならないと書いてあります。それを法律どおりにすることによって、低額の滞納も差押えられて、少額ならば、皆さん、払えるんですね。

そこで、今、トラブルがあると言われましたが、トラブルはあって当然なんですね、苦情。そうしたときは、なぜ苦情が来るかというのは、払えんのになぜ差し押さえるのと来ます。これはなぜかということ、生活困窮者、そういう方は、今度は法律、民間じゃありませんので、徴収猶予というのが地方税法の第15条にありますから、それを適用して徴収を猶予してあげるところで、その方の一人一人の生活状況が分かって、一人一人の納税の対応ができるということで、基本でやるべきことをやった結果ということで非常に評価ができますと私は思います。評価ができる行動だと思いますので、今

後とも続けていつていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）堀田議員の地方特例交付金についてのご質問にお答えしたいと思います。

地方特例交付金につきましては、平成11年に創設されておりまして、国の恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するという形で交付されておるということでございます。

その内容としまして、先ほど堀田議員のほうからもありましたけれども、個人住民税の減収補填特例交付金が、先ほど言われた住宅ローン減税等による住民税の控除の分が、金額的にいいまして、この1,048万2,000円のうち906万3,000円が住民税の減税の補填分になります。

それと、そのほかに、自動車税の減収補填特例交付金につきましても、金額的に97万4,000円、それと軽自動車税の減収補填特例交付金が44万5,000円、この3つの特例交付金がございますのトータルという形になっております。

続きまして、交通安全対策の特別交付金でございます。

こちらにつきましても、堀田議員のほうからありましたように、道路交通法により納付された反則金の一部が交付されるものでございます。交付の内訳につきましては、区域内における交通事故件数、人口集中地区の人口及び道路改良済みの道路延長等により配分をされるという形になります。

その算定の中で、これは当該年度の9月と3月に交付されるわけですが、9月の交付時点で、その交付金の額が25万円未満のときは当該年度の交付金は交付されないということになっておりまして、令和3年度の交付金のほうが交付されていないということになっております。

これにつきましては、県内、ほかにも調べてみますと、南小国町、産山村、津奈木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、球磨村のほうが不交付団体というふうになっておるということでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということは、算定はされたんだけど、25万円未満だったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）はい、そのとおりでございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）ほかに質疑がないようでしたら、歳出に移ってよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（山下一義君）最後に総括した質疑をお受けいたします。

歳出について、質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは104ページ、負担金、福祉タクシー料金助成事業利用補助金について、384万2,500円についてですが、予算額は630万円予算を組んでおりまして、毎年これぐらいの利用額でありまして、残った残金を熊本市内や大津町、菊池市、阿蘇市方面に通学している高校生のために、限定してタクシー補助金を出したらどうだろうかと思います。

先ほどもちょっとお話がありましたが、高校では、今、朝課外がなくなるような感じですがけれども、部活動の朝練とか、どうしても学校に早く行かなくてはならないような状況があるかと思います。そういうときに使って、タクシー補助金を福祉タクシー券並みに出してもらって、これは特別な日だけですので、そんなに予算額が多くなるということはないかと思います。村内の早いバスの運行がないため、保護者が朝、空港までとか大津駅までとか送っておられます。その負担を軽減するために、高校生に限ってそういうタクシー券を出したらどうだろうか。

毎年、これは三百七、八十万円ぐらいしか利用額がないんです、福祉タクシー券は。だから、余裕があるので、そっちのほうに回したらどうかと思いますが、先ほど一般質問でも乗合タクシーの件が出ましたけれども、私もちょっとアルバイトで西原タクシーに行っておりますけれども、今、会社は厳しいです。もう、今すぐにでもやめたいと、経営が厳しい。前は8台おったんですけれども、今、4台なんです。この4台で水揚げを上げて会社を運営していかんといかん。これはとてもじゃないんです。だから、社長も、買手があるなら、もう今すぐでも会社を売りたいと。でも、廃業だけはせんでくれと、村の交通機関だから何とか頑張ってくれというふうに社長には励ましておりますけれども、乗合タクシーも便利は便利だけれども、会社のことを考えたら経営が圧迫されます。

だから、福祉タクシーの余ったときに、高校生に補助してやったらどうでしょうか。村長、何か考えがあったら。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）福祉タクシーのご利用ということでご質問なんですけれども、先ほど尾崎議員のほうからも交通について話がありました。デマンド交通という言葉が出たんですけれども、公共交通を利用するにおいて、個人的に送迎とかじゃなくて、できるだけ人が集まるような、何人か集まって乗り合って、乗って行けるような施策ができないかというふうに個人的には考えております。

例えば、本当に個人的な意見なんですけれども、菊陽町と大津町辺りに高校生用にちょっとした部屋を借りてやって、待合所的な感じで部屋を借りて、そこにタクシーを送迎に使う。そこから先は、自分の持っている自転車とか

で通学してもらって、またその借りた部屋に帰ってきてもらって、できれば二、三人集まってタクシーに乗車してもらって西原村まで帰ってもらうような施策はできないかなというふうには個人的には考えております。

ただ、それに伴う部屋代だったりとか見守り費用とか、あとは運転時間帯とか、それがうまくいけば、もしかしたら市内方面へ向かう高齢者の方々が病院等に行かれたときに、その待合所に行けば、西原村からタクシーが送迎してくれるというふうな感じにつなげられないかなというふうには思っているんですけども、いかんせん、やっぱり西原村にタクシーの会社がなくなるというのは、もう本当に住民さんの便利さがなくなるというふうに思っております、どうにかタクシーに残っていただけるように村としても取り組んでいきたいというふうには思っております、制度化できるように、もう本当に議員さんの皆さん方と相談しながら早急に取り組んでいきたい課題だというふうには私自身思っておりますので、どうか皆様のご協力をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）もう、村の協力が一番必要かと思います。利便性を考えたら、やはりタクシー金補助というのが、玄関から玄関まで、自分の好きな時間に行けるというのが一番の魅力なんですよね。そのほかにいろんな構想があれば、吉井村長にも頑張ってもらって、いい案を出してもらいたいと思います。

もう一点、いいですか。

ページは、162ページの一番最後と164ページの委託料です。雀塚立野線の用地測量、これが175万6,700円、雀塚立野線道路側溝改修測量設計が259万6,000円ということで、これはもう100mぐらいの距離なんです。これで、いかに両方合わせて435万円という、高いけれども、これは致し方がないことでありまして、これは同一業者なのでしょうか。

そしてまた、この件に関しましては、登記が遅れているところが1か所ありまして、これはもう大分前から予定をして、もう測量も終わって、用地もある程度了解得ているところは用地買収もしているということでありますので、これ、いつ頃着工ができるのか。登記が遅れているところは、もう後回しにしても、済んでいるところは早めに着工していただきたいと思いますが、建設課長、どうですか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

まず、雀塚立野線の用地測量業務の委託料、決算書には「外1件」と書いてありますけれども、実際の雀塚立野線の分については159万5,000円となります。そこについては、1件だけ、まだ相続登記といいますが、登記がまだ未了なところがございまして、どうしてもその現在の地権者さんが登記の

手続を行わなければ先に進まないというところがあるところがございます。

ほかは、同意を得ているところもございますので、その分、一番先のほうからでも着工ができれば、もう来年度当初予算でも計上という形もできるかなと思っているところがございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）ぜひ、早めの着工をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

先ほどの福祉タクシーの件ですけれども、昨年、いろんな借りを借りやすくするといった形で取り組みますというのが前村長の時代の前職員の方の時の話だったと思っています。利用率が上がるようにやっていきたいという話をされて、取り組まれてきたと思っています。そこらあたりの検証等は、何かされたんでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時30分）

（午後 2時30分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

現在の状況としまして、福祉タクシーは、令和3年度決算でございますけれども、決算書のほうに出ているとおりで、利用対象者の方が369名、この方にタクシー券のほうを配布しているところがございます。

ご承知のとおり、1年間で60枚を配布しておりますけれども、利用状況という形で、地区別にちょっと分析をしたところがございます。

60枚全部を使い切っていらっしゃる方が、369名のうち38名いらっしゃいました。中には、全く使っていない方もいらっしゃいました。

地区別に、以前、山間部とこちらの役場に近い平地部では不公平があるんじゃないかとかいうご指摘もいただいております。そのあたりも、この枚数使用については、60枚全部使い切っていらっしゃる方というのが、山間部だけに限らず、やっぱり役場周辺の高遊ですとか、そういう方たちもいらっしゃいました。ということで、一概に山間部だけが遠距離だから全部使い切っているということではないことが、ある程度分析で分かったので、今、内部的には、利用率を上げるにはどうしたらいいかということで、ただ枚数を増やすというだけでは、やっぱりちょっと利用率が上がるとは限らないと。

利用料金、今は3枚まで1,500円という形でしておりますけれども、それ

を上限をもうちょっと上げてという形でどうだろうかとかいう的なやつは検討しているところで、どういう形が一番利用率が上がるかということでは、ちょっと検討をしているところです。

先ほど、上野議員さんからもありましたように、西原タクシーさんが厳しい状況であるということをお聞きいたしまして、やはり村長の答弁ありましたように、地場産業ということで、一応そちらのほうも西原タクシーさんを利用していただきたいということで、どういう形ですれば継続していただけるのかとか、そういうものを含めて、さらに協議の内容をもう少し精査して、いい方向で検討を進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

利用の仕方をちょっと変更して、扱いやすくやってみようというのを言われたのを覚えているから今の質問いたしましたし、西原タクシーさんのことを、地場産業のこと云々を考えるならば、介護タクシーあたりの活用方法とかもいろいろ考えられて、補助金が頂けるのがあるならば、お願いできたりすることもできると思いますので、いろいろ検討はやっていってください。

○議長（山下一義君）質疑求めますか。

○6番議員（中西義信君）もういいです。

○議長（山下一義君）いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

ページは150ページの歳出の森林環境整備費ということで、17の備品購入費の中に簡易GPS購入費とありますけれども、このGPS購入費は何なのか、測量機器なのか何なのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）森林環境整備費の中の備品購入費、簡易GPSでございます。これは、森林環境譲与税といいますのは国から交付されるもので、自ら管理できなくなった森林に関して、村が肩代わりして管理をしていくというような制度でございますが、これまで不在村の所有者、村に住んでいらっしゃる所有者の方に意向調査をしてきました。村に預けるかどうかという意向調査です。

この意向調査の結果、まず現地を確認して、村で引き受けることができるかどうか、例えば森林に該当しない地目山林というのがございますので、そういったものを外していかなければならない。あるいは、森林の状況によって、どういった作業が今後必要になるだろうかというような現地調査を令和3年度から委託を行ったところでございます。

ただ、この現地調査を行う上で、現場、山の中はなかなか境界が分かりにくいので、地籍の成果を用いて現地を特定するというために、この簡易GPSを購入したところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）高本議員。

○2番議員（高本孝嗣君）簡易GPSは、自分がどこにおるかということが分かるような装置だろうと思いますけれども、非常に調査する方にとっては、ありがたい機械かなというふうに思っております。

続きまして、174ページですけれども、ちょっと消防費になりますけれども関連でございまして、前の村長が、小型ポンプの積載車あたりを導入されるたびに、やはりどうしても現地のほうに軽四輪の駆動あたりを導入したいという希望はいつもお持ちなんですけれども、現実として実現しておりません。

したがいまして、消防の主任あたりからしますと、指導車ですかね、消防の、そういったやつもまた導入していただきたいという気持ちは持っているけれども、まだ実現していないということでございますので、その辺を村長が今後、消防団が、今、不足する中で、いち早く現地に行くためには、やっぱりそういった車両も必要かと思っておりますけれども、どのようにお考えかをちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）小型の車両ですかね。それにつきましては、私が分団長をしていた時代からそういう話はございました。ずっと続いているかというふうには思っております。

これに関しても、現消防団員の方々とちょっとお話をしまして、実際どこで使うのかとか、役場に置くのか、または団員数が少ないところに置くのか等、ちょっと考えながらやっていくならばというふうに思っております。

ここにも消防団長を経験された議員さんも多数おられますので、その方たちともちょっとお話を聞いて、検討していくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）前向きな検討ということで、8分団の役場の職員の消防団員も結構おりまして、十数名からいらっしゃるしまして、実際、積載車には、その場で人間乗れないということでございまして、現地に行くときも車両の手配だったりいろいろ大変でございますので、できるだけ早急に指導車兼軽四駆あたりの車両を購入していただいて、いち早く現場に到達できるような体制を取っていただきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは128ページです。衛生費になります。節の報酬で村医報酬というのがございますけれども、今までは病院が2か所ございまして、永広医院のほうをやめられたということで更地になっておりましたけれども、そのときに病院の先生方に話していただいて、何名か来られるような話もあっておりますけれども、永広さんのところが、今、何か基礎ができたりとかしておりますけれども、それが病院なのか、またどういった病院が来るのか、そういった話がほかにあれば、何かいろいろ教えてください。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）病院ということで、永広先生の跡地につきましては、イシダ先生という方が来られる予定になっております。先日、地鎮祭も行っておりまして、一応消化器関係です。得意な分野が内視鏡とかいう話を伺っておりまして、自治医科大学出身の先生でございます。地方の医療関係も経験されておりまして、基本は内科なんですけれども、ある程度の初期治療等は行えるんじゃないかというふうに期待をしております。来年4月に開業予定ということで、現在のところ、建築等を進められているところでございます。

その他、もう一件、益城町のほうの先生から西原村に来たいという話があったんですけれども、そこに関しては、在宅医療関係を中心にやっていきたいというふうな話を伺っていたんですけれども、一応、今回、イシダ先生のほうが早く土地とか立地を決められたということで、1件はなくなったような感じでございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。4月に来られるということで、安心しておりますけれども、村医にはなられるということでよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）村医に関しましても、これから交渉になるかとは思いますが。村医に関しましても、話を聞いてみますと、医師会関係とかに挨拶に行ったりとか、了解を得なければならないという話を伺っております。

これから、役場もできるだけ中に入って、やっていただけるような体制づくりを進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

ページは86、87で、運動公園についてなんですが、まず14の防災公園等整備事業費ということで、ここで1億7,352万4,000円、これ繰越しされているわけですね。その下に、繰越明許費で次の工事1億2,654万3,000円。これ、

運動公園を今回は繰越明許費で事業されて、そしてこの予算、今度またつけられている2億4,600万円、これが1億7,300万円は令和4年に多分繰越しと思いますけれども、運動公園は、実際、仮設住宅があるために遅れているというのは、皆さん方、分かっておられると思います。仮設住宅が遅れとるから、公園も順次遅れてきたんじゃないかなというふうに思っている。

それと、最初、この公園については、前村長が大体10億円程度の公園を造りたいということでお話しされておりました。どれぐらいの予算を、終わるときですよ、考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）お答えいたします。

全体の予算額としましては、今の計画では、本体工事と周辺の公園の工事、整備含めまして30億円ちょっとを予定しております。

今回、議案にも出されておりますけれども、継続費のほうで、体育館の本体工事につきましては、そのうちの20億円ちょっとが本体工事でございます。なので、周辺整備の公園につきましては10億円というところで、今、試算をしております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）先ほど、中西議員の一般質問で、令和5年までかかるという感じで答弁されましたけれども、大体どれぐらいの時期までに完成するという考えでおられるのか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）今の計画といたしましては、令和5年12月完成を目指して計画しております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それで、先ほど10億円と言われましたけれども、前村長は本村5億円、また交付税措置で5億円という話でありましたけれども、それも予算的にはそのような状況になるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）おっしゃるとおりでございます。事業費の半分を、先ほど中西議員からの質問があった社会資本整備総合交付金2分の1の補助で、補助残のほうを起債のほうを充てまして交付税措置というところで計画しております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、ここで歳入歳出について、一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、令和3年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の議会は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時48分 散 会

第 3 号 (9 月 1 4 日)

令和4年第3回西原村議会定例会会議録

令和4年9月14日、令和4年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年9月14日（水曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 認定第 2号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 3号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 4号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 5号 | 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 令和3年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 報告第 4号 | 令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 5号 | 令和3年度西原村継続費精算報告について |
| 日程第 8 | 承認第 7号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」 |
| 日程第 9 | 承認第 8号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第6号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」 |
| 日程第 10 | 議案第 35号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す |

る条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工課長	中 西 聡 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君
代表監査委員	河 上 勝 彦 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第2号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）おはようございます。

それでは、認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額10億1,149万8,000円、調定額10億5,639万5,930円、収入済額10億3,142万6,744円、不納欠損額23万5,200円、収入未済額2,473万3,986円。

5ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額10億1,149万8,000円、支出済額9億2,336万9,536円、翌年度繰越額0円、不用額8,812万8,464円。

開けてください。

歳入10億3,142万6,744円、歳出9億2,336万9,536円、歳入歳出差引残額1億805万7,208円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1億805万7,208円。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君、表紙を上げてください。

○5番（坂本隆文君）すみません。5番、坂本です。

ページは、歳入の12ページになります。県支出金、節の特別交付金になり

ます。保険者努力支援交付金、特別調整交付金、県繰入金分がありますけれども、こちらの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

特別交付金、基本的には市町村の国保財政の安定化を目的として交付されるものであります。

まず、保険者努力支援交付金といいますと、医療費適正化に向けた取組に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付するというふうな内容です。幾つかの指標がありますけれども、幾つか抜粋してお話ししますと、保険者の共通の指標として、特定健診、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率等が一つの指標となっております。また、生活習慣病の発症予防、重症化予防の取組の実施状況等、これらの保険者共通の指標として6項目ほどがございます。

また、国保固有の指標として、収納率向上に関する取組の実施状況であったり、医療費の分析等に関する取組の実施状況等、こちら6項目の指標がございます。それらの市町村からの指標を基に、県から交付される分になります。ですから、こちらに努力支援というふうに入っておりますので、市町村で取組を実施して、よりよいポイントを取れば、交付金が上がってくるといような形になっております。

また、次の特別調整交付金につきましては、こちらは療養給付費が増加した場合等に対応する市町村の特殊事情により財政を支援するというような部分でございますので、給付額が大きくなった場合等にはこちらが交付されるというよう形になります。

それから、県繰入金分。こちら、努力支援交付金と内容的には似たような形になります。すみません、資料を出しますので、しばらくお待ちください。

こちら、やはり市町村がどういった取組を行ったかというよう指標を基に交付される分です。令和元年度は19項目、こちら項目があったんですけれども、現在は21項目に増えております。ただ、増えた2項目に関しては、西原村にはちょっと該当しない部分ですので、実質19項目というふうに思っただけであればいいかと思います。

こちらに関しては、災害による保険税等の減免措置があったかどうか。こういう一つの項目とか、保険税等の収納率を確保し、または向上させたこと。これは、先ほどの努力支援のほうにも入っておりますけれども、そういう項目があります。また、保険事業に要した経費があることと、特定健診率が一定の値を上回り、または向上させたこと等の19項目から評価され、市町村に交付されるというふうな交付金になっております。以上です。

○議長（山下一義君）5番、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

特別交付金といって、自治体が努力すれば、それに対しての金額が支払われるということだと思えるんですけども、本村ではこういった努力をされていますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）特に、西原村では、特定健診の受診率の向上というあたりを一番の目標に掲げてやっております。県下で40%台、50%台の受診率がある中で、西原村は、一昨年度も60%を超えましたが、昨年度も暫定ですけども、今のところ60.9%、60%以上を確保しております。

また、その後の特定保健指導という分野にも、今、保健師のほうで力を入れて、健診結果を基に指導を行っていくと。また、そういう中で数値の改善が見られる、今度はアウトプットというんですけども、見られた場合に、より高い今度はインセンティブがもらえるという部分もございますので、今後は健診率の向上もそうなんですけれども、特定健康指導等を行って、数値、一つ例を挙げますと、メタボリック、腹囲の85cm、男性で言えば85cmが翌年度には改善したとか、そういう実質的な数値が上がってくると、そのあたりがまたポイントに換算されますので、今後はそういった指導を通した改善も行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今の保険給付費等交付金なんですけれども、ちょっと疑問に思うのが、徴収率を上げると、これ当然交付金の算定に入っておったわけですけども、今回、私も何回も言っておりましたが、甘藷が西原村、調子がいいということで、500万円ほど多分当初より増えたんじゃないだろうか、所得割のほうですね。

そういうふうに自主財源が増えれば、この交付金は減らされるのかなと思いますが、それに合わせて徴収率が高いならいいんですけども、その分収入が入ったと、自主財源が入ったということで、あんたところは余裕があるよねということで減らされるという心配はないのでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時11分）

（午前10時11分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの交付金の評価項目の中に、自主財源が

大きくなったといって、それでマイナスの評価になる項目は、今のところ、ございません。ということで、多分自主財源が大きくなったからといって減らされるということはないというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番（堀田直孝君）了解しました。

あと1点、ちょっと心配な点が、私、個人的に熊本県の税の徴収の研修会をしておりますけれども、その中で、徴収率は上がっておりますが、不納欠損、これが時効を迎えたということで、皆さん、新聞見られているかな。6月だけでも3件、近隣町村の不祥事、時効を迎えて不納欠損したということで、不祥事ということで載っておったわけですが、これは、皆さん、研修に来られている人に言うんですけれども、したくてしたんでもないですよねと。知らずにした方がかなり多いんですね。

ですから、健康保険も徴収率も上がっております。ただ、不納欠損をちゃんとした法律に基づいた欠損を、あと特別会計が介護保険、後期高齢ありますけれども、必ず数字が出てきております。お願いなんですけれども、そのあたりを法律に基づいて不納欠損していただきたいというところがお願いでございます。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）すみません、国保税については税務課のほうで徴収のほうをやっております。昨日、説明しましたとおり、一般会計と一緒に、国保税についても法律に基づいて管理のほうもしっかりやりまして、地方税法第15条の7に基づいて、今回、国保税の3件につきましても、いろんな調査の下、不納欠損をしております。

今回、不納欠損が3件ありますけれども、その内訳としましては、今回は外国人関係です。外国人の会社に勤められた方が突如所在不明になったとかいう件で2件ほど不納欠損させていただいております。そのほか、生活保護関係で合計3件ということで、一応管理をしっかりやって、調査をして不納欠損をしているというところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）保健衛生課のほうから、先ほど介護保険の不納欠損の話も出ましたので、この際、一回お話をさせていただいておきます。

介護保険のほうにも不納欠損1件、7,600円ありますけれども、こちらは、先ほどから言われる、堀田議員が言われているような時効迎えた案件でございます。

昨年度の決算期にも、やはり堀田議員からご指摘があつて、時効を迎える物件については職務の怠慢ではないのかというようなお話もございました。本年のこの物件に関しても、昨年、落とさせていただいた方の残りの期がちょうど昨年の5月に来ておりまして、その分が担当者が変わって、その後、

精力的に動いていたんですけれども、ちょっと動く前にもう時効が来てしまっていたという物件でございます。

その後、堀田議員からも再三ご指摘のように、時効の中断であったりを行いながら、今、介護のほうも徴収事務を粛々と進めているところでございます。

また、税務課等との協力体制も築きながら、今、行っているところです。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番（堀田直孝君）何せ、介護もかわいそうと言うといけませんけれども、かわいそうなところが、時効がたった2年なんですね、料は。税は5年あります。その間に、どうにか時効の中断の措置を取ればいいんですけれども、料はちょこっと油断してしまうとすぐ時効に来るということで、やはり役場組織内というのは縦のつながりで、横のつながりがあまりございませんので、やはり税務課、プロですので、かなり差押えという件数もありますので、そこに交付要求するとか、入札をするとか、そういう感じで横の連絡を取りながら、法律に基づいた時効の中断を今後やっていっていただきたいと思いません。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額9億824万9,000円、調定額8億7,555万1,497円、収入

済額 8 億7,322万3,997円、不納欠損額7,300円、収入未済額232万200円。

7 ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額 9 億824万9,000円、支出済額 7 億556万8,200円、翌年度繰越額4,115万1,000円、不用額 1 億6,152万9,800円。

開けてください。

歳入 8 億7,322万3,997円、歳出 7 億556万8,200円、歳入歳出差引残額 1 億6,765万5,797円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 1 億6,765万5,797円。

令和 4 年 9 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

25ページの地域支援事業費の中に訪問サービスというのがありますけれども、その中を小さく分けると、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ等、いろいろありますけれども、訪問入浴介護サービス、これを本村でちょっと見たことないようなんですけれども、これは現在、多分やっていないのかなと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいま、手元にその詳しい資料を持ってきておりませんので、あるなし含めて後で回答させていただきます。

○議長（山下一義君）4 番議員、堀田君。

○4 番（堀田直孝君）ここを質問したのは、主要なサービスの117ページに、訪問介護のところに実績が0ということだったものですから質問してみました。ということで、後ほどで構いません。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）ほかに質疑はないようですから、先ほどの堀田議員の質疑に対しまして、保健衛生課長は休憩した後に報告をお願いいたします。よろしいですか。

○保健衛生課長（松下公夫君）はい。

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第4号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）それでは、認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億7,130万6,000円、調定額1億7,174万5,766円、収入済額1億7,174万7,566円、不納欠損額0円、収入未済額マイナス1,800円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億7,130万6,000円、支出済額1億6,750万5,059円、翌年度繰越額0円、不用額380万941円。

開けてください。

歳入1億7,174万7,566円、歳出1億6,750万5,059円、歳入歳出差引残額424万2,507円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額424万2,507円。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第5号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 須藤 博君 登壇 説明)

○会計管理者(須藤 博君) 認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億3,193万6,000円、調定額1億3,871万5,507円、収入済額1億3,868万8,403円、不納欠損額0円、収入未済額2万7,104円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億3,193万6,000円、支出済額1億753万7,030円、翌年度繰越額0円、不用額2,439万8,970円。

開けてください。

歳入1億3,868万8,403円、歳出1億753万7,030円、歳入歳出差引残額3,115万1,373円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3,115万1,373円。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番(上野正博君) 8番議員、上野です。

関連質問になりますけれども、よろしく願いします。

その防災公園。防災公園に避難者のための飲料水、これは貯水型にするのか、また新たにボーリングをして出すのか、方向としてどちらのほうでしょう。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）ただいまのご質問の防災公園の緊急時の飲料水につきましては、総合体育館西側にボーリングを1本掘っております。雑水とトイレの水の確保と、そのトイレの横に4 tのタンク、それと体育館の北側に40 tの耐震性の地下タンクのほうを備え付けておりまして、現在も水をためて、緊急時の水に使用する確保をしております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番（上野正博君）分かりました。私の勉強不足でした。

なら、ボーリングはもう今やっているということですね。了解です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）6番、中西です。

先日も、課長からここに来ていただきましたし、6月、一般質問を行いまして漏水等の件を言いましたんですけれども、ちゃんと数字を出していただいてよかったと思っています。

今、書いてあるのは、平成29年から書いてあるんですけれども、その頃はもう地震のときでしたから、私は一切言いませんでした。ただ、その前の時代が、やっぱり結構800万円とか1,000万円とかなるような金額が多いことが多々あったものですから、普通の方は七、八千円しか払っておられませんけれども、200 tまでは2万2,800円の今消費税だと思っています。200 t超えると、トン当たり135円と高額を払っているところが多々あると思います。そういう事業所からすると、やっぱりそこら辺はちょっと金額として自覚を持っていただくことはいいことだと思っています。これからも頑張っていたきたいと思います。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○6番（中西義信君）いいど。

○議長（山下一義君）要らん。

○6番（中西義信君）はい。（発言する声）

じゃ、答弁して。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）では、お答えいたします。

この主要の成果の125ページを見ていただくところで、たしか一番古いので表記させていただいているのが平成29年度ということで、令和3年度までの5年間の表を載せております。

有収率としまして、平成29年は地震後というところもあったのかなと思いますけれども、それから有収率のほうは徐々に上向いていっているというところがございます。

今後についても、漏水等におきましては、やはり見える部分については、

すぐ対処と、管の更新等も計画的に行って、なるべくこの有収率をさらに上昇させていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番（坂本隆文君）ページは14ページになります。工事請負費ですけれども、万徳水道の件です。万徳水道から令和3年度に簡易水道に統合されましたが、将来、小森水道組合が村の簡易水道に統合される予定となっておりますけれども、統合により、どれぐらいの収益が見込まれるのかというのは分かりますでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

お尋ねの収益に関しましては、令和3年度の水道使用料が約6,400万円ほどでございます。簡易水道の給水世帯が1,780世帯ほどでございます。1世帯当たりで換算しますと、年平均約3万5,000円の水道料となります。小森水道組合が約270世帯ほどではないかと思っておりますので、水道料としましては900万円強ぐらいの収益になるかと思っております。

また、加入金におきましては、270世帯で考えますと、13mmが加入金11万円となりますので、計算しますなら、加入金が2,970万円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5 番議員、坂本君。

○5 番（坂本隆文君）ありがとうございます。

それでは、小森水道組合が統合に向けて、今、どれぐらいの話し合いで進められているのかをお尋ねします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

小森水道組合との統合に関しまして、大切畑ダムの復旧工事に伴う水源池の補償としまして、代替水源池として適正な水量や水質が確保されるまでボーリングが行われることになっております。

現在、予定箇所へのボーリング工事は完了しておりますけれども、飲料水として使用するには認可を得なければならず、認可の前提として、新たに井戸を掘った場合には、水道法の規定により、四半期ごとの1年間において水質検査を行いまして、全ての基準に適合することが必須となります。その水質検査において、水質基準項目でありますマンガン及びその化合物が基準値を現在超えているところでございまして、水質基準に不適合でございますので、令和4年3月頃でございますけれども、小森水道組合、大切畑ダム復興事務所、また西原村役場を含めて会議が行われておるところでございます。

今後の対応としまして、ポンプの位置、深さ等の変更などを行ったり、水質の安定性の調査、水質検査を行って、マンガン及びその化合物が基準値以

下になるための箇所究明、追加調査などを行うという結論に至っているところでございます。

その後としまして、今年の6月、また今月上旬でございますけれども、組合のほう及び大切畑ダムの復興事務所へ進捗の聞き取りを行っております。ポンプの深さ変えなどの様々な対応、調査を実施されておりますけれども、その基準値において、今はまだちょっと下回る成果が出ていないというところを聞いているところでございます。

その後、状況を取りまとめて、再度、小森水道組合、大切畑ダム復興事務所、また役場を含めて、今、ボーリングをされているところとはまた違う場所にボーリングを新たに行うのか、または加圧ポンプあたりの設置が必要となるのか、または今のボーリング箇所を使ってマンガン除去装置などを設置するのかなど、いろんな方法を含めたところで協議のほうを進めていきたいという話を聞いているところでございます。

その後の方向性としては、水質検査、第2四半期分あたりから、基準値を下回ったという成果が出てきたあたりから、小森水道組合において変更の認可申請の手続きを行っていただくということが出てきます。これは、大体半年ぐらい時間がかかるものというふうに聞いております。これに合わせまして、村の簡易水道のほうにおきましても、統合へ向けた変更の認可申請の手続きもまた必要になってきます。

それに、小森水道組合の統合に向けた資産の調査における未調査分も併せて行う必要も出てきます。議会における給水区域変更に伴う条例改正、現地での水道管の接続工事、また水道施設における水量や流量、水位等を監視する通信機器の設置工事とかも出てきます。統合時期については、今後の水質検査をクリア次第というところもございまして、今、いつぐらいになるのかというのがはっきりちょっと言えない状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君、よろしいですか。

5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

今のところ、マンガン等が出ていて、水質がちょっと厳しいということで、除去をする機械とかもあるような話を今言われていますので、安心した水が供給できるように、ぜひ努力してください。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第6号、令和3年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○建設課長(廣瀬 太君) 認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、令和3年度西原村工業用水道事業決算報告書。

開けていただきまして、2ページをお願いいたします。

令和3年度西原村工業用水道事業決算報告書。

この表は、予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本費的収支、いずれも消費税を含んだ金額で表示しております。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益2,877万3,000円、2,922万6,978円、第1項営業収益1,623万8,000円、1,659万3,087円、第2項営業外収益1,253万4,000円、1,263万3,891円、第3項特別利益1,000円、0円。

下の段、支出でございます。

第1款水道事業費2,877万3,000円、1,719万105円、第1項営業費用1,907万2,000円、1,649万7,205円、第2項営業外費用82万2,000円、69万2,900円、第3項特別損失1,000円、0円、第4項予備費887万8,000円、0円。

3ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

収入としましては、第1項企業債、第2項工事負担金、第3項補助金、第4項他会計補助金はありません。

下の段の支出としましては、第1項建設改良費、予算額合計322万3,000円に対し、決算額242万円の支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額242万円は、建設改良費積立金220万円、当年度分損益勘定留保資金22万円により補填しております。

令和4年3月31日、西原村工業用水道事業管理者。

主な内容についてご説明いたします。

次のページ、4ページでございます。

キャッシュ・フロー計算書は、現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れを表した表でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。消費税を抜いた金額で表示しております。当年度の純利益は、下から４段目に記しました1,181万6,873円でございます。

次ページ以降、６ページに剰余金計算書、７ページに剰余金処分計算書（案）、８ページ、９ページに貸借対照表、10ページから13ページにかけて事業報告書を添付しております。

12ページをお願いいたします。

本年度の年間給水量は28万9,974立米で、前年度比６万3,952立米の増となっております。

次に、下の段の（２）事業収入に関する事項でございます。

営業収益につきまして、本年度1,508万4,630円、前年度比242万7,300円の増額となっております。営業外収益につきまして、本年度1,290万730円、前年比411万6,193円の増額となっております。詳細としましては、14ページに収入の明細を記載しております。

戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

（３）事業費用に関する事項でございます。

営業費用につきましては、本年度1,616万8,487円、前年比518万6,859円の増額となっております。主なものとしましては、15ページに支出の明細を記載しております。目１原水及び浄水費のうち動力電気料の増、目３総係費のうち人件費の増によるものが主な要因でございます。

16ページをお願いいたします。

資本的収支明細書でございます。

資本的支出のうち工事請負費として、小牧２号水中ポンプの故障による入替工事費用でございます。

内容としましては以上でございます。ご認定方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第６号、令和３年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第６号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 53 分)

(午前 11 時 09 分)

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの堀田議員の質疑に対しまして、保健衛生課長の答弁をお願いいたします。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの堀田議員の質問にお答えします。

その前に、先ほど、私が介護保険の不納欠損額を7,600円というふうに回答しておりましたけれども、7,300円でしたので、訂正しておわびいたします。

それでは、先ほどの介護保険サービスの件ですけれども、訪問入浴介護に関してです。介護給付費の中で16件、昨年度、利用されております。この中で、村内に3事業者等ございますけれども、村内でこのサービスを提供している事業者、今のところございません。この利用者の方は、村外の事業所を今のところ利用されているというのが現状でございます。以上です。

○議長（山下一義君）堀田議員、よろしいですか。

4 番議員、堀田君。

○4 番（堀田直孝君）入浴サービスというのは、やっぱり家庭にとって非常に負担になりますので、村内の3事業者の中に1事業者でもこのサービスができるといいなとは思っておりますというところの意見でした。以上です。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員のご指摘のように、村内の事業者で、今のところ、このサービスが提供できていないということで、今後、私どもとしても、そのあたりの提供ができないかという問いかけをしながらやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）それでは、議事に入ります。

日程第6、報告第4号、令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号、令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたしました令和3年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載している早期健全化基準に対しまして、中央に令和3年度比率を記載し、各比率のほうが基準を下回っておれば健全な状況であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、6億1,023万6,000円の黒字になりましたことから、実質赤字比率としての数値を表すことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありましたことから、合計で11億3,272万円の黒字となりましたことから、連結実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3か年平均で、なお分子、分母とも普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して7.2%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額と一部事務組合等負担見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等を差し引いたもので割った比率でございますが、分子のほうマイナスとなり、将来負担比率として数値に表すことができないというものでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。令和3年度の決算において、貸借対照表の流動資産合計が2億1,239万2,000円に対して、流動負債合計101万5,000円であり、差引額2億1,137万7,000円の黒字であることから、資金不足比率として数値に表すことができないというものでございます。

また、公営企業法非適用企業として、中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額1億3,868万8,000円に対し、歳出総額が1億753万

7,000円であり、歳入から歳出を差し引いた実質収支額が3,115万1,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値を表すことができないというものでございます。

したがいまして、両会計ともに経営状況は安定しているということでございます。

次のページから参考資料を添付しております。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま報告第4号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に、令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、意見書の報告をさせていただきます。

西監発第31号、令和4年8月10日、西原村長吉井誠様、西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度西原村健全化判断比率、資金不足比率の状況について、その審査を終えたので別紙のとおり意見書を提出します。

開けていただきまして、意見書を朗読いたします。

令和3年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要。

この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

（1）総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、（2）の個別意見でございます。①実質赤字比率について、令和3年度の実質赤字比率は17.7%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。②連結実質赤字比率について、令和3年度の連結実質赤字比率は32.87%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。③実質公債費比率について、令和3年度の実質公債費比率は7.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、特に問題はないと認められる。④将来負担比率について、令和3年度の将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が上回り、特に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

次のページを開けてください。

令和3年度西原村資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要。

この資金不足比率審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。上記の各会計における資金不足比率について、令和3年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、特に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長(山下一義君) 以上で令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番(坂本隆文君) 5番、坂本です。

実質公債費比率が7.2%ということで、今の説明ですと大分下回っているから大丈夫ということでありますけれども、震災前から比べると2%前後上がっていると思います。

心配するのは、まだ基金が西原村ありますけれども、この7.2%というのは、熊本震災、また体育館とか、そういうもので上がっているとは思いますが、基金のほうは村にはありますけれども、こういうもので国からの指導とか、そういったものがあっているんじゃないかと思いたすけれども、そういうことは何かありますでしょうか。

○議長(山下一義君) 総務課長。

○総務課長(林田浩之君) ただいまのご質問にお答えいたします。

坂本議員が言われましたとおり、起債関係で多少、今、実質公債費比率のほうは伸びてきているという形になっております。これを、言われましたように、充当できる基金あたりで割ったりしております関係で、基金がある分この比率もある程度抑えられているというところではございますが、財政調整基金あたりをあまり残していると、国からの指導というところまではございませんけれども、そういったご指摘のほうはあるというところでございます。

この基金につきましても、ほかの目的基金等もございます関係で、全体的

にそれも充当可能な基金としてこの算定にはされておりますので、これに対しての国からの指摘というのは、今のところ、あっておらないという状況でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

一番心配しているのは、借金もございすけれども、貯金もあるというような形で、国からの交付税措置、そういったものがどういうふうにな変わってくるかがちょっと怖いかなという件もありますけれども、そういったものは何かお考えありますでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）お答えいたします。

交付税の算定の中には、そういった項目というのはございませんので、基本的に今までやっていって、特段交付税の算定で落とされるというところは今ないというふうに考えております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですから、質疑なしと認めます。

これで、報告第4号、令和3年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7、報告第5号、令和3年度西原村継続費精算報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号、令和3年度西原村継続費精算報告について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和3年度西原村一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

この報告は、地方自治法施行令の継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、決算に関連する書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならないとの規定に基づくものでございます。

次のページをお願いいたします。

令和3年度西原村一般会計継続費精算報告書です。

款2総務費、項1総務管理費。これは、令和元年度から令和3年度の3年間でを行いました総合体育館建設事業についての年度ごとの事業費及び財源についての報告であります。

継続費に関する3年間の実績は、支出済額合計で20億5,890万3,415円で、その財源としましては、国庫補助金及び地方債並びに村の災害復興基金とな

っております。

事業費の内訳でございますが、委託料が3,278万円。これは建築監理委託料でございます。工事費19億9,331万円。総合体育館新築工事でございます。備品費3,281万3,415円。これは、バレーボールの支柱・ネット、バトミントンの支柱・ネットと卓球台、机、椅子、ロッカー等でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第5号、令和3年度西原村継続費精算報告についてを終わります。

日程第8、承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

専第5号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,374万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月20日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和4年6月17日付で、西原村議会議長より西原村長の辞職に係る通知があり、同日開催された西原村選挙管理委員会において、令和4年7月31日に西原村長選挙を執行することが決定されたため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款19繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金990万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の増でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 4 選挙費、目 4 西原村長選挙費999万2,000円の増額補正でございます。西原村長選挙執行予算の増額でございます。今回の選挙から、選挙運動費用公費負担を行うようになっております。

説明は以上でございます。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第 7 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 5 号）令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 2 号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第 7 号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第 9、承認第 8 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 6 号）令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）承認第 8 号についてご説明いたします。

承認第 8 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

専第 6 号、令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 3 号）。

令和 4 年度西原村の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ920万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,294万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月8日専決、熊本県阿蘇郡西原村長職務代理者、西原村副村長。

令和4年7月8日付で、西原村議会議長より西原村議会議員1名の辞職に係る通知があったため、公職選挙法第113条第3項第3号の規定により、令和4年7月31日に執行される西原村長選挙に併せ、西原村議会議員補欠選挙の執行が必要となり、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金920万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目5西原村議会議員選挙費922万5,000円の増額補正でございます。西原村議会議員選挙執行予算の増額でございます。村長選挙との金額の違いは、投票用紙の記名式、記号式と、候補者用のはがきの枚数等の違いでございます。

説明は以上でございます。ご承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）令和4年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第10、議案第35号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びに雇用保険法の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様にお配りしております別紙により説明いたします。

本条例の一部を改正する条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正により、国家公務員の育児支援、介護支援に係る育児休業等の取得回数要件緩和等の措置が講じられることに伴い、同様に地方公務員の育児休業に関する法律が改正され、国に準じた措置が講じられることから、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の一部改正関係でございます。

①育児休業の取得回数制限要件の緩和。

(1) 育児休業を原則2回まで取得可能となります。現行が原則1回ということでございます。

(2) (1)の原則2回までの育児休業に加え、男性職員は、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで取得可能となります。現行は1回でございます。

続きまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、附則の第3条の一部改正関係でございます。

②非常勤職員の育児休業、介護休業の取得要件の緩和。1年以上の雇用期間の要件を廃止するものでございます。

3、施行期日。令和4年10月1日。

経過措置。この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する、この条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、な

お従前の例による。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前 11 時 53 分 散 会

第 4 号 (9 月 1 5 日)

令和4年第3回西原村議会定例会会議録

令和4年9月15日、令和4年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年9月15日（木曜日） 議事日程第4号

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第36号 | 令和4年度西原村一般会計補正予算（第4号）
について |
| 日程第 2 | 議案第37号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 3 | 議案第38号 | 令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 4 | 議案第39号 | 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 5 | 議案第40号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 6 | 議案第41号 | 工事請負契約の締結について（堀切多々良線道路改良工事） |
| 日程第 7 | 議案第42号 | 工事請負契約の締結について（医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補修工事） |
| 日程第 8 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について（医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事） |
| 日程第 9 | 議案第44号 | 工事請負変更契約の締結について（西原中学校給食室・ランチルーム改築工事） |
| 日程第10 | 議案第45号 | 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園園内道路整備工事） |

日程第 1 1 同意第 3 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工課長	中 西 聡 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第36号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）おはようございます。

それでは、議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度西原村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,985万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,280万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、14、辺地対策事業債（観光施設等改修事業）、限度額980万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

2、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債、11、辺地対策事業債（道路橋梁維持事業）、12、辺地対策事業債（道路橋梁改良事業）、補正前限度額5,500万円、1億1,820万円、9,700万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。補正後限度額4,420万円、1億7,220万円、1億2,330万円、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,869万5,000円の減額補正でございます。本年度の普通交付税算定の確定に伴う減額でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金1,023万7,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の増額でございます。

款項同じく、目6総務費国庫補助金4,799万1,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額でございます。

9ページをお願いします。

中段の款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金1,365万円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金5,162万5,000円の増額補正でございます。平成28年熊本地震復興基金繰入金（創意工夫事業）等の増額でございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金5億2,023万6,000円の増額補正でございます。前年度余剰金の確定によるものでございます。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債1,080万円の減額補正でございます。

款項同じく、目8辺地対策事業債9,010万円の増額補正でございます。辺地道路維持補修事業等による増額でございます。

次に、11ページから歳出でございます。

下段の款2総務費、項1総務管理費、目7基金費4億520万円の増額補正でございます。決算に伴う財政調整基金及び公共施設整備基金への積立てでございます。

12ページをお願いいたします。

款項同じく、目12地域振興費7,678万9,000円の増額補正でございます。震災ミュージアム地域拠点事業関連予算等の増額でございます。

款項同じく、目13青少年の森管理費3,377万円の増額補正でございます。風の里キャンプ場遊具改修工事による増額でございます。

14ページをお願いします。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,402万7,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種関連予算等に伴う増額でございます。

16ページをお願いいたします。

下段の款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費3,317万2,000円の増額

補正でございます。鳥子工業団地3号線バイパス道路改良工事等による増額でございます。

款項同じく、目2観光費1,008万円の増額補正でございます。萌の里ホール空調取替工事等による増額でございます。

17ページをお願いいたします。

中段の款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1,280万円の増額補正でございます。道路維持補修工事等による増額でございます。

18ページをお願いいたします。

款同じく、項5辺地対策費、目1道路維持費5,400万円の増額補正でございます。辺地道路維持補修工事等による増額でございます。

款項同じく、目2道路改良費2,644万1,000円の増額補正でございます。辺地道路改良工事等による増額でございます。

20ページをお願いいたします。

款9教育費、項4社会教育費、目4震災対策費1,037万6,000円の増額補正でございます。地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金等による増額でございます。

款同じく、項5保健体育費、目1体育施設費1,300万円の増額補正でございます。トレーニングセンター解体工事による増額でございます。

21ページをお願いします。

款11公債費、項1公債費、目1元金2,038万8,000円の減額補正でございます。

款13予備費3,098万3,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

歳入の8ページ、一番下の欄です。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金、節1総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちら、関連になりますけれども、プレミアム商品券を現在販売しておりますが、販売時間のほう、販売曜日と時間です。この時間では普通に会社員として勤められている方は購入ができないのかと思います。これ、時間の変更とか延長とかを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）お尋ねのプレミアム商品券の件につきましては、令和4年8月1日から商工会のほうに委託をいたしまして販売させていただいております。時間については、平日、月曜日から木曜日の午前10時から午後4時までとなっております。

ご質問にあったように、サラリーマン世帯とかお仕事の関係でやっぱりこの時間帯にはどうしても購入に來れない、もしくは土日にしていただけないかというお声を担当のほうもお電話で何回かご要望をお聞きしているところでございます。村長のほうにも何か直接ご要望があったということもお聞きしておりますので、今現在、商工会と土日もしくは時間外の販売について協議をさせていただいておるところでございます。

協議を進める中で、商工会さんのほうからちょっとクリアしなければいけない問題というのがありまして、時間外とか土日に対しての現金の取扱いと休みの日の人員の問題とかがありまして、詳細なことについてはこれから詰めていきまして、お声があるのでぜひ土日または時間外、何らかの形で販売ができるような形で実現できるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）村長、補足はいいですか。

1 番議員、尾崎さんよろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

まずは歳入ですけれども、8 ページ、地方特例交付金、今回補正371万4,000円上がっております。この交付が年に多分2回かそこらじゃなかったかと思うんですけれども、今回の補正で、もうこれは今年度は最後ということではよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの質問にお答えいたします。

この地方特例交付金、先日の決算のときにお話ししましたがけれども、今年度、令和4年度から自動車減税分と軽自動車の減収分につきましての交付金はもう入っておりません。ですので住宅ローン減税関係の住民税の減額に対する交付金という形になっております。

それと、こちらにつきましては7月26日に地方特例交付金の額の決定が通知として来ております。それによってもう年間の額が確定しておりますので、それによります増額補正をしておるということでございます。

○議長（山下一義君）4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）続きまして、9 ページの農林水産業費県補助金ですけれども、これに農業次世代人材投資事業補助金300万円と農山漁村発イノベーション推進事業補助金220万円がそのまま、歳出の15ページですけれども、金額が300万円とイノベーションに220万円、10分の10の補助率と思います。

まずは農業次世代資金ですけれども、これは準備型と経営開始型と2通りの型があると思います。準備型は交付2年ですか、このメリットというか、

研修後1年以内に農業に就農しないときは交付を返還しなければならない。
また経営型も、これは5年間と思いますけれども、これもしなかったら全額返金という、ちょっとデメリットというか厳しいところもあります。

今、西原村は結構甘藷も景気がいいということで、就農される方は甘藷ということで新規就農に来られていると思いますけれども、この次世代のほうは何件、対象者が何人で、経営の内容、何を植えたいということで来られているかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、農業次世代人材投資資金のお話でございます。現在、対象者につきましては、平成20年からこれは交付が始まってございます。歳入歳出ともに同額といいますのはもう全て100%国が交付しますよというような制度内容ですので、歳入歳出同額ということでございます。平成24年から既に30組が対象となっております。今現在、令和4年現在で申し上げますと10組13名が対象となっております。

毎年、非常におっしゃるとおり就農相談が多うございます。多い年では10人ぐらいお見えになりますかしら。そんな中で、やっぱりきっちりと計画を立てることができる、また強い農業意欲があるという人は大体年間2名から3名程度、ちなみに昨年も2名ですか、その前の年も3名が現に就農しているというようなところでございます。

10組13名ということで、おっしゃるとおり就農できなかつたら非常にリスクがあるというようなことですが、私どももそれを念頭に置きまして、彼らの負債にならないように、やっぱりきっちりと就農できる人を就農させていきたいということで、他町村に比べたら、何かうわさによりますと面談が非常に厳しいというようなお話も聞いておるところでございます。

主にやっぱり近年では甘藷でございます。近年といいますか、もう昨年度、一昨年度就農した者はほぼ100%、2名を除けばあとはもう甘藷希望ということです。ただ、甘藷の場合ご承知のとおり非常に投資が必要でございますので、その辺の心構えとかある程度の資金力とか、そういったものも考慮しながら就農認定をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）なかなか収入が上がるということで飛びつきたい農業ですが、実際やっているほうからすると常に、もう台風も近づいておりますが、自然災害、病虫害、ちょっと間違うともう支出がごろっと増えて赤字になるという時代ですけれども、この補助金を申請するに当たって市町村によっては青年等就農計画などを実施している町村がありますが、本村ではそれは実施されておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）当然、認定しなければこの資金を受けることができませんので、全員就農計画は作成しておると。この審査に、多い人でもう十数回かけて面談を行っているというところでございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）あと、次に農山漁村発イノベーション推進支援事業補助金220万円が上がっておりますが、この農山漁村発イノベーション対策というのが3種類あるんですか。農山漁村発イノベーション推進支援事業と農山漁村発イノベーション等整備事業、農山漁村発イノベーションサポート事業、3つありますけれども、これに書いてある文字でいくとソフト事業のほうかなと思いますが、その事業の内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農山漁村発イノベーション推進支援事業の内容でございます。まず、対策のポイントといたしましては、もうすみません、これ読み上げますけれども、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品、サービスの開発や、これらに係る研究開発等の取組を支援しますというような制度内容で、具体的には販路開拓ですとかアイデアの創出、研究実証事業等の取組を支援するというような制度で、おっしゃるとおり国の100%補助事業ということでございます。

今回計上しております予算につきましての事業内容ですけれども、これは東海大学の熊本キャンパスの学生らが構成しております合同会社が取り組む事業であります。東海大学内で開発された乳酸菌と村内の農産物を組み合わせてアイスクリームの開発をしたいというような事業スキームになっておるようでございます。もちろん、商品開発だけでなく、彼らの思いの中には、今回はブルーベリーを対象農産物として上げられておるところですが、なかなか収穫に非常に手間がかかると。あるいは高齢で剪定等もできないということでございますので、この学生さんらはそういった援農の支援もやりたいというようなことを含めてやっていくと。今年度商品開発を実施し、来年度は試験販売を行っていききたいと。その翌年は本格販売にしていきたいというような事業計画を持っておられるようです。

この事業につきましては、国で全て事業採択が行われます。ですので、うちはいわゆるトンネルというような形で、村は補助金の交付窓口になっているというような立場でございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今お話を聞くと非常に6次産業をもっと活性化するというふうに理解しましたけれども、やはり東海大学がもうそこにできると

ということで学生さんとの交流ができ、また100%補助金があるのであれば、ブルーベリー、これが成功して甘藷、栗とかいろいろそんなのがありますが、そこまで広がっていけばもっと西原村の農業の振興を図れるのかと思いますので、今後とも支援のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

12ページになります。款2総務費、項1総務管理費、目12の地域振興費になりますけれども、節の中に16の公有財産購入費ということで、震災ミュージアム地域拠点等関連事業でここに予算がついておるということでございまして、工事請負についてまず最初に伺いたいと思います。

14の工事請負費、みんなの家等利活用工事の中に移転工事ということで震災ミュージアムということと、それと一番下のほうに震災関連の遺構のプレハブ施設ということで、整備の内容を教えてください。

その後、16の公有財産について3,100万円提案されておるわけですが、どこを購入されてどのくらいの規模なのかを教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）まず、工事請負費の震災ミュージアム関連の整備なのですが、震災ミュージアムとは熊本県と市町村が連携して進める震災ミュージアム事業ということになっております。市町村が熊本地震の被害の実情や教訓、地域の復興に向けた取組等について地域の視点から情報を発信するとともに、地域のコミュニティーづくりや地域の活性化につなげるための施設でございます。

ご質問の工事請負費につきましては、県の住まい再建継続利用支援事業という復興基金と西原村の復興基金を活用させていただきまして小森仮設団地のB棟みんなの家を移築して、みんなの家自体を震災ミュージアムの拠点施設として整備して再利用するという計画でございます。再利用として、地震関連の遺構の展示、断層の剥ぎ取り標本の展示などを計画しております。

同じく、震災遺構仮設プレハブ移設工事につきましても、震災ミュージアム拠点施設の隣にプレハブ仮設住宅を一部再現して、西原村独自の震災遺構として仮設住宅での暮らしや空いたスペースに地震関連のパネルの展示など、後世に伝え学べる施設として一体的に整備を行う計画でございます。

工事費については以上となります。

続きまして、16、公有財産購入費の3,100万円についてですが、現在、用地は地権者さんと事前協議を行っているところでございます。なのでちょっと詳細な場所は控えさせていただきますけれども、震災ミュージアム拠点施

設ということで、プレハブ仮設住宅とか木造仮設住宅が建ててある周辺での購入を考えております。購入面積は、今のところ予定面積は4,700㎡程度を計画しております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）仮設プレハブあたりが、私が唯一、この中ではあそこに2年間も過ごさせていただきまして、非常に思い出のある仮設住宅かなというふうに、それを再現していただくということで本当にありがたいなというふうに思っております。震災から7年目を今迎えようとしておりまして、やはり人間は時とともに風化するような記憶があるわけですが、これをきちっと総合体育館の近くにさせていただくということは、本当に我々震災に遭った者からすれば、きつい思いはしますけれども、やっぱり忘れない、風化をさせないためにはそういったやつをきちっとしていただくということで、本当にありがたいと思います。

続きまして、16ページのほうをちょっと見ていただきたいと思います。

16ページの下の方の款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費ということで、一番上の節14 工事請負費ということでございますけれども、鳥子工業団地の3号線バイパス道路の改良工事ということでございまして、当然ながら今、鳥子工業団地の中に道路があるわけですが、この改良工事の中身を説明していただくと、その内容と位置をどのような計画をされておるかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）お尋ねの鳥子工業団地3号線バイパス道路改良工事なのですが、場所につきましては鳥子工業団地北側の堀場エステックさんの東側に走る村道鳥子団地5号線と、南側につきましては新しい鳥子工業団地第2調整池から北側に延びる道路を整備しておりますが、それを接続する形の道路改良工事でございます。これにより外周道路が全てつながるような形となりますので、道路の通行等もスムーズになるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいまありましたように工業団地の東側を北から南のほうにつなぐということでありますと、万徳地域のあの辺は鳥越一帯か、あの辺は西原で唯一、宅地はあるんですけれども道路の整備がされていない地域でございまして、やっぱりその道路を活用したところで、あの辺一帯が緊急車両あたりが来たときには非常に迷惑するようなもう本当に狭い道路でありまして、いざというとき家はすぐそこにあるんですけれどもそこまで行く到達するまでの道路が整備されていないということで、今回このような計

画があるならば、引き合わせて建設課あたりと今後裁量させていただいて、道路網の整備もこの辺も併せていただいて、できるだけ有効活用していただくような形でこの3号の道路の改良をしていただきたいというふうに思っております。今後いい道路ができますことを期待して、私の質問に代えさせていただきます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

12ページで先ほど高本議員が質問された震災ミュージアムの件でお尋ねいたします。

こちら、震災ミュージアム、あと震災遺構、仮設プレハブなんですけれども、今後この使い道です。例えば無料で開放する、無料で見ていただく、もしくは有料にして見ていただく、震災の語り部の育成もされていたので、その方と連携していろんな、役場のほうにも傾いたそういうのに一緒に回って、そういうルートをつくって県外、県内からのお客さんを連れて見て回ったりするというような計画などがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）この震災ミュージアム拠点整備事業なんですけど、西原村だけではなくて、隣の南阿蘇村さん、益城町さん等拠点施設の整備をされております。県のほうがそれを巡回するようなツアー的なことも考えていらっしゃいますので、その一つの見学する場所になればと思っております。

入場料とかの話なんですけれども、今のところ無料で皆さんに見えていただいて、予約とかがあれば語り部さんのほうとマッチングして西原村の遺構を回っていただくような形を取っていこうかなと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）じゃ、基本的には県がそういうルートをつくってやり、村のほうだけでも単独でやるという形でよろしいですか。はい。

もう一つ別の質問です。すみません、ちょっと後にします。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7 番議員、西口君。

○7 番議員（西口義充君）11ページの歳出の財産管理費、五木源住宅等周辺外構工事、ようやく予算が取れました。今、金曜日、社協のほうでお年寄りが集まって懇親会をされるような、コーヒー1杯100円だったと思います。1回私もお邪魔させていただいたんですけども、そのときに周りは草だらけでフェンスがなくて危ないなと思っておりましたけれども、今回予算を取っていただきまして本当にありがとうございます。

600万円ありますけれども、工事内容としてはどういうことを考えておられるのか。秋口になれば部屋の中が満杯のときは外に出たいというようなお話もされておりましたけれども、どういう計画なのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの西口議員の質問にお答えいたします。

今回、五木源住宅の周辺の外構工事という形で計上させていただいておりますが、内容としましては防護柵、フェンスの設置を行うというものでございます。それとあと、五木源住宅の周りのアスファルトの舗装を行うということで現在考えております。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）じゃ、建物南側も全部舗装にしよう。（発言の声）フェンス側です。

フェンスの下はオヤマさんという方の住宅があるんですけれども、建物の周りは全部舗装ということですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）五木源住宅のほうの周りは張りコンして、たんぽぼハウスがフェンスだけの設置を今考えておるといような状況でございます。

あと、草が生えないように張りコンあたりをちょっとするならというふうに今計画をしておるところです。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）本当に草がぼうぼうしておりまして、やはりあそこではちょっと憩いの場にはならないなと思っておりましたけれども、草が生えないようにやっていただければ、お年寄りの方も外に出たいような話もされておりましたけれども、椅子とかそういうのもちょっと準備できればいいな、天気がよければ外に出られると思います。外でお茶を飲みたい人もおられると思いますので、よろしく願いいたします。

それから……

○議長（山下一義君）西口議員、すみません、マイクを上げてもらえますか。

○7番議員（西口義充君）はい。

16ページ一番上、農林水産業費、農地費です。15番の原材料費、農道等生コン支給、この前の説明では9件分というようなお話がありましたけれども、今回、いつも建設でやっておりまして、生コンが来月から立米2,000円上がります。一般の方だったらそれ以上に上がると思います、普通の方とまた料金が違いますので。9件ありますけれども645万円、立米にすると相当あるんですけれども、予算的に皆さんが思うような工事ができなくなってしまうので、その場合はどうしますか、一遍に終わるところが終わらないようになった場合は。予算的にオーバーはできないでしょう。どうしますか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

上限につきましては、令和4年3月議会によって生コン支給の上限70万円から100万円、2次製品の支給の上限を30万円から50万円に上げさせていただいておるところです。その期限としましては令和4年度から令和7年度まで今のところ上限を上げさせていただくということになっていたかと思えます。

今後さらに価格が高騰していくということでございましたら、さらに上限の変更とか、その辺の対応はしていく必要があるかと思えます。さらに期限のほうも、そのときの状況を鑑みながらまた条例の改正あたりをお願いができるのならというふうに思っているところでございます。

各集落等の申請におきましては、この年度どれだけの区間、来年度どれだけの区間とされているところもでございます。この上限というのは各年度でございまして、それはその集落でまた来年度も継続して行いたいということであれば、それでまた申請していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）今、非常に建設資材も上がっております。一般のベニヤ資材も前は1,200円が2,400円、2,500円、ものすごく上がっておりますし、生コンも来月から2,000円上がりますけれども、一般の方は3,000円近くなるんじゃないかなと思っています。我々に入るのがそういう金額ですので、ますます事業をするのも一般の方、農道も思うように進まないのじゃないかなということで、しばらくは、令和7年までと今言われておりましたけれども、1年ごとに見直しを考えていかなくちゃいけなくなるんじゃないかなと思っています。ウクライナとロシアの戦争が終われば変わると思いますけれども、下がりはないかなと思いますので、一応そこら辺を検討に入れていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

17ページになりますけれども、商工費で工業団地造成事業ということで全般的にちょっと質問したいんですが、議長、いいでしょうか。

○議長（山下一義君）はい。

○9番議員（桂 悦朗君）この造成地、これについては今、県道の山西大津線沿いに工業団地造成地として前村長が提案され、議会では採決されております。現在測量をされておりますが、この候補地は幾つかあったと思うんです。

よ。その中でここに決められたという経緯をまずお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）工業団地の選定の件なんですけれども、工業団地の選定に関しましては、令和元年の第4回定例会で坂本議員のほうで工業団地を誘致できるように新しい工業団地の造成確保はできないかということで質問されております。それ以前から私が企画商工課に11年ぐらい在籍しております、企業誘致の担当もしておりました。企業誘致の担当としましては、ぜひ新しい団地を持っておきたいというのが一担当としての願いでもございました。

その当時から適地をずっと探しているような状況でございまして、今回の工業団地につきましては、まず1点目が家屋、個人の住宅が近隣にないということです。それと2つ目が県道に接しているということです。3つ目が、工業用水道と、また上水道を新たに引かなくていい。路線内に入っているということです。宮山の水源地から鳥子工業団地、その間で工業団地ができれば新たに水源の確保をしなくてよかったりとか管路をまた新たに引かなくていいということがございまして、上水道も新たに引かなくていいというような場所ということで選定しております。

3つ目に、光ケーブルだったり高圧線だったりとかが近隣にあるということが条件ではないかというふうに考えました。周りの市町村、熊本県内の売れているところ、売れていないところを調査してみますと、このような工業用水道であったり上水道、下水道、高圧、光ケーブルがそろっていないところはなかなか売れていない、条件がよくても売れ残っているというところがございます。そういうのも見ましても、西原村は工業用水道の価格が非常に各県町村に比べて安いということで、条件的にはいいんじゃないかと。また、西原村で工業が立地するについては、製造業であれば雇用も確保できますし、そこに伴う機械であったり設備の投資も期待できまして、それに伴う固定資産税も増えてくるんじゃないかというふうに思っております。

今回、T S M C 関連ということで工業団地を考えておまして、いち早く着手できて完成できるような場所として選んでおります。既存工業団地の東側農地につきましても一応考えはしたんですけれども、1種農地ということで、この件に関しましては後で産業課長より説明をしていただこうかと思っているんですけれども、なかなか1種農地は現状厳しいということと、またカライモ農家さんたちが多数おられまして、カライモも高いですし優良農地ということでなかなか手放すことができないという農家の方々の話も伺っております。

一方で今回の新しい、予定しています工業団地につきましては窪地であって、光もなかなか入らなくて、現場を見れば分かると思うんですけれども、なかなか作付もうまくいっていないというか、放置されているところもそこ

ろどころございます。今回、適地ではないかというふうに判断して測量設計等に予算を承認していただいたものというふうに認識をしているところです。以上です。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）工業団地と農地法の関連ということでお話をいたします。

まず、現工業団地の東側、横でございますけれども、本村の農業の前提といたしましては、もうご承知のとおり畑作中心の営農と。比率でいいますと畑が7割、水田が3割と。全国の8割・2割とは逆転しているということで、畑作が非常に活発に行われているということでございます。

当該農地、工業団地の東側につきましては圃場整備も行われておらず、畑かんもございません。それから、先ほど高本議員からもありましたように、道路が非常に狭小でわい曲しておるというようなところで、整備地に比較すると営農条件としては劣るというような判断であります。それにもかかわらず飼料作物、甘藷を中心に盛んに農業が行われております。ご覧いただくと分かりますとおり、ほとんど遊休農地がないという状況です。これは、先ほどの前提にありましたように、農地が非常に少ないというようなところが根底にはあるというふうに理解してございます。

耕作されている方を見ますと、ここは鳥子地区、主に小園、馬場の方が甘藷、それから古閑地区の方が飼料作物を中心に作られておるかなと。鳥子地区の農家の方を見ていきますと、畑地というのはこの一帯と、それから岩坂に位置する一部しかお持ちじゃないということで、先ほど村長からもありましたように、営農上もこの地域に工業団地を持ってくるというのは適切ではないという判断ができるかと。

また、農振農用地、それから農地法の関連でございますけれども、当該地域は10haを超える1種農地でございます。農地法上、1種農地は転用できないというふうに記載してございますので、基本、転用はできないと。縁辺部からの転用しかできないことになってまいります。それから農振についても2辺が農振地域外と接していなければ除外することはできないということになっておりますので、当該地の農振除外についても大変困難、恐らく場所が限定されてしまうのではなかろうかということで、営農、それから農地法、農振法上からも当該地域に工業団地を設置するのは適切ではないのではなかろうかというふうに農地サイドとしては判断いたします。

現計画地でございますけれども、県道と山林で分断された10ha未満の農地ということで、2種農地に該当します。2種農地は転用できると農地法に記載してありますので、転用することは可能でございます。ただし、当該地は10ha未満でありますけれども農振がかかっております。この前提がある上で当該地を検討していきますと、先ほどありましたように当該農地は迫の谷と

呼ばれるように谷部に該当しておりまして日照も非常に悪いということで、ご覧いただくとおり、なかなか活発な営農活動が行われていないと。また、山林がどんどん迫ってきておりますので害獣被害も絶えないというような農地条件でございます。なので生産性の低い農地というふうに判断されるというふうに考えます。

現に効率的有効利用が行われているとは言い難く、一部では荒廃も進んでおるといふ農地でありますけれども、だからといいまして、じゃ山林にしようかというふうに山林転用を検討いたしましても、冒頭申し上げましたように当該農地は農振がかかっておりまして、農振除外が非常に困難ということで山林にすることすらできない。だからこの後、もうまず一番に荒廃していく一団の農地ではなかろうかなということで、農地利用の形態、それから農地法、農振法上から検討いたしましても当該地に計画するのが妥当であるという判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君） 9 番議員、桂君。

○9 番議員（桂 悦朗君） 今、農地関係で説明がありましたけれども、この地は高低差がかなりありますよね、上と下。その中ではこれ、かなりの盛土をしなくちゃならないというふうに思っております。私たちは熊本地震でその怖さというのを知っております。盛土、また埋立地というのはかなりの被害を受けております。そういう中で今度、ここに盛土をされて、今後大雨、豪雨災害ですよ。これもかなり心配されるところです。そういう中で、先ほど迫の谷と言われたですよ。谷ですよ。今は土ですから水をかなり吸うと思うんですよ。ところが今度はそのが工業団地となれば、そこを舗装したりコンクリしたりすれば水というのはかなり多く流れるんじゃないかなという心配もします。ということは下の集落の心配もされるところであると思うんですよ。

そこで、今回私がなぜこういうふうな質問しよるかということ、その盛土をされるときに、災害に強い地盤づくりということでどういうふうな考えを持ってされるのか、そこをちょっとお聞きしたいです。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 盛土の方法なんですけれども、西原村も熊本地震によって宅地耐震化推進事業ということで、主に盛土部の工事を多数行うことができました。その技術を活用して、宅造法に基づいて国の指針に基づいて盛土を行っていきます。

具体的に申しますと、まず持ってくる泥の調査を始めます。泥の調査の結果によって、そこにセメントを混ぜたほうがいいのか、石灰を混ぜたほうがいいのか、所定の締め固めができるような数値になるまで試験を行って、それで盛土をやっていくような形になるかと思います。

現在熱海市とかで盛土が壊れて災害とかが起こっている事例は、全て民間さんが行われているところじゃないかというふうに認識しております。公共工事で国の指針に基づいてきちんとした工事を行っている、今まで何か被害があった例はないんじゃないかというふうに思っております。西原村も地震で盛土の工事をたくさんしていますので、それを生かして今回、工事をやっていきたいと思っています。

もちろん、きちんとやっていなければ買う業者さんも来ていただけないと思いますので、そこら辺は責任感を持って、担当を含めて一丸となってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君） 9 番議員、桂君。

○9 番議員（桂 悦朗君） これまで T S M C の関連企業のほうから問合せを数件受けているということを聞いておりますが、近隣の市町村も誘致にはかなり力を入れておられます。本村もどのような形で進めていくのか、それと西原村のセールスポイント、要するにそこに来てもらうためのセールスポイントというのが一番大事じゃないかなというふうに思います。そこはどのように考えておられるか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 西原村の一番のセールスポイントは、熊本空港に近かったりとか T S M C から 30 分圏内の場所にあるということと、一番が先ほど申しましたとおり工業用水道が非常に安いということで、近隣市町村に比べたら 3 分の 1 以下ではないかというふうに認識しております。上水道につきましても半分以下、近隣市町村は下水道もありますので、下水道等を含めれば上水道に関しても半分以下、あとは高圧も近くにございますし光ケーブルもそろっていますので、これ以上のところは、基本的には今造成されている中ではあんまりないんじゃないかというふうに思っています。それを周りの幾つかの銀行さんも調べておられまして、条件的には非常にいいという話を伺っております。

県のほうにも相談しておられまして、条件的には非常によその市町村に比べたらいいんじゃないかというふうに評価をいただいておりますので、今後、できれば村のほうから業者さんを選ぶことができるような、製造業ですね。そういう工業団地づくりをやっていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君） 9 番議員、桂君。

○9 番議員（桂 悦朗君） 企業は条件で来るというふうに思います。うちの場合は盛土をするというのがやっぱり一つはきついのかなというところもありますので、きちんとした盛土、それときちんとした検査をして、やってもらいたい。

それと、ここに来られる企業というのは何社を大体考えておられるのか。あそこをどのような形で整地して、何社ぐらいをそこに工業団地として来られるようにできるのか、そこらあたりどのように考えておられますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）区画に関しましては、大きいところを2つぐらい、あとはだんだんに話を聞いていますと3反から5反ぐらいが欲しいという企業さんもございます。基本的に鳥子工業団地の規模になりますと大体2haから3haぐらいが平均的な工業団地で、売れているところかなというふうに思っております。企業さんにもよるんですけれども、1段目が駐車場用地とか2段目が工場用地とかされる場合もございます。それは、企業さんのニーズに沿ってできるだけやっていきたいというふうに思っております。

先ほどこちよつと言い忘れたんですけれども、他町村、近隣市町村は多額のお金を投じて補助金を出して誘致されております。例えば高いところだと3億円補助金を出して誘致されているんですけれども、西原村にはそこまでの体力はございませんので、職員が企業さんとの信頼関係を築いて、できるだけ企業さんが西原村に立地してもらうことで、法的手続であったりとかそういうのも全面的にバックアップしていけるような体制づくりを目指してやっていきたいなというふうに個人的には思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、西原村は体力的には周りの市町村には劣りますので、周りの市町村はいろんな手を使って誘致してくると。うちの場合は、もう心から自分たちが接して行って来てもらうという形を取らざるを得ないのかなというところはあります。少しでも早く企業との話ができて企業が決まることを私たちは願っているところでございますので、皆さん方には頑張ってもらいたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時05分）

（午前11時17分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

9ページ、款16県支出金、項3県委託金、目4の教育費県委託金の教育費県委託金、「熊本の学び」研究指定校事業委託金というのがございます。これについて説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

「熊本の学び」研究指定校事業というのは、大変簡単に言いますと熊本県が学力向上のためにつくったプランを具体的に県の2地区の中で中学校を中心とした2地区に委託して検証してもらうというものでございますが、そんな簡単な説明では分かりにくいですね。ですからすみません、用語がたくさん出てきますので用語だけ先に言いますと、文部科学省が日本の子どもたちはどこでも同じような内容で学力を保障していきますというのを法律で定めた学習指導要領というのがございます。これが一番直近で告示されたのが平成29年3月でございます。この中身が、将来のことが分かりにくい世の中になってきたので、今から先は主体的、対話的で深い学びを各地域で深めてほしいということを言っています。これを具体的に各県で取り組んだのが、熊本県が出したのが平成31年です。これが「熊本の学び」推進プランという言葉です。

この「熊本の学び」推進プランを具体的に4項目にわたって各地域で実施を検討してくれというのが「熊本の学び」アクションプロジェクトというものです。このアクションプロジェクト、4つと言いましたが、中身は教科の配列を検討しなさい、2点目が授業を改善しなさい、3点目は学力向上のためにはどんな検証サイクルがあればいいか、4点目が家庭との連携、この4つの項目を掲げたけれども、これが今度いいかというのを検証してくれということで、「熊本の学び」研究指定校事業というのを令和3年から令和5年までの3か年で熊本県内の2地域の市町村に委託すると。うちがちょうど熊本県と同じように全国平均を下回るか、あるいは前年度よりも少し学力が低下したんです。それと同時に、熊本県と同じように子どもたちが主体的に学ぶという姿勢と、もう一つは自己肯定感です。西原村の場合にはそこまでないんですけれども、自己肯定感といいまして、自分は役に立つということを否定的に捉えている子どもたちが熊本県は多いんですよ。これは問題だということで取り組んでほしいということで、やったと思って手を挙げたんです。そしたら幸いに採用していただきまして、今年と来年の2年間をかけて研究するということです。

来年の10月を今のところめどに、10月に研究発表会をやる予定でございます。成果を出すために現在、村の教育研究会という組織を再度やり直しまして、3つの部会に分けて取組を進めています。内容的には、熊本県が提案している内容をできるだけ踏襲するような形でやっているところでございます。いいですか。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）西原村全体ですね。小学校2つ、中学校1つで取り組んでいるということで受け止めます。

3つの連携と、先ほど最後に連携と言われましたけれども、それは家庭との連携も必要だと言われましたが、その会の中にPTA、保護者ですね。そういうのも入っているのでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）部会を3つ分けましたが、連携部会という部会の中に保護者や子どもたちとの連携、特徴を出すために、特に私たちは子どもたちとの連携ということで、子どもたちの中から自分たちの課題を出そうと。クラスの中の課題であったり自分自身の課題であったり、そういったものを出し合ってみんなで解決していこうというふうなことをやっています。

家庭との連携については、今のところ各学校で取り組んでいただいているものだと思っております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。はい。

ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

先ほど桂議員のほうから質問がありました鳥子第2工業団地ですけれども、吉井村長のほうから私の名前が挙がりましたけれども、いち早くやっぱり工業団地等は造っていただきたいなどの思いで前回出させていただきました。前回のときにはまだTSMCの話は一切発表があっていなかったときだというふうに考えております。

今現在、鳥子第2工業団地の話というのは西原村にとってもとてもチャンスのなものだと思っておりますし、村長の1期の間には随分変わってくるかと思っておりますけれども、話がいろいろ進む中で工業団地が足りないとなるときも自分はあるんじゃないかと。そのときに前もってもう一つ、第3工業団地等を造る計画というか、考えだけでもあればいいのではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

もう本当に坂本議員が質問された当時から造っていれば、もしかしたら現在、企業さんが決まっていたんじゃないかというふうに思っております。

今後も、例えば工業団地協定とか立地協定が決まったら、また新たな工業団地の計画を目指して、もう常に工業団地をストックしていくような形で、売れたお金でまた違う造成をやってというふうにサイクル的にやっていければ一番いいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。本当にどれだけ来るか分か

りませんし、今、熊本市、そして空港周辺、この辺はチャンスだと思っておられますので、そういう考えをお持ちであれば、1つ2つ会社が決まればぜひ考えていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

15ページになります。農業総務費になりますけれども、西原村構造改善センター調理室のテーブルとガスの改修工事がございますけれども、これ、何年ぐらいたっておりますか。また、あと建物も構造改善センターは何年ぐらいたっておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）改善センターの調理室、ガス台改修工事に関連のご質問でございます。

まず、改善センターにつきましてですが、躯体自体、平成元年、2年にわたっての工事じゃなかったかなと記憶してございますので、32年ぐらいが経過しております。その上にも修繕費等を計上させていただいておるとおり、もう毎年毎年修繕費が高額になっておるところです。

この調理台につきましては、ガスコンロ、これが調理台のビルトインタイプということで、故障したらビルトインを外して新しくつけなきゃいけないということで非常にコストもかかりますし工事の時間もかかるということで、今回は10年ぶりぐらいになるかなと思うんです、この調理台の改修が。前回は70万円ほどかかりましたので、今回、両方合わせて80万円ほどになりますけれども、改修することによってコンロの交換だけで済むと。ですので1台2万円程度ですぐできると。しかもレスポンスよくできるというようなことで、今回の予算を計上したところですよ。

やはり30年以上経過しますといろいろトラブルも多く、毎年毎年予算計上をお願いしなきゃいけないという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

西原村も各課の皆さんがいろんな建物をお持ちだと思いますけれども、ちょっと周りを見れば、もう20年、30年たっている建物がございます。西原村では定期点検とか建物の点検、そういったものはどういうふうにされていきますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）定期点検に関しましては、恐らく全てではないと思うんですけれども、基本的にはやっていないんじゃないかというふうに思っています。地震後、それぞれの施設は1回は調査をしていると思うんですけれども、それから以降の例えば私が建設課に在籍していたときには、橋梁調査とか路面調査で長寿命化という言葉をよく補助金も下りていたんですけれども、

施設に関してもやっぱり長寿命化を目指すのであれば調査をしたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。例えば山河の館も、壁を見てみると、もうちょっと早く塗っておけば腐食を抑えることができ長くもたせることができるんじゃないかと常々思っていましたので、これから、総務課も今、公会計に向けて全ての建物の資産調査をやっているというふうに思っております。その試算が恐らく5年置きぐらいに全ての建物に調査を入れて、老朽化しているところはないかとかそういうのを見て、計画的に補修工事だったりというのをやっていければというふうに思っています。

保育園もやっぱり入り口の柱が腐食してしまっていて、また台風とか来たときにもし壊れたりしたときには責任になりますので、先手先手を打って早めに計画的にやっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。自分の考えと同じなので安心しました。

建物があるということは、そこに村民の方たちが集まれる場所でもございます。もう言われましたとおり保育園、こちらは毎日子どもたちが通っておられますし、委員会のほうでも柱のほうの腐り、これを何年か前から言っていましたけれども、保育園の先生が査定で切られているような話もされております。命を預かる場所ですので定期点検を、今まで予算的にはなかったということですが、こちらのほうを徹底してお願いして、また長寿命化なり、このお金がやっぱり補修となると、建物を建てるとなると補助金がございますけれども、見てみますとやはり一般財源でされるということで、こちらのほうも後々抑えられるかと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山下一義君）総務課長、いいですか。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）先ほど村長の答弁の中でも、公会計関係で公共施設等の建物関係でやっぱり公共施設の老朽化が大きな問題になってきておりますので、施設についての総合管理計画、これが当初平成28年度に策定しております。個別の見直しを令和2年度と、また全体的な見直しを昨年度、令和3年度に行ってきたということ、その中で大規模改修が必要なのか、それとも修繕で対応していくのかと、そういったところを各施設について調査しているというところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8 番議員（上野正博君）8 番議員、上野です。

先ほど高本議員が質問されました件でちょっと気になることがありまして、1 点お尋ねいたします。

震災遺構、仮設プレハブの移設、これを1,500万円余予算を組んでありますが、これはプレハブをそのまま移設するのか。プレハブですからもう老朽化が早いんですよ。例えば雲仙の普賢岳の火砕流が流れてきたときに民家が火砕流で埋もれております。ミュージアムにその民家を残してあるんです。そこではもちろん屋根を造って壁を造って保存してあります。だから雨の降る日でも中に入って見られるんですけども、これは県が関係しているということで、そんなに簡単にただプレハブを移設するだけではないとは思いますが、県のほうから何か移設に関係してどんなふうに保存するかを聞いておられますか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時36分）

（午前11時39分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）ご質問にお答えいたします。

基本的にはプレハブ移設なのですが、今現在仮設でプレハブが建っておりますけれども、基礎が木ぐいとかで固定されているような状態です。それをコンクリート状の基礎にしまして、頑丈な形でプレハブ仮設を一部再現するような形で考えております。

おっしゃるとおり部材の腐食等考えられますけれども、必要なさび止め等、先ほどもお話がっております施設の点検等を実施しまして、長く施設がもつように対処したいと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）8 番議員、上野君。

○8 番議員（上野正博君）もう大体内容的なものが分かりましたけれども、やはりそういう県が関係して施設ができれば、村外から興味を持った人が一人でも多く村に訪れることができれば幸いかと思います。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3 番議員、小城君。

○3 番議員（小城堡弘君）3 番議員、小城です。

12ページの13目の青少年の森の管理費として風の里キャンプ場改修工事で3,377万円上がっておりますけれども、滑り台、私もはっきり見ておりませんので何とも言えませんけれども、3,377万円といったらあまりに大きい数

字じゃないかと思います。これが果たして3,377万円かけて修理をする必要があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）風の里キャンプ場にあります遊具なんですけれども、一番大きいローラー式のぐるぐる回る滑り台となります。遊具の安全点検実施を毎年例年やっておりますが、キャンプ場の中の遊具については今のところ全て使えない状態となっております。今のところ指定管理のほうで運営していただいておりますけれども、指定管理の方ともお話をしまして、キャンプ部分もあるけれども子どもたちのニーズに応えられないという話が上がっております。

おっしゃるとおり、修繕で3,300万円と高額になっておりますけれども、これ、8ページに提案させていただいております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうを全額充てていただきまして実施しようかと思っております。この臨時交付金、国のほうがもう繰越し予算となっておりますので、本年度でなければこういう点検のほうも、担当としても財源を探しておいた状態のところで、この臨時交付金が活用できそうなので今回提案させていただきました。

今年度、去年のキャンプ場のB棟の改修も終わりました全施設ご利用が見込めるのかなと思っております、集客にも一役買っていただくことを期待して今回修繕のほうを提案させていただいております。

以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）10割の補助が出るということで安心はしておりますけれども、ただ、修理といいますと一部一部を全部修理するということで、土台とかいろいろな点検項目もありますけれども、そのほかの土台とかいろいろなところが修理して何年もつかというちょっと疑問がありますので、そこまで修理して果たして何年もつかというのが今、疑問でございますので、そのところをちょっとご説明願います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）このローラーコースター、大変大型のものになっておりまして、見積りベースですけれども、同規模の新品に替えた場合、約倍、6,000万円ほどかかりました。先ほどもちょっと答えさせていただきましたけれども、修繕ということで使う部材もあることから、遊具の点検は毎年やっておりますので、その結果を基に必要な対応をして、なるべく長くもつように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○3番議員（小城保弘君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2 番議員、高本君。

○2 番議員（高本孝嗣君）2 番、高本です。

先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、16ページになりますけれども、商工費の2の一番下の段になりますけれども、観光費の中に需用費として、先ほどから比べますと金額的には非常に安いんですけれども、23万円のナミ像記念カード購入費ということでございまして、これ、当然ながら森の里にあるナミ像のカードだろうと思います。おかげさんでああいったナミ像あたりが来ますと西原も少しは観光に大きな飛躍になっていると思いますけれども、ナミ像の記念カードと、このカードとは一体どういうものか、また、どのくらいの枚数を作られるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）お答えいたします。

ナミ像のカードというのが、すみません、こちらは後ほど配らせていただきますけれども、カードと5つ何かパンフレットみたいな形のものになります。当初、今、萌の里にこちらのカードのほうを設置しておりますけれども、これがナミ像に限らず、県内の各「ONE PIECE」像の設置箇所において備え付けられている記念カードというふうになります。当初は、熊本県が令和4年4月に7,000部発行したものを各像設置箇所の近くに自由に取っただけの形で置いております。販売ではございません。

当初、県が配られましたけれども、追加発行分については各市町村で行うこととなっておりますので、現在、在庫数が少数になったため、今のところ2万5,000部の追加発行をたく提案させていただいております。

当初7,000部ですけれども、今回デザインも、「ONE PIECE」の像が全て県内に設置されたことから、県のほうも中身の文言をちょっと修正するということで、それに合わせてうちのちょうど追加発注の時期が来たということで、2万5,000部の追加購入を提案させていただいております。

以上です。

○議長（山下一義君）2 番議員、高本君。

○2 番議員（高本孝嗣君）観光のメッカとしては非常にありがたいカードかなというふうに思っています。

せっかく村の財源によって作られるということであるならば、これ、萌の里だけに置いてあるわけですか。それとも西原の観光名所、滝だったりその辺のところに置いてあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）基本的には、これは像の設置箇所のみ設置してあるものでございます。西原村はナミ像ですけれども、各町村に設置してある像の記念カードがそれぞれの町村の近くの施設のほうに備え付けてあると

いう形となっております。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）5 番、坂本です。

18ページになります。教育費の節委託料になります。小学校の日本語指導業務委託料、これ聞いたことがないんですけれども、こういった内容のものでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）坂本議員の質問に答えさせていただきます。

小学校日本語指導業務委託料というのは、今回、河原小学校にパキスタンのほうから転入生がございました。ウルドゥー語しか話せないということでございました。住んでいる市町村で学校に行く権利というのがございますので、その学校で対応するということが必要になってまいります。その子どもたちが学校で生活をする上で、やはり日本語が話せるようになるまで日常の会話、また聞き取れるようになるまでの間に支援が必要になってまいります。そういったところで日本語の勉強をしたり通訳をしたりというところに対する委託事業の分であります。

以上です。

○議長（山下一義君）5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

こういった場合、その方は西原村で探されるんですか。それとも、これは外国人の方が通訳として来られるのか、もしくは日本人の方がそちらの言葉をしゃべられて通訳されるのか、また、これ財源内訳はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）一応、委託はNPO法人のほうにお願いしたいと考えております。日本人の方でその外国語をしゃべれる、もしくは外国の方で日本語が話せる方というような方が対象になってくると。

財源につきましては、現時点では補助等がございません。ただ、国の補助がございます。そちらのほう年間、直接国のほうに申請になりますが、年度当初と年度の途中で申請するタイミングがございます。ただ、その申請のタイミングに間に合わなければ次の申請がないというような状況でございます。

今回、2 学期からの入学になったときに国のほうにも問合せしましたところ、第2回の申請の期日がもう過ぎておりましたので申請をすることができませんでした。そのときに第3回目があるのかということの確認をしましたところ、現時点では第3回目の申請はないというようなお話でございました。

補助としては3分の1の補助があるというところではございますが、申請のタイミングに間に合わなければ補助の対象ではないというところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。途中からの入学ということで今のところ補助がないという、通常であれば申請すればあるということで、今からTSMC、これが来るとなると海外からの方々も来られるんじゃないかということになれば、3分の2はもしそういうことがあれば西原村が負担すると。その言葉がまた違う言葉であればまたその都度必要ということになるかと思いますが、そういった感じで認識してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）言葉が違えば確かに別の方を委託するというような形になるかと思います。

先ほど、別件ですけれどもTSMCの話が出ました。TSMCは、県のほうで基本的にはインターナショナルスクールを推進してお話をされているというふうに聞いております。今、東区のほうにありますインターナショナルスクールも今回増改築をされるというふうに聞いております。そういった中で、ただ、西原村に直接入ってこられて学校を希望される場合は対応しなくてはならないというような現状でございます。

今後、補助のことを考えますと、入ってくるか入ってこないか分からないんですけれども事前に予算を組ませていただくことが対応としては必要になってくるんじゃないかなろうかというふうに判断しております。

以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

じゃ、その方は住民票を西原村に移されたかと思いますけれども、永住されるような家を建てられたのか、また、アパートとかそういったものに住まれて短期間とか、そういったことは分かりますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）現時点では、お父様はずっと日本で仕事をされていました。お母様と娘さんが今回西原村のほうに転入されたということでございます。今アパートでお住まいというところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

13ページ、款2総務費、項戸籍住民基本台帳費の委託料のところです。戸

籍情報システム改修業務委託料という関連になりますけれども、当村ではマイナンバーカードによる住民票などの証明書類はコンビニ交付はまだ行っておりませんが、今後行う予定はありますでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

今、議員が申されているとおり、今現在、西原村では住民票等の証明書のコンビニ交付等は導入しておりません。

現在の西原村のカードの交付率ですけれども、8月末現在で37.7%になっております。ちょうど1年前に比較しますと8%増加している状況でございます。

県内のコンビニ証明書の導入状況を確認しますと、これは今年度の6月15日現在になりますけれども、県内45市町村ありますけれども、このうち18市町村が導入をされております。ご存じのとおり、近隣では大津町さん、益城町さん、菊陽町さん、熊本市さん、空港周辺の市町村は全て導入をされている状況です。また、窓口でも住民の方からコンビニ交付を西原村ではできないんですかというお声は実際あっておるところでございます。以上のことから、コンビニ交付のサービスの導入につきましては、その必要性というのは強く感じているところでございます。

ただ、住民票だったり印鑑証明または税証明だったりとか、その導入する証明書によって導入経費または年間の維持経費、ランニングコストですけれども、これが高額にかかることから、今後、財政面との協議を踏まえながら検討を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）この件に関しましては私も結構住民さんから、せっかくマイナンバーを取ったのに住民票は西原村は取れないんですかとか、話をよく伺います。近隣市町村の話を伺ってみますと、大体今、市町村が住民票であったりとか税の証明であったりする総数のうち約10%がコンビニ交付でされているというふうに伺っております。それが多いか少ないかということなんですけれども、今後は着実に多くなっていくんじゃないかというふうに予測をしています。コンビニ交付が多くなれば多くなる分だけ職員の負担も軽くなるというふうに思っております。今、例えば税務課とか住民課に窓口職員がいるんですけれども、これが今後増えてくれば多少軽減できるんじゃないかというふうに考えております。

また、今のうちは導入費用で国の補助金があるというふうに、これがいつまで続くか分からないということで、できれば前向きに、個人、私としては導入に向けて積極的にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）先ほどのプレミアム商品券と同様で、やっぱり時間内に来るのが難しいという方が多いと思いますので、導入の検討をされるということはありがたいことだと思います。検討のほうよろしくお願いします。

あと、次の質問をさせていただきます。

20ページです。款9 教育費、項5 保健体育費、目2 体育施設費のトレーニングセンター解体工事についてお尋ねいたします。

こちらの解体後の使用方法は何か考えられていますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）解体後に関しましては今のところ白紙の状態でございます。解体した後舗装するとかいろんな方法もございますけれども、取りあえず解体して用途を決めて、今後検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）現在、村内にサッカー場がない状態であります。サッカーをされているビアンカスとかがサッカー場を熱望していることもありますので、それも含めて検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

村長。

○村長（吉井 誠君）サッカーに関しましても常々私も思っておりまして、いつかはサッカー場ができればというふうに思っております。トレーニングセンターの場所も候補地としては挙げられると思うんですが、恐らく、あそこにサッカー場を造った場合に高額な防球ネットとかをつけないといけないんじゃないかというのと、もう一点が、サッカー場がきちんと入る広さが確保できるかどうかという、今後検討材料にさせていただきたいと思えます。

もう本当に企画商工課のほうでふるさと納税を頑張ってもらって、そういう施設ができるように職場全体で頑張っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）6 番、中西です。

12ページ、一番上から2 番目、委託料の金額は少ないんですが企業版ふるさと納税コンサルティング業務委託料で、先ほどありましたけれども、

こちらから出した単価なのかあちらから言われた単価なのか分かりませんが、目標10億円とおっしゃっている割には低い金額で、お金はもうちょっとかけるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ふるさと納税に関しましては、私が村長にならせていただいて一番力を入れたというふうに思っております。現在のところ、まだ補正とかには反映されていません。優良な市町村がございますので、そのところに企画商工課と一緒に勉強に行ったりとか、優良な企業さんのところをお願いに行って、ほかの市町村のこういったところがいいのかとかそういうのを勉強させていただいております。

目標としては今年の年末に挑戦したかったですけれども、やっぱり宣伝費を上げて物がないと効果がないということで、どうにか来年度当初に向けて体制を整えていきたいというふうに思っております。

所信表明でも話をしましたとおり、他町村は宣伝広告費をやっぱり相当使っておられます。また、委託の率であったりとかいろんな、これから勉強しながら、あとは出品できるものも探しながら、検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

近隣市町村でも一番優良なところが、3年前は1億8,000万円、2年前が約8億円、去年が32億円というふうにどんどん伸びてきています。西原村もそこを目指して頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後、予算等をお願いするかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）ご質問の企業版ふるさと納税コンサルティング委託料11万円につきましては、普通のふるさと納税とはちょっと性格が異なります。本年の3月31日をもって地域再生計画というものを国のほうに提出いたしまして、採択されております。これが、うちの各種事業に対しまして同意される企業さんがおられれば、その事業に対して企業さんが見返りを求めずに寄附をされるという仕組みが企業版ふるさと納税となっております。

この宣伝といいますかプロモーションをするために、企業版ふるさと納税の地域再生計画を承認いただいた県内市町村がまとまって一つの冊子を作っております。その中には各市町村の事業の内容であったりとか首長さんのお言葉であったりとかを明記いたしまして、これが肥後銀行さんとタイアップして、肥後銀行さんの得意先を回るときにその冊子も一緒に県内の関係企業さんに配っていただいて、寄附を募ると。もしマッチングができればということで、コンサルティング料となっておりますけれども、どちらかというと性質的にはその冊子を作るために11万円ちょっとかけて宣伝するというところ

ろでこの予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（山下一義君）議員の皆さん、確認ですけれども、まだ質疑が続くようであれば一応暫時休憩したいと思うんですけれども、どうでしょう。（「俺 1 人」の声）1 人ですね。じゃ続けます。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）何はともあれ、ちょっと理解していない部分もあったかもしれませんが、ローリスク・ローリターンよりハイリスク・ハイリターンを求めるならばお金はかけるべきかなと思ったところで質問しました。

あとは、16 ページの先ほど出ましたナミ像の件ですけれども、連携というのはあるのかな、建てたところでチームでね。そういう会合は、話合いとかは今始まっているんでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）先ほどの震災以降のツアーをちょっと答弁させていただきましたが、これと絡めて県のほうが、像が建っているところは震災の傷痕が深かったところかと理解しております。そこを一緒に巡ればというところで、コースの構想には入っているところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）分かりました。大いにやっていただきたいと思います。

あと一つ、先ほどトレーニングセンターの解体工事が出たんですけれども、もうご存じだと思いますけれども、村民グラウンドに古いサッカーゴールが残っています。解体屋さんについてにちょっとしてもらったらどうかなと。

（「使えるの」の声）使える。古いやつだもん。新しいやつは今は軽く押してできます。じゃ一緒に手伝おうかと言ったら、とても大きくて、杵をネジ外しとかをやってみようかという話までは行ったんですけれども、そしたらちょうど今解体工事云々がトレーニングセンターのが出ましたから、ちょっとお話をされたらどうかなと思って。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）あれはもともと備品としてあったものでございますので、その利用頻度につきましてもまた使用者と確認をして検討したいと思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんね。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時12分）

（午後 1時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第37号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第37号につきましてご説明いたします。

議案第37号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,765万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,882万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金39万8,000円の減額補正です。会計年度任用職員を新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で雇用するための減額補正であります。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金7,805万7,000円の増額補正です。令和3年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出について説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費34万9,000円の減額補正です。会計年度任用職員を新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で雇

用するための減額等の補正でございます。

あとは、予備費に7,800万8,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第38号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第38号につきましてご説明いたします。

議案第38号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,765万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,912万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億6,765万4,000円の増額補正です。令和3年度決算に伴う増額補正であります。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金2,653万4,000円の増額補正です。令和3年度介護給付費及び地域支援事業費等の額の確定に伴

います返還金の増額補正であります。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 繰出金533万4,000円の増額補正です。令和 3 年度決算に伴います一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは、予備費に 1 億3,578万6,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、令和 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第 4、議案第39号、令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第39号につきましてご説明いたします。

議案第39号、令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億115万1,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いします。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金424万2,000円の増額補正です。令和

3年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金13万4,000円の増額補正です。令和3年度決算に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは、予備費に410万8,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第40号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第40号につきましてご説明いたします。

議案第40号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,766万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額の順で読み上げます。

公営企業会計法適用移行支援業務、令和4年度から令和5年度まで、1,507万円。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。起債の目的、公営企業会計適用債（公営企業会計法適用移行支援業務）、限度額1,520万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

まずは歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目2消費税還付金、節1消費税還付金7万6,000円の増額補正、消費税確定申告に伴い、予定納税額の一部還付でございます。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、令和3年度決算認定にて確定しました実質収支3,115万1,373円に伴う1,615万1,000円の増額補正でございます。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金1,300万円の減額補正、前年度繰越金などの歳入増に伴い、簡易水道財政基金からの繰入れを予定していた分の全額減額補正でございます。

款6県支出金、項1県補助金、目1水道事業費県補助金、節1簡易水道事業費県補助金100万円の増額補正、当初予算でお願いしました水道施設台帳整備業務委託料に対する補助金の内示があったものでございます。

款7村債、項1村債、目2水道事業債、節1簡易水道事業債1,520万円の増額補正、こちらは、令和4年度中の公営企業会計法適用移行に伴う各委託料などの関係経費におきまして、移行支援方針として地方債メニューのうち公営企業会計適用債が新たに創設されまして、当初予算にてお願いしました資産調査やシステム導入経費まで含めて今回全額借入れを行い、財源充当するものでございます。また、これにおいては、今後の各年度の元利償還金に対して55%を一般会計から繰入れを行うことによって、その100%が普通交付税で措置されるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節3職員手当等20万円の増額補正、扶養手当及び児童手当を増額するものでございます。続いて節12委託料418万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、国の施策による公営企業会計への移行要請に基づいて、令和6年度から地方公営企業法を適用することに伴い、法適用に係る企業会計方式への移行作業を円滑に進めるために、令和4年度から5年度にかけて2か年の期間を要する整備となり、今回、令和4年度に必要な移行事務支援の委託費を計上するものでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

あわせて、第2表債務負担行為におきまして、令和5年度までの債務負担行為の設定もお願いするものでございます。

再度、9ページをお願いいたします。

項3予備費1,504万7,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第41号につきましてご説明いたします。

議案第41号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第1号、堀切多々良線道路改良工事。

2、契約金額、9,598万6,000円、税抜額8,726万円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役藤川俊光。

主な工事概要について申し上げます。

現地は日向集落と堀切交差点の間の一部区間であり、施工延長280m、現道拡幅の改良工事でございます。

工事内容としましては、掘削工3,080m³、路体盛土工670m³、植生工1,000m²、大型ブロック積み工302m²、ブロック積工540m²、側溝工264m、アスファルト舗装工2,180m²の工事であります。

本工事について、指名競争入札を8月18日に行い、業者が決定いたしましたので今回提案させていただくものであります。

次のページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、社交辺第3号、医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補

修工事。

2、契約金額8,527万5,520円、税抜額7,752万3,200円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区小峯1丁目6番85号102、会社名、株式会社ウィルテック、代表者、代表取締役永田壮弘。

主な工事概要について申し上げます。

現地は村道医王寺向小川線の御船町境の一番奥から数えて2番目の橋梁でありまして、昭和52年10月竣工、橋長61.42m、全幅員8mでございます。橋梁上部工においては、主桁の腐食などに伴う塗り替え塗装工、床版のひび割れや剥離、鉄筋露出などに伴うひび割れ注入工や断面修復工、橋梁下部工においては橋台、橋脚のひび割れや浮き、鉄筋露出などに伴うひび割れ補修工や断面修復工、橋面工においては防護柵の防蝕機能の劣化などに伴う塗り替え塗装工、車道の浮きやひび割れ、凹凸などに伴う舗装打ち替え工などを施工するもので、橋梁の長寿命化を図るものであります。

本工事について、指名競争入札を8月18日に行い、業者が決定いたしましたので今回提案させていただくものであります。

次のページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

第42号、第43号は橋梁補修工事ということで、お尋ねですけれども、指名競争入札では村外の業者が選定されておりますけれども、村内業者が含まれていない理由を教えてください。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

指名競争入札における工事請負に係る建設業者選定につきましては、当村への入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者のうちから選ばなければならないとされております。その中で西原村工事請負建設業者選定要領に基づき選定しております。要領第5条第1項のうち第6号において、当該工事施工についての技術的適正について注意することが記されております。運用基準の選定の注意事項には、1、当該工事と同種工事について相当の施工実績があること、2、当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があることなどとされていることに基づくことが理由でございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

それでは、村外の業者の選定はどのように行われておりましたでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）今回の橋梁の保守工事におきまして、国の社会資本整備総合交付金の補助を受けて施工するものであります。また、一般的な道路工事とは異なった専門的な工法で施工するというものでございます。

県をはじめ全国的な橋梁補修工事の発注に関しまして、参加資格における講習においては、建設業法の工事種別の中のとび・土工・コンクリート工事とされており、国交省における種別の細区分工種においても橋梁補修工事とはとび・土工・コンクリート工事内に分類されているところでございます。このようなことから、村内におけるとび・土工・コンクリート工事業種の建設業許可を受けている業者は2者しかなく、また過去の橋梁補修工事の実績は近年はないというところでございます。

よって県のほうに相談しまして、一般社団法人熊本県メンテナンス協会または一般社団法人熊本県道路保全協会の会員であり町村へ入札参加資格がある業者のうち、県北、県央地域に事業所がありまして、とび・土工・コンクリート工事の許可を受け元請として過去5年間のうち1,000万円以上の橋梁補修工事実績がある業者の中で、県の経営事項審査によりその工種の経営点が高い10者を今回選定させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第43号につきましてご説明いたします。

議案第43号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5

号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、社交辺第4号、医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事。

2、契約金額、7,396万4,000円、税抜額6,724万円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区榎町7番17号、会社名、株式会社アイエスティー、代表者、代表取締役高野太。

主な工事概要について申し上げます。

現地は村道医王寺向小川線の御船町境の一番奥の橋梁でありまして、昭和53年3月竣工、橋長61.42m、全幅員8mでございます。橋梁上部工においては主桁の腐食などに伴う塗り替え塗装工、床版のひび割れや剝離、鉄筋露出などに伴うひび割れ注入工法や断面修復工、橋梁の下部工においては橋台、橋脚のひび割れや浮き、鉄筋露出などに伴うひび割れ補修工や断面修復工、橋面工においては防護柵の防蝕機能の劣化などに伴う塗り替え塗装工、車道の浮きやひび割れ、凹凸などに伴う舗装打ち替え工などを施工するもので、橋梁の長寿命化を図るものであります。

本工事について、指名競争入札を8月18日に行い業者が決定いたしましたので、今回提案させていただくものであります。

次のページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第44号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西教工第2号、西原中学校給食室・ランチルーム改築工事。

2、変更前契約金額3億7,840万円、税抜額3億4,400万円、変更後契約金額3億8,085万4,100円、税抜額3億4,623万1,000円、245万4,100円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10、会社名、株式会社アスク工業、代表者、代表取締役上村信敏。

変更の主な内容としまして、既存の地面埋設配管、給排水、ガス、電気が建設予定地にあることが掘削で判明したことによる盛り替えと、第2期工事の基礎工事中に地下埋設物が発見されたことによる解体撤去費の増であります。

次のページに参考資料としまして公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第45号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 中西 聡君 登壇 説明）

○企画商工課長（中西 聡君）議案第45号について説明いたします。

議案第45号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、防安西企第7号、西原村運動公園園内道路整備工事。

2、変更前契約額5,038万円、税抜額4,580万円、変更後契約額6,660万6,100円、税抜額6,055万1,000円、1,622万6,100円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、代表取締役下村一恵。

変更の主な内容といたしまして、園内の道路と県道堂園小森線の接続工事箇所について、道路工事施工承認申請に際し県道道路管理者と事前協議を重ねた結果、県道の安全な道路通行の確保及び渋滞緩和の観点から、極力現道への影響を最小限にするため本工事施工時に鋼矢板の打ち込みを追加すること、また、鋼矢板引き抜き後に県道が不等沈下するおそれがあることから、沈下防止のため鋼矢板を残置するように道路管理者からの指示があったことに対する変更の増でございます。

次のページに参考資料といたしまして公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）訂正をお願いします。

企画商工課長。

○企画商工課長（中西 聡君）申し訳ございません。議案第45号、記の2です。変更前契約額と読んでしまいました。変更前契約金額、それとその下の変更後契約金額も変更後契約額と発言してしまいましたので、訂正をお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第11、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字宮山861番地、氏名、佐藤光弘、生年月日、昭和32年7月21日。

提案理由でございます。西原村固定資産評価審査委員会委員として新たに佐藤光弘氏を選任いたしたく、選任に対し議会の同意を要するためでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

任期につきましては、令和4年11月1日から令和7年10月31日の3年間となります。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時10分 散 会

第 5 号 (9 月 1 6 日)

令和4年第3回西原村議会定例会会議録

令和4年9月16日、令和4年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年9月16日（金曜日） 議事日程第5号

- 日程第 1 発議第 5号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
- 日程第 2 組合議会の報告について
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 4 復興対策特別委員会の終了について
- 日程第 5 常任委員の選任について
（総務福祉常任委員5名、産業教育常任委員5名、議会広報常任委員5名）
- 日程第 6 議会運営委員の選任について（6名）
- 日程第 7 議長の常任委員辞任について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	松 山 兼 二 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	林 田 浩 之 君
企画商工課長	中 西 聡 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	須 藤 博 君
税務課長	小 栗 優 君
産業課長	南 利 孝 文 君
建設課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	廣 瀬 龍 一 君
保健衛生課長	松 下 公 夫 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本題に入ります前に、保健衛生課長より訂正文がありますので、よろしくをお願いします。

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

昨日の議案第39号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の中で、7ページ、款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金の節27繰出金の金額表示が15万5,000円となっておりますけれども、正しくは13万4,000円の誤りでありました。おわびして訂正いたします。

○議長（山下一義君）本日の会議は、お手元に配付の議事日程第5号のとおり行います。

日程第1、発議第5号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって、発議第5号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第2、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いいたします。

4番議員、堀田君。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

令和4年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会が開催されましたので、報告いたします。

令和4年8月17日午後2時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室にて、令和4年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第4号、専決処分の報告並びに承認を求めることについて、議案第5号、令和3年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、議案第6号、令和4年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての3つの議案でした。

主なものとして、議案第5号の令和3年度益城、嘉島、西原環境衛生施設

組合一般会計決算につきましては、歳入、予算現額 5 億 8,590 万 2,000 円、調定額 5 億 9,197 万 8,652 円、収入済額 5 億 9,197 万 8,652 円、不納欠損額 0、収入未済額 0、歳出、予算現額 5 億 8,590 万 2,000 円、支出済額 5 億 5,791 万 4,706 円、翌年度繰越額 0、不用額 2,798 万 7,294 円、歳入歳出差引残額 3,406 万 3,946 円、うち基金繰入金 0 という決算でした。

議案第 6 号、令和 4 年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきましては、令和 3 年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算に伴い繰越金が確定したために、歳入、繰越金、補正前の額 1,000 万円、補正額 2,406 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算額の総額を 5 億 4,680 万 2,000 円とするというものでした。

3 議案とも全員一致にて認定、議決されました。

その後、年度別ごみ搬入実績の報告がありました。令和 3 年度では、益城町 1 万 180 t、嘉島町 4,060 t、西原村 2,175 t。令和 3 年度町村別割合では、益城町 62.0%、嘉島町 24.7%、西原村 13.3%。

年度別の火葬の件数になりますが、令和 3 年度、益城町 305 件、嘉島町 107 件、西原村 78 件、地域外 16 件の合計 506 件とのことでした。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようですので、これで組合議会報告を終わります。

日程第 3、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長堀田直孝君、総務福祉常任委員会委員長中西義信君、産業教育常任委員会委員長西口義充君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 4、復興対策特別委員会の終了についてを議題とします。

調査等の経過報告についてを復興対策特別委員会副委員長、西口義充君に

求めます。

(復興対策特別委員会副委員長 西口義充君 登壇 報告)

○復興対策特別委員会副委員長(西口義充君)では、ご報告いたします。

西原村復興対策特別委員会終了について。

委員会設置、平成28年6月23日、第2回定例会、構成委員10名。平成28年9月26日、第3回臨時会、構成委員5名。令和2年9月26日、第2回臨時会、構成委員5名。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

目的、熊本地震における復興対策に対し、総合的に対処するため。

委員会の定数、5名。

附則、この西原村復興対策特別委員会は、熊本地震の復興対策の必要性が続く限り存続するものとする。

上記のとおり、熊本地震発生後、西原村議会として、当初、全議員が特別委員となり、地震の被害状況や避難所の運営等の行政への支援、国への支援要望活動をし、そして新議員体制から5名の委員会を編成し、復興計画に基づく地域再生へ向け、行政と住民、そして議会と一体となって、特別委員会あるいは全員協議会という形で会議を開催したり、地元や現場へ足を運び、復旧・復興に邁進してきました。

令和3年4月18日の集落再生事業地区6地区の落成式、そして仮設住宅に入居されていた世帯においても、新しい居住地でのスタートをされ、令和4年7月31日をもって仮設住宅も閉鎖され、復興対策特別委員会活動も終了時期と考え、今期定例会において報告し、西原村復興対策特別委員会を終了します。

今までの経過報告を行います。

西原村復興対策特別委員会、経過報告。

平成28年4月19日から平成28年6月22日まで、7回の熊本地震に伴う情報報告会及び全員協議会を行っております。

平成28年6月23日、第2回西原村議会定例会において、西原村復興対策特別委員会設置、議員10名。

平成28年6月29日、熊本地震に伴う西原村地震災害に関する県への緊急要望活動。

平成28年7月7日、西原村復興対策特別委員会、行政状況及び取組状況並びに要望事項の確認。

平成28年7月18日、西原村復興対策特別委員会、行政状況・罹災証明・避難所・ボランティアの活動及び確認、国への要望書の確認。

平成28年9月26日、第3回臨時会において、西原村復興対策特別委員会設置、議員5名。

平成28年10月20日、西原村復興対策特別委員会、道路・河川・農地・農業

用施設・住宅移転及び再生、水道施設の復旧状況・避難所状況・解体申請状況。

平成29年3月29日、西原村復興対策特別委員会、行政状況の確認・復興計画書の確認。

平成29年8月17日、西原村復興対策特別委員会、仮設住宅申込状況・災害公営住宅計画、集落再生事業の取組・現地確認。

平成30年6月6日、西原村復興対策特別委員会、復興計画進捗状況・完成した復興河原団地現地確認。

平成31年2月21日、西原村復興対策特別委員会、仮設住宅集約化・宅地再生事業現地確認。

令和1年11月5日、西原村復興対策特別委員会、住宅再生事業進捗事業受注業者説明及び現地確認、仮設住宅入居状況確認。

令和2年9月25日、第2回臨時会において、西原村復興対策特別委員会設置、議員5名。

続きまして、西原村における熊本地震の被害状況及び対策事業について説明します。

熊本地震。前震、平成28年4月14日、21時26分、マグニチュード6.5、震度6弱。本震、平成28年4月16日、1時25分、マグニチュード7.3、震度7。震度1以上の余震4,484回。

人的被害、死亡5名、関連死4名、負傷者56名、そのうち、重傷者18名、軽傷者が38名となっております。

避難所（公的避難所）、ピーク時、最大6か所、1,809名の方が避難されております。平成28年11月18日閉鎖となっております。

建物被害、全壊512棟、大規模半壊201棟、半壊664棟、一部損壊1,097棟、計2,474棟。村内2,474棟のうち、1,377棟の建物が全半壊となりました。

解体、解体数1,772棟。

応急仮設住宅、312戸（第1団地から第5団地まで）、最大時307戸に301世帯841人の方が入居されております。令和4年7月31日付、居住者0人、全員退去となりました。

みなし仮設住宅、最大時194世帯557人居住。令和4年7月31日付、居住者0。

公営住宅（利活用含む）、山西団地45戸、小森団地46戸、河原団地12戸。

熊本地震における費用状況です。主な施策の成果より報告いたします。

平成28年、事業費64億9,929万円、平成29年、81億6,206万円、平成30年、71億793万円、令和1年、50億8,897万円、令和2年、33億987万円、令和3年、7億6,310万円、計309億3,122万円となっております。

主な取組。

復興建設課、宅地耐震化事業（拡充）他104本、120億2,421万円。（災

害) 公営住宅事業14億855万4,000円。

保健衛生課、家屋解体等による廃棄物処理事業62億1,100万円。

教育委員会、文化財・文化施設及び自治公民館等への補助51件、1億3,958万1,000円。

災害義援金の配分、受入れ分です。11億3,911万3,000円となっております。配分金は、村の一般会計とは別となります。

これをもちまして、復興対策特別委員会を終了いたします。

○議長(山下一義君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですので、自席に戻ってください。

お諮りします。本日をもって復興対策特別委員会を終了したいと思います。が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、復興対策特別委員会は本日をもって終了することを決定しました。

ここで、執行部においては、しばらく議場より退席をお願いいたします。暫時休憩します。

(午前10時20分)

(執行部退席)

(午前10時22分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、常任委員の選任についてを議題とします。

西原村議会委員会条例第3条、常任委員の任期は2年となっており、令和4年9月24日にて任期満了となります。

それに伴い、新常任委員についてお諮りします。常任委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名することになっていますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午前10時22分)

(午前10時22分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員が決定しましたので、朗読します。

総務福祉常任委員会に、1番、尾崎幸穂君、4番、堀田直孝君、5番、坂本隆文君、6番、中西義信君、9番、桂悦朗君。

産業教育常任委員会に、2番、高本孝嗣君、3番、小城保弘君、7番、西口義充君、8番、上野正博君、10番、山下一義。

議会広報常任委員会に、1番、尾崎幸穂君、2番、高本孝嗣君、3番、小城保弘君、4番、堀田直孝君、5番、坂本隆文君です。

以上、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、各常任委員会はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩して、委員長、副委員長の互選を行います。

暫時休憩します。

(午前10時23分)

(午前10時25分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告します。

総務福祉常任委員長、4番、堀田直孝君。副委員長、9番、桂悦朗君。

産業教育常任委員長、2番、高本孝嗣君。副委員長、3番、小城保弘君。

議会広報常任委員長、5番、坂本隆文君。副委員長、1番、尾崎幸穂君。

以上でございます。

日程第6、議会運営委員会の選任についてを議題とします。

西原村議会委員会条例第4条第2項の規定により、常任委員と同様に任期は2年となっております。

お諮りします。議会運営委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名することになっておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議会運営委員を指名します。

2番、高本孝嗣君、4番、堀田直孝君、5番、坂本隆文君、6番、中西義信君、7番、西口義充君、8番、上野正博君。

以上、指名しましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議会運営委員はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩して、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時27分)

(午前10時28分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長が互選により決まりましたので、報告します。

議会運営委員長、6番、中西義信君。副委員長、7番、西口義充君です。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

暫時休憩します。

(午前10時29分)

(午前10時29分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

ここでお願いがあります。

私が産業教育常任委員に選任されましたが、議長の立場上、各委員会と関係を等距離的な立場を取るのが望ましいのではないかと思います。

また、地方自治法第105条によりまして、各常任委員会へ出席し、発言が認められています。皆さんの同意が得られますなら、常任委員会を辞任したいと思います。

○議会事務局長(米口三喜男君)ただいまの件につきまして、議長の一身上に関する事件でございます。地方自治法第117条の規定によりまして、山下議長が除斥の対象となります。

つきましては、山下議長にご退席をいただきまして、上野副議長に議長席へご登壇いただき、副議長から議長への常任委員辞任の件をお諮りいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(山下一義君)暫時休憩します。

(午前10時31分)

(午前10時32分)

○副議長(上野正博君)休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの件につきましては、議長の一身上に関する事件でございますので、副議長がしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

日程第7、議長の常任委員辞任について、議題とします。

本件につきましては、除斥の対象となりますので、地方自治法第117条の規定により山下議長の退場を求めます。

(議長 山下一義君 退場)

○副議長(上野正博君)山下議長から常任委員を辞退したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○副議長（上野正博君）異議なしと認め、山下議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで議長の除斥を解除します。

暫時休憩します。

（午前１０時３３分）

（議長 山下一義君 入場）

（午前１０時３４分）

○副議長（上野正博君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議長が入場されましたので、議長の常任委員辞任について、結果を報告します。

お諮りいたしましたところ、議長は常任委員を辞任することに決定いたしました。

以上、報告します。

それでは、議長を交代します。

暫時休憩します。

（午前１０時３４分）

（午前１０時３５分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

以上、新常任委員及び議会運営委員については、令和４年９月２５日からとなります。

議長席を少しの間外させて、皆さんにおわびを申し上げます。

８月１０日の全員協議会におきまして、ご指摘されましたことについては、私、知らなかったこととはいえ、深く反省し、対処してきたところでありますが、皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げます。今後とも、ひとつよろしく願います。

暫時休憩します。

（午前１０時３７分）

（執行部入場）

（午前１０時３８分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に新体制の常任委員名簿が配付されています。それぞれの事件や審議事項について取り組んでいただき、西原村の課題解決と新しい村政施策にチェックを入れながら、「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」を築いていきましょう。

また、執行部においても、議会に対して積極的な協力体制でお願いいたします。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和4年第3回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時40分 閉 会

令和4年

第3回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年

第3回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年

第3回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

熊本県阿蘇郡西原村議会副議長 上 野 正 博

2 番議員 高 本 孝 嗣

3 番議員 小 城 保 弘